

総務文教委員会

平成30年12月11日(火)

10時00分～ 時 分

全員協議会室

(委員) 野藤委員長、小川副委員長、沖田委員、西川委員、永見委員、佐々木委員、道下委員
西田委員

(議長・委員外議員)

(総務文教委員会 所管管理職)

近重副市長

[市長公室] 佐々木市長公室長

[総務部] 砂川総務部長、山根総務課長、西谷行財政改革推進課長

湯浅行財政改革推進課副参事(教育施設再編推進室長)

馬場安全安心推進課長、西川人事課長、久佐情報政策課長

村瀧人権同和教育啓発センター所長(人権同和教育室長)

[地域政策部] 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長

田中地域プロジェクト推進室長

[財務部] 宮崎財務部長、森脇税務課長、土谷資産税課長、草刈財政課長

有福契約管理課長

[金城支所] 吉永金城支所長、原田金城支所防災自治課長(金城分室長)

[旭支所] 塚田旭支所長、佐々尾旭支所防災自治課長(旭分室長)

[弥栄支所] 河上弥栄支所長、三浦弥栄支所防災自治課長(弥栄分室長)

[三隅支所] 斎藤三隅支所長、小松三隅支所防災自治課長(三隅分室長)

[会計課] 原田会計管理者(会計課長)

[教育委員会] ~~石本教育長~~、佐々木教育部長、古森教育総務課長、市原学校教育課長

牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、

長見青少年サポートセンター所長、外浦文化振興課長

[選挙管理委員会] 森下選挙管理委員会事務局長

[監査委員・公平委員会] 栗栖監査委員事務局長(公平委員会上席職員)

[消防本部] 佐々木消防長、中村総務課長、~~齋藤予防課長~~、本田警防課長

大驛通信指令課長、~~田中浜田消防署長~~、~~尾崎東部消防署長~~

琴野西部消防署長

[所管外管理職] 畑金城支所産業建設課長、今田旭支所産業建設課長

後野弥栄支所産業建設課長

(事務局) 篠原書記

【議 題】

- 1 議案第64号 浜田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第65号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第69号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第70号 浜田市石中央文化ホール条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第76号 財産の取得について(浜田警察署殿町職員宿舍)
- 6 議案第81号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第82号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第83号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 陳情審査
(1) 陳情第73号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について

て

(2) 陳情第 74 号 指定管理者への申請条件の公平化を求める陳情について

(3) 陳情第 75 号 一般社団法人奥島根弥栄への補助金支給の透明性の確保と提案の実効性について執行部へ注意喚起を求める陳情について

10 執行部からの報告事項

(1) 浜田市まちづくり総合交付金制度中間検証結果について

(2) 中期財政計画及び見通し

(3) 教育委員会自己点検・評価報告書について

(4) 浜田城・北前船関係展示案内施設について

(5) 投票所の変更について

(6) その他

・市有財産の売却状況について

11 その他

**平成 30 年 12 月浜田市議会定例会
条例議案新旧対照表**

（総務文教委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第64号	浜田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第65号	浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について	…	2ページ
議案第69号	浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について	…	5ページ
議案第70号	浜田市石中央文化ホール条例の一部を改正する条例について	…	6ページ

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>○浜田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>浜田市長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>浜田市長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;"><u>○浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>浜田市の議会の議員及び長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>浜田市の議会の議員及び長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p>

現行	改正後（案）
<p>（部及び室の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>市長公室</p> <p>総務部</p> <p>地域政策部</p> <p>財務部</p> <p>健康福祉部</p> <p>市民生活部</p> <p>産業経済部</p> <p>都市建設部</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 部及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>（1）市の総合的な調整に関すること。</p> <p>（2）秘書に関すること。</p> <p>（3）広報に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>（1）議会に関すること。</p> <p>（2）条例及び規則に関すること。</p> <p>（3）行財政改革に関すること。</p> <p>（4）行政一般に関すること。</p>	<p>（部及び室の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>市長公室</p> <p>総務部</p> <p>地域政策部</p> <p>[削る]</p> <p>健康福祉部</p> <p>市民生活部</p> <p>産業経済部</p> <p>都市建設部</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 部及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>（1）市の総合的な調整に関すること。</p> <p>（2）秘書に関すること。</p> <p>（3）市報に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>（1）議会に関すること。</p> <p>（2）条例及び規則に関すること。</p> <p>（3）行財政改革に関すること。</p> <p>（4）行政一般に関すること。</p>

現行	改正後（案）
<p>(5) 交通安全、防犯及び災害対策に関すること。</p> <p><u>(6) 情報化推進に関すること。</u></p> <p><u>(7) 人権同和対策及び啓発の施策に関すること。</u></p> <p><u>(8) 統計に関すること。</u></p> <p><u>(9) 職員に関すること。</u></p> <p><u>(10) 普通財産に関すること。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所管に属さないこと。</u></p> <p>地域政策部</p> <p>(1) 市の総合的な施策の企画に関すること。</p> <p>(2) 自治区制度に関すること。</p> <p>(3) 地域振興に関すること。</p> <p>(4) 定住施策に関すること。</p> <p>(5) 地域交通に関すること。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>財務部</p> <p><u>(1) 予算その他財政に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市税に関すること。</u></p> <p><u>(3) 経理及び契約に関すること。</u></p>	<p>(5) 交通安全、防犯及び災害対策に関すること。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(6) 統計に関すること。</u></p> <p><u>(7) 職員に関すること。</u></p> <p><u>(8) 普通財産に関すること。</u></p> <p><u>(9) 予算その他財政に関すること。</u></p> <p><u>(10) 経理及び契約に関すること。</u></p> <p><u>(11) 入札に関すること。</u></p> <p><u>(12) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所管に属さないこと。</u></p> <p>地域政策部</p> <p>(1) 市の総合的な施策の企画に関すること。</p> <p>(2) 自治区制度に関すること。</p> <p>(3) 地域振興に関すること。</p> <p>(4) 定住施策に関すること。</p> <p>(5) 地域交通に関すること。</p> <p><u>(6) 地域情報化に関すること。</u></p> <p><u>(7) 人権同和対策及び啓発の施策に関すること。</u></p> <p>[削る]</p>

現行	改正後（案）
<p><u>(4) 入札に関すること。</u></p> <p>健康福祉部</p> <p>(1) <u>障害者福祉</u>、高齢者福祉及びその他社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 地域医療対策に関すること。</p> <p>(3) 医療及び保健衛生に関すること。</p> <p>(4) 子育て支援に関すること。</p> <p>(5) 介護保険に関すること。</p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(3) 環境保全及び市民生活に関すること。</p> <p>(4) 一般廃棄物に関すること。</p> <p>[新設]</p> <p>産業経済部 [略]</p> <p>都市建設部 [略]</p>	<p>健康福祉部</p> <p>(1) <u>障がい者福祉</u>、高齢者福祉及びその他社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 地域医療対策に関すること。</p> <p>(3) 医療及び保健衛生に関すること。</p> <p>(4) 子育て支援に関すること。</p> <p>(5) 介護保険に関すること。</p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(3) 環境保全及び市民生活に関すること。</p> <p>(4) 一般廃棄物に関すること。</p> <p><u>(5) 市税に関すること。</u></p> <p>産業経済部 [略]</p> <p>都市建設部 [略]</p>

浜田市立図書館条例（平成25年浜田市条例第9号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 浜田市立中央図書館の多目的第1ホール、多目的第2ホール及びコミュニケーションスペースの開館時間は、午前9時から午後9時まで（日曜日_____は、午前9時から午後7時まで）とする。</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 浜田市立中央図書館の多目的第1ホール、多目的第2ホール及びコミュニケーションスペースの開館時間は、午前9時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日は、午前9時から午後7時まで）とする。</p>

現行	改正後（案）
<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第6条 文化ホールの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで</u></p>	<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第6条 文化ホールの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 休館日</u></p> <p><u>ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日後の直近の休日でない日）</u></p> <p><u>イ 12月29日から翌年の1月3日まで</u></p>

平成 30 年 12 月浜田市議会定例会

条例議案新旧対照表

（追加提出分）

（総務文教委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第81号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第82号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	…	14ページ
議案第83号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	…	15ページ

【第1条関係】 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																								
<p>（給与に関する特例） 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>（給与に関する特例） 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="100 397 434 443">号給</th> <th data-bbox="434 397 1111 443">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="100 443 434 496"></td> <td data-bbox="434 443 1111 496">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 496 434 539">1</td> <td data-bbox="434 496 1111 539"><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 539 434 582">2</td> <td data-bbox="434 539 1111 582"><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 582 434 625">3</td> <td data-bbox="434 582 1111 625"><u>471,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 625 434 683">4</td> <td data-bbox="434 625 1111 683"><u>532,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 397 1487 443">号給</th> <th data-bbox="1487 397 2128 443">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 443 1487 496"></td> <td data-bbox="1487 443 2128 496">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 496 1487 539">1</td> <td data-bbox="1487 496 2128 539"><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 539 1487 582">2</td> <td data-bbox="1487 539 2128 582"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 582 1487 625">3</td> <td data-bbox="1487 582 2128 625"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 625 1487 683">4</td> <td data-bbox="1487 625 2128 683"><u>533,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>374,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>373,000</u>																								
2	<u>421,000</u>																								
3	<u>471,000</u>																								
4	<u>532,000</u>																								
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>374,000</u>																								
2	<u>422,000</u>																								
3	<u>472,000</u>																								
4	<u>533,000</u>																								
<p>2～5 〔略〕 〔略〕 （職員給与条例等の適用除外等）</p>	<p>2～5 〔略〕 〔略〕 （職員給与条例等の適用除外等）</p>																								
<p>第7条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>第7条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」 _____とする。</p>																								
<p>3 〔略〕</p>	<p>3 〔略〕</p>																								

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																				
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第11条 医療職給料表の適用を受ける職員に新たに採用された職員には、月額41万4,300円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円（医師の宿日直勤務にあつては、2万円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（期末手当）</p> <p>第26条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第11条 医療職給料表の適用を受ける職員に新たに採用された職員には、月額41万4,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（医師の宿日直勤務にあつては、2万1,000円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（期末手当）</p> <p>第26条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130 _____ を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」 _____ とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行									改正後（案）								
4～6 〔略〕 （勤勉手当） 第29条 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕 別表第1（第3条関係） 行政職給料表									4～6 〔略〕 （勤勉手当） 第29条 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕 別表第1（第3条関係） 行政職給料表								
職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給 給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	号給 給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行								改正後（案）								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	1	<u>142,600</u>	<u>192,700</u>	<u>228,900</u>	<u>262,000</u>	<u>288,000</u>	<u>318,500</u>	<u>362,300</u>	1	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>	<u>230,000</u>	<u>263,000</u>	<u>288,900</u>	<u>319,200</u>	<u>362,900</u>
	2	<u>143,700</u>	<u>194,500</u>	<u>230,500</u>	<u>263,900</u>	<u>290,200</u>	<u>320,700</u>	<u>364,900</u>	2	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>	<u>231,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,100</u>	<u>321,400</u>	<u>365,500</u>
	3	<u>144,900</u>	<u>196,300</u>	<u>232,000</u>	<u>265,700</u>	<u>292,500</u>	<u>323,000</u>	<u>367,400</u>	3	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>	<u>233,100</u>	<u>266,700</u>	<u>293,400</u>	<u>323,700</u>	<u>367,900</u>
	4	<u>146,000</u>	<u>198,100</u>	<u>233,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,600</u>	<u>325,200</u>	<u>370,000</u>	4	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>	<u>234,700</u>	<u>268,800</u>	<u>295,500</u>	<u>325,900</u>	<u>370,500</u>
	5	<u>147,100</u>	<u>199,700</u>	<u>235,100</u>	<u>269,600</u>	<u>296,600</u>	<u>327,400</u>	<u>371,900</u>	5	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>270,500</u>	<u>297,400</u>	<u>328,100</u>	<u>372,400</u>
	6	<u>148,200</u>	<u>201,500</u>	<u>236,800</u>	<u>271,500</u>	<u>298,900</u>	<u>329,400</u>	<u>374,400</u>	6	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>	<u>237,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,700</u>	<u>330,100</u>	<u>374,900</u>
	7	<u>149,300</u>	<u>203,300</u>	<u>238,300</u>	<u>273,400</u>	<u>301,200</u>	<u>331,600</u>	<u>376,700</u>	7	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>	<u>239,300</u>	<u>274,300</u>	<u>302,000</u>	<u>332,300</u>	<u>377,200</u>
	8	<u>150,400</u>	<u>205,100</u>	<u>239,900</u>	<u>275,500</u>	<u>303,400</u>	<u>333,800</u>	<u>379,200</u>	8	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>	<u>240,900</u>	<u>276,400</u>	<u>304,200</u>	<u>334,500</u>	<u>379,700</u>
	9	<u>151,500</u>	<u>206,800</u>	<u>241,200</u>	<u>277,600</u>	<u>305,400</u>	<u>335,800</u>	<u>381,700</u>	9	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>	<u>242,100</u>	<u>278,400</u>	<u>306,100</u>	<u>336,400</u>	<u>382,100</u>
	10	<u>152,900</u>	<u>208,600</u>	<u>242,700</u>	<u>279,600</u>	<u>307,700</u>	<u>338,000</u>	<u>384,400</u>	10	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>	<u>243,600</u>	<u>280,400</u>	<u>308,400</u>	<u>338,600</u>	<u>384,800</u>
	11	<u>154,200</u>	<u>210,400</u>	<u>244,300</u>	<u>281,700</u>	<u>309,900</u>	<u>340,000</u>	<u>387,000</u>	11	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>	<u>245,200</u>	<u>282,500</u>	<u>310,600</u>	<u>340,600</u>	<u>387,400</u>
	12	<u>155,500</u>	<u>212,200</u>	<u>245,700</u>	<u>283,700</u>	<u>312,200</u>	<u>342,200</u>	<u>389,700</u>	12	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>	<u>246,600</u>	<u>284,500</u>	<u>312,900</u>	<u>342,800</u>	<u>390,100</u>
	13	<u>156,800</u>	<u>213,600</u>	<u>247,200</u>	<u>285,700</u>	<u>314,300</u>	<u>344,000</u>	<u>392,100</u>	13	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>	<u>248,100</u>	<u>286,500</u>	<u>315,000</u>	<u>344,600</u>	<u>392,500</u>
	14	<u>158,300</u>	<u>215,400</u>	<u>248,700</u>	<u>287,800</u>	<u>316,400</u>	<u>346,000</u>	<u>394,400</u>	14	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>	<u>249,600</u>	<u>288,600</u>	<u>317,100</u>	<u>346,600</u>	<u>394,800</u>
	15	<u>159,800</u>	<u>217,100</u>	<u>250,000</u>	<u>289,800</u>	<u>318,600</u>	<u>348,100</u>	<u>396,600</u>	15	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>	<u>250,900</u>	<u>290,600</u>	<u>319,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,000</u>
	16	<u>161,400</u>	<u>218,900</u>	<u>251,400</u>	<u>291,800</u>	<u>320,700</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	16	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>	<u>252,300</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,400</u>
	17	<u>162,700</u>	<u>220,600</u>	<u>252,900</u>	<u>293,700</u>	<u>322,700</u>	<u>351,800</u>	<u>400,800</u>	17	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>	<u>253,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>
	18	<u>164,200</u>	<u>222,300</u>	<u>254,600</u>	<u>295,700</u>	<u>324,700</u>	<u>353,800</u>	<u>402,800</u>	18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>
	19	<u>165,700</u>	<u>223,900</u>	<u>256,300</u>	<u>297,800</u>	<u>326,700</u>	<u>355,600</u>	<u>404,700</u>	19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>
	20	<u>167,200</u>	<u>225,500</u>	<u>258,100</u>	<u>299,800</u>	<u>328,700</u>	<u>357,500</u>	<u>406,500</u>	20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>
	21	<u>168,600</u>	<u>227,000</u>	<u>259,700</u>	<u>301,800</u>	<u>330,500</u>	<u>359,500</u>	<u>408,400</u>	21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	<u>260,500</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>
	22	<u>171,300</u>	<u>228,700</u>	<u>261,500</u>	<u>303,900</u>	<u>332,600</u>	<u>361,400</u>	<u>410,200</u>	22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	<u>262,300</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>
	23	<u>173,900</u>	<u>230,300</u>	<u>263,200</u>	<u>305,900</u>	<u>334,600</u>	<u>363,400</u>	<u>412,000</u>	23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	<u>264,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>
	24	<u>176,500</u>	<u>231,900</u>	<u>264,900</u>	<u>308,000</u>	<u>336,700</u>	<u>365,300</u>	<u>413,900</u>	24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	<u>265,700</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行								改正後（案）							
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	<u>267,600</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	<u>269,500</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	<u>271,300</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	<u>273,100</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	48	<u>213,700</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	49	<u>214,800</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行								改正後（案）							
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行								改正後（案）							
75	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,200</u>	<u>372,400</u>	<u>387,800</u>	<u>407,400</u>		75	<u>236,700</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>	
76	<u>236,600</u>	<u>289,200</u>	<u>334,800</u>	<u>373,000</u>	<u>388,200</u>	<u>407,600</u>		76	<u>237,300</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>	
77	<u>237,300</u>	<u>289,300</u>	<u>335,100</u>	<u>373,400</u>	<u>388,500</u>	<u>407,800</u>		77	<u>238,000</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>	
78	<u>238,100</u>	<u>289,700</u>	<u>335,600</u>	<u>373,900</u>	<u>388,800</u>	<u>408,100</u>		78	<u>238,800</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>	
79	<u>238,900</u>	<u>289,900</u>	<u>336,000</u>	<u>374,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,400</u>		79	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>	
80	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>		80	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
81	<u>240,200</u>	<u>290,500</u>	<u>336,900</u>	<u>375,500</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>		81	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	
82	<u>240,900</u>	<u>290,700</u>	<u>337,400</u>	<u>376,100</u>	<u>389,900</u>	<u>409,100</u>		82	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>	
83	<u>241,600</u>	<u>291,100</u>	<u>337,900</u>	<u>376,600</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>		83	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	
84	<u>242,300</u>	<u>291,400</u>	<u>338,400</u>	<u>376,900</u>	<u>390,400</u>	<u>409,600</u>		84	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	
85	<u>242,900</u>	<u>291,700</u>	<u>338,700</u>	<u>377,300</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>		85	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	
86	<u>243,600</u>	<u>292,000</u>	<u>339,100</u>	<u>377,800</u>	<u>390,900</u>			86	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>		
87	<u>244,300</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,200</u>			87	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>		
88	<u>245,000</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>			88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>		
89	<u>245,600</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>			89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>		
90	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>			90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>		
91	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>			91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>		
92	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>			92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>		
93	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>			93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>		
94		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>					94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>				
95		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>					95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>				
96		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>				
97		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>					97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>				
98		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>					98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>				
99		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>				

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行						改正後（案）					
100		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>			100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>		
101		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>			101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>		
102		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>			102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>		
103		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>			103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>		
104		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>			104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>		
105		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>			105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>		
106		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>			106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>		
107		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>			107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>		
108		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>			108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>		
109		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>			109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>		
110		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>			110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>		
111		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>			111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>		
112		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>			112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>		
113		<u>300,300</u>	<u>349,600</u>			113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>		
114		<u>300,600</u>				114		<u>301,000</u>			
115		<u>300,900</u>				115		<u>301,300</u>			
116		<u>301,300</u>				116		<u>301,700</u>			
117		<u>301,500</u>				117		<u>301,900</u>			
118		<u>301,700</u>				118		<u>302,100</u>			
119		<u>302,000</u>				119		<u>302,400</u>			
120		<u>302,300</u>				120		<u>302,700</u>			
121		<u>302,700</u>				121		<u>303,100</u>			
122		<u>302,900</u>				122		<u>303,300</u>			
123		<u>303,200</u>				123		<u>303,600</u>			
124		<u>303,500</u>				124		<u>303,900</u>			

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行									改正後（案）									
	125		<u>303,800</u>							125		<u>304,200</u>						
再任用職員		<u>187,300</u>	<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>	<u>356,400</u>		再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>246,400</u>	<u>331,800</u>	<u>396,700</u>	<u>471,100</u>
	2	<u>248,900</u>	<u>334,800</u>	<u>399,600</u>	<u>473,400</u>
	3	<u>251,400</u>	<u>337,700</u>	<u>402,500</u>	<u>475,600</u>
	4	<u>253,900</u>	<u>340,700</u>	<u>405,300</u>	<u>477,900</u>
	5	<u>256,200</u>	<u>343,400</u>	<u>408,000</u>	<u>480,200</u>
	6	<u>260,000</u>	<u>346,700</u>	<u>410,700</u>	<u>482,400</u>
	7	<u>263,800</u>	<u>349,800</u>	<u>413,500</u>	<u>484,600</u>
	8	<u>267,600</u>	<u>352,900</u>	<u>416,200</u>	<u>486,800</u>
	9	<u>271,200</u>	<u>355,700</u>	<u>418,600</u>	<u>488,800</u>
	10	<u>275,200</u>	<u>358,600</u>	<u>421,300</u>	<u>490,900</u>
	11	<u>279,200</u>	<u>361,700</u>	<u>423,900</u>	<u>493,000</u>
	12	<u>283,200</u>	<u>364,900</u>	<u>426,600</u>	<u>495,100</u>
	13	<u>287,000</u>	<u>367,900</u>	<u>429,000</u>	<u>497,200</u>
14	<u>291,000</u>	<u>371,500</u>	<u>431,500</u>	<u>499,300</u>	

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>247,900</u>	<u>333,100</u>	<u>397,900</u>	<u>471,700</u>
	2	<u>250,400</u>	<u>336,100</u>	<u>400,800</u>	<u>474,000</u>
	3	<u>252,900</u>	<u>339,000</u>	<u>403,700</u>	<u>476,200</u>
	4	<u>255,400</u>	<u>342,000</u>	<u>406,500</u>	<u>478,500</u>
	5	<u>257,600</u>	<u>344,700</u>	<u>409,100</u>	<u>480,700</u>
	6	<u>261,400</u>	<u>348,000</u>	<u>411,800</u>	<u>482,900</u>
	7	<u>265,200</u>	<u>351,100</u>	<u>414,600</u>	<u>485,100</u>
	8	<u>269,000</u>	<u>354,200</u>	<u>417,300</u>	<u>487,300</u>
	9	<u>272,600</u>	<u>357,000</u>	<u>419,500</u>	<u>489,300</u>
	10	<u>276,600</u>	<u>359,900</u>	<u>422,200</u>	<u>491,400</u>
	11	<u>280,600</u>	<u>363,000</u>	<u>424,800</u>	<u>493,500</u>
	12	<u>284,600</u>	<u>366,200</u>	<u>427,500</u>	<u>495,600</u>
	13	<u>288,400</u>	<u>369,100</u>	<u>429,900</u>	<u>497,700</u>
14	<u>292,400</u>	<u>372,700</u>	<u>432,400</u>	<u>499,800</u>	

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
15	<u>294,900</u>	<u>374,700</u>	<u>433,900</u>	<u>501,400</u>	15	<u>296,300</u>	<u>375,900</u>	<u>434,800</u>	<u>501,900</u>
16	<u>298,800</u>	<u>378,400</u>	<u>436,400</u>	<u>503,500</u>	16	<u>300,200</u>	<u>379,600</u>	<u>437,300</u>	<u>504,000</u>
17	<u>302,600</u>	<u>382,000</u>	<u>438,500</u>	<u>505,600</u>	17	<u>303,900</u>	<u>383,200</u>	<u>439,300</u>	<u>506,100</u>
18	<u>306,200</u>	<u>384,700</u>	<u>440,900</u>	<u>507,600</u>	18	<u>307,500</u>	<u>385,900</u>	<u>441,700</u>	<u>508,100</u>
19	<u>309,700</u>	<u>387,500</u>	<u>443,200</u>	<u>509,600</u>	19	<u>311,000</u>	<u>388,700</u>	<u>444,000</u>	<u>510,100</u>
20	<u>313,300</u>	<u>390,200</u>	<u>445,600</u>	<u>511,600</u>	20	<u>314,600</u>	<u>391,400</u>	<u>446,400</u>	<u>512,100</u>
21	<u>316,900</u>	<u>393,100</u>	<u>447,200</u>	<u>513,400</u>	21	<u>318,200</u>	<u>394,200</u>	<u>447,900</u>	<u>513,900</u>
22	<u>320,600</u>	<u>395,700</u>	<u>449,600</u>	<u>515,200</u>	22	<u>321,900</u>	<u>396,800</u>	<u>450,300</u>	<u>515,700</u>
23	<u>324,100</u>	<u>398,300</u>	<u>452,000</u>	<u>517,100</u>	23	<u>325,400</u>	<u>399,400</u>	<u>452,600</u>	<u>517,600</u>
24	<u>327,600</u>	<u>400,700</u>	<u>454,300</u>	<u>519,000</u>	24	<u>328,900</u>	<u>401,800</u>	<u>454,900</u>	<u>519,500</u>
25	<u>331,100</u>	<u>402,900</u>	<u>456,300</u>	<u>520,700</u>	25	<u>332,400</u>	<u>403,800</u>	<u>456,900</u>	<u>521,200</u>
26	<u>333,900</u>	<u>405,200</u>	<u>458,600</u>	<u>522,500</u>	26	<u>335,200</u>	<u>406,100</u>	<u>459,200</u>	<u>523,000</u>
27	<u>336,500</u>	<u>407,400</u>	<u>460,800</u>	<u>524,300</u>	27	<u>337,800</u>	<u>408,300</u>	<u>461,400</u>	<u>524,800</u>
28	<u>339,100</u>	<u>409,700</u>	<u>463,100</u>	<u>526,100</u>	28	<u>340,400</u>	<u>410,600</u>	<u>463,700</u>	<u>526,600</u>
29	<u>341,900</u>	<u>412,000</u>	<u>465,300</u>	<u>527,800</u>	29	<u>343,200</u>	<u>412,900</u>	<u>465,800</u>	<u>528,200</u>
30	<u>344,000</u>	<u>414,100</u>	<u>467,600</u>	<u>529,600</u>	30	<u>345,300</u>	<u>415,000</u>	<u>468,100</u>	<u>530,000</u>
31	<u>346,200</u>	<u>416,100</u>	<u>469,900</u>	<u>531,400</u>	31	<u>347,500</u>	<u>417,000</u>	<u>470,400</u>	<u>531,800</u>
32	<u>348,600</u>	<u>418,200</u>	<u>472,100</u>	<u>533,200</u>	32	<u>349,900</u>	<u>419,100</u>	<u>472,600</u>	<u>533,600</u>
33	<u>350,900</u>	<u>420,200</u>	<u>474,100</u>	<u>534,800</u>	33	<u>352,100</u>	<u>421,000</u>	<u>474,600</u>	<u>535,200</u>
34	<u>353,300</u>	<u>422,100</u>	<u>476,200</u>	<u>536,600</u>	34	<u>354,500</u>	<u>422,800</u>	<u>476,700</u>	<u>537,000</u>
35	<u>355,500</u>	<u>423,900</u>	<u>478,300</u>	<u>538,300</u>	35	<u>356,700</u>	<u>424,600</u>	<u>478,800</u>	<u>538,700</u>
36	<u>358,000</u>	<u>425,900</u>	<u>480,400</u>	<u>540,100</u>	36	<u>359,200</u>	<u>426,600</u>	<u>480,900</u>	<u>540,500</u>
37	<u>360,400</u>	<u>427,800</u>	<u>482,500</u>	<u>541,700</u>	37	<u>361,400</u>	<u>428,500</u>	<u>483,000</u>	<u>542,100</u>
38	<u>362,800</u>	<u>429,800</u>	<u>484,300</u>	<u>543,300</u>	38	<u>363,800</u>	<u>430,500</u>	<u>484,800</u>	<u>543,700</u>
39	<u>365,200</u>	<u>431,800</u>	<u>486,100</u>	<u>544,700</u>	39	<u>366,200</u>	<u>432,400</u>	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
40	<u>367,400</u>	<u>433,800</u>	<u>487,900</u>	<u>546,300</u>	40	<u>368,400</u>	<u>434,400</u>	<u>488,400</u>	<u>546,700</u>
41	<u>369,700</u>	<u>435,600</u>	<u>489,600</u>	<u>547,800</u>	41	<u>370,700</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>	<u>548,200</u>
42	<u>371,100</u>	<u>437,400</u>	<u>491,400</u>	<u>549,200</u>	42	<u>372,100</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>	<u>549,600</u>
43	<u>372,600</u>	<u>439,100</u>	<u>493,200</u>	<u>550,600</u>	43	<u>373,600</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>	<u>551,000</u>
44	<u>374,000</u>	<u>440,900</u>	<u>495,000</u>	<u>551,900</u>	44	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>	<u>552,300</u>
45	<u>375,300</u>	<u>442,800</u>	<u>496,600</u>	<u>553,100</u>	45	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>	<u>553,500</u>
46	<u>376,700</u>	<u>444,600</u>	<u>498,300</u>	<u>554,100</u>	46	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>	<u>554,500</u>
47	<u>378,200</u>	<u>446,400</u>	<u>500,100</u>	<u>555,100</u>	47	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>	<u>555,500</u>
48	<u>379,700</u>	<u>448,100</u>	<u>501,900</u>	<u>556,100</u>	48	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>	<u>556,500</u>
49	<u>380,900</u>	<u>449,900</u>	<u>503,500</u>	<u>557,100</u>	49	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>	<u>557,500</u>
50	<u>381,900</u>	<u>451,600</u>	<u>504,800</u>	<u>558,000</u>	50	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>	<u>558,400</u>
51	<u>382,900</u>	<u>453,400</u>	<u>506,100</u>	<u>558,900</u>	51	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>	<u>559,300</u>
52	<u>383,800</u>	<u>455,200</u>	<u>507,400</u>	<u>559,800</u>	52	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	<u>507,900</u>	<u>560,200</u>
53	<u>384,700</u>	<u>457,100</u>	<u>508,500</u>	<u>560,600</u>	53	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	<u>508,900</u>	<u>561,000</u>
54	<u>385,600</u>	<u>458,300</u>	<u>509,800</u>	<u>561,500</u>	54	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	<u>510,200</u>	<u>561,900</u>
55	<u>386,300</u>	<u>459,500</u>	<u>511,100</u>	<u>562,400</u>	55	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	<u>511,500</u>	<u>562,800</u>
56	<u>387,200</u>	<u>460,700</u>	<u>512,400</u>	<u>563,300</u>	56	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	<u>512,800</u>	<u>563,700</u>
57	<u>388,000</u>	<u>461,900</u>	<u>513,400</u>	<u>564,200</u>	57	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>	<u>564,600</u>
58	<u>388,900</u>	<u>462,900</u>	<u>514,200</u>	<u>565,100</u>	58	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>
59	<u>389,700</u>	<u>463,900</u>	<u>515,000</u>	<u>566,000</u>	59	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>
60	<u>390,500</u>	<u>464,900</u>	<u>515,800</u>	<u>566,700</u>	60	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>
61	<u>391,100</u>	<u>465,700</u>	<u>516,700</u>	<u>567,600</u>	61	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	<u>517,100</u>	<u>568,000</u>
62	<u>391,600</u>	<u>466,400</u>	<u>517,500</u>	<u>568,500</u>	62	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	<u>517,900</u>	<u>568,900</u>
63	<u>392,000</u>	<u>467,100</u>	<u>518,400</u>	<u>569,400</u>	63	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	<u>518,800</u>	<u>569,800</u>
64	<u>392,500</u>	<u>467,800</u>	<u>519,200</u>	<u>570,300</u>	64	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	<u>519,600</u>	<u>570,700</u>

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
65	<u>392,800</u>	<u>468,500</u>	<u>520,100</u>	<u>571,200</u>	65	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	<u>520,500</u>	<u>571,600</u>
66		<u>469,200</u>	<u>521,000</u>		66		<u>469,700</u>	<u>521,400</u>	
67		<u>469,900</u>	<u>521,700</u>		67		<u>470,400</u>	<u>522,100</u>	
68		<u>470,600</u>	<u>522,600</u>		68		<u>471,000</u>	<u>523,000</u>	
69		<u>470,900</u>	<u>523,500</u>		69		<u>471,300</u>	<u>523,900</u>	
70		<u>471,600</u>	<u>524,300</u>		70		<u>472,000</u>	<u>524,700</u>	
71		<u>472,300</u>	<u>525,200</u>		71		<u>472,700</u>	<u>525,600</u>	
72		<u>473,000</u>	<u>526,100</u>		72		<u>473,400</u>	<u>526,500</u>	
73		<u>473,400</u>	<u>526,900</u>		73		<u>473,800</u>	<u>527,300</u>	
74		<u>474,000</u>	<u>527,800</u>		74		<u>474,400</u>	<u>528,200</u>	
75		<u>474,700</u>	<u>528,700</u>		75		<u>475,100</u>	<u>529,100</u>	
76		<u>475,400</u>	<u>529,400</u>		76		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>	
77		<u>475,800</u>	<u>530,200</u>		77		<u>476,200</u>	<u>530,600</u>	
78		<u>476,400</u>	<u>531,100</u>		78		<u>476,800</u>	<u>531,500</u>	
79		<u>477,000</u>	<u>532,000</u>		79		<u>477,400</u>	<u>532,400</u>	
80		<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		80		<u>477,900</u>	<u>533,300</u>	
81		<u>478,100</u>	<u>533,700</u>		81		<u>478,500</u>	<u>534,100</u>	
82		<u>478,600</u>	<u>534,600</u>		82		<u>479,000</u>	<u>535,000</u>	
83		<u>479,100</u>	<u>535,500</u>		83		<u>479,500</u>	<u>535,900</u>	
84		<u>479,600</u>	<u>536,400</u>		84		<u>480,000</u>	<u>536,800</u>	
85		<u>480,000</u>	<u>537,200</u>		85		<u>480,400</u>	<u>537,600</u>	
86		<u>480,600</u>	<u>538,100</u>		86		<u>481,000</u>	<u>538,500</u>	
87		<u>481,000</u>	<u>539,000</u>		87		<u>481,400</u>	<u>539,400</u>	
88		<u>481,500</u>	<u>539,900</u>		88		<u>481,900</u>	<u>540,300</u>	
89		<u>482,000</u>	<u>540,700</u>		89		<u>482,400</u>	<u>541,100</u>	

【第2条関係】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）					
	90		<u>482,600</u>			90		<u>483,000</u>		
	91		<u>483,200</u>			91		<u>483,600</u>		
	92		<u>483,600</u>			92		<u>484,000</u>		
	93		<u>484,100</u>			93		<u>484,500</u>		
	94		<u>484,700</u>			94		<u>485,100</u>		
	95		<u>485,300</u>			95		<u>485,700</u>		
	96		<u>485,900</u>			96		<u>486,300</u>		
	97		<u>486,400</u>			97		<u>486,800</u>		
再任用 職員		<u>295,800</u>	<u>338,200</u>	<u>392,600</u>	<u>465,600</u>	再任用 職員	<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額、<u>6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>

浜田市長等の給与に関する条例（平成17年浜田市条例第54号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>

平成 30 年 12 月 11 日
総務文教委員会資料
総務部 行財政改革推進課

浜田市旭温泉あさひ荘 指定管理者募集要項

【抜粋】

平成 30 年 10 月
浜田市旭支所産業建設課

第9 募集・応募に関する事項

1 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月30日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 浜田市 旭支所産業建設課（浜田市旭支所2階）
〒697-0425 浜田市旭町今市 637 番地

なお、募集要項等は市ホームページ（<http://www.city.hamada.shimane.jp/>）の「入札・産業支援情報（事業者の方へ）>募集情報>事業者募集」のページにも掲載しています。

2 現地説明会の開催

現地説明会を希望される団体等は、次のとおり申し込んでください。説明会は原則として申込者毎に行います。なお、募集要項等の資料は配付しませんので、参加される団体はご持参ください。

- (1) 受付期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月22日（月）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出方法 現地説明会参加申込書（様式第7号）を持参するか、送付する旨を電話連絡の上、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。
- (3) 提出先 浜田市 旭支所産業建設課（浜田市旭支所2階）
〒697-0425 浜田市旭町今市 637 番地
TEL 0855-45-1437（直通）
FAX 0855-45-0135
メール a-sangyou@city.hamada.lg.jp

3 質問書の受付及び回答

申請にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月22日（月）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分までとします。
- (2) 提出方法 申請関係質問書（様式第8号）を持参するか、申請関係質問書を送付する旨を電話連絡のうえ、郵送、FAX又は電子メールで送付してください。
- (3) 提出先 浜田市旭支所産業建設課（浜田市旭支所2階）
〒697-0425 浜田市旭町今市 637 番地
TEL 0855-45-1437（直通）
FAX 0855-45-0135
メール a-sangyou@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法 質問者に対して受付から1週間以内に回答するとともに、市ホームページにおいて質問内容及び回答を公表します（団体名等は非公表）。ただし、指定管理業務に関して申請者の創意工夫等を含んだ質問内容の場合は、市ホームページに掲載しないときがあります。

4 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする団体等は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

イ 浜田市旭温泉あさひ荘管理運営に係る事業計画書（様式第 2 号）

ウ 浜田市旭温泉あさひ荘の管理運営に係る収支計画書（様式第 3 号）

エ 宣誓書（様式第 4 号）

オ 申請者の定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類

カ 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※任意団体の場合は、団体の概要が分かる資料を別途提出してください（様式自由）。

キ 決算書類（前期・前々期）

※株式会社の場合は、会社法に定める計算書類として、貸借対照表・損益計算書・個別注記表・株主資本等変動計算書を提出してください。

ク 事業報告書

※前期の事業概要が分かるものを提出してください（様式自由）。

ケ 浜田市税（※1）、消費税及び地方消費税（※2）、社会保険料（※3）の滞納がないことが証明できるもの（納税証明書、完納証明書など）及び直近の労働保険概算・確定保険料申告書の事業主控え

※1 浜田市内に本店・支店・営業所等を有する場合は必ず完納証明書を提出してください。

※2 管轄税務署で発行した消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（様式「その 3 の 3」）を提出してください（該当がある場合のみ）。

※3 健康保険及び厚生年金保険の両方について、納入先機関（日本年金機構、健康保険組合等）に依頼し、未納がないことを確認されたものを提出してください（該当がある場合のみ）。対象期間は直近 2 年間とします。

コ 共同事業体で申請する場合は、共同事業体協定書兼委任状（様式第 5 号）及び共同事業体連絡先一覧表（様式第 6 号）

※共同事業体にあつては、エからケまでの書類を構成団体毎に提出してください。

(2) 提出部数 正本 1 部、副本（複写可）12 部

※1 提出書類は（ア）～（コ）の順に並べ、ホッチキス留めはしないでください。

※2 コピー代実費（日本工業規格 A3 判までのものは、片面 1 枚につき 10 円）を負担される場合は、正本 1 部、副本 1 部のみの提出でも可とします。なお、市がコピーを取る場合、副本はすべてモノクロ印刷とします。

(3) 提出先 浜田市 旭支所産業建設課（浜田市旭支所 2 階）

※旭支所産業建設課への持参が難しい場合は、本庁舎 2 階 行財政改革推進課への持参でも可とします。

(4) 提出期限 平成 30 年 10 月 30 日（火）午後 5 時 15 分 必着

※1 郵送の場合は、簡易書留とし、上記期限までの必着とします。

※2 F A X 又は電子メールでの申請は不可とします。

5 注意事項

証明書類は、公募開始日前 3 ヶ月以内に発行されたものに限りませんが、いずれも複写で構いません。

提出書類に一部でも不備がある場合は、申請書類を受理しませんので、内容をよくご確認の上、提出をお願いします。

6 申請に関する留意事項

- (1) 1 団体（1 共同事業体）が、複数申請することはできません。また、1 団体が複数の共同事業体に加わることもできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 申請の際に提出された書類の内容の変更、追加は受け付けません。また、当市が受理した書類等は、理由の如何にかかわらず原則として返却しません。
- (4) 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- (5) 申請書類の内容に虚偽があった場合は失格とします。
- (6) 市が提供した公募に関する資料等は、他の目的での使用を禁止します。
- (7) 申請者が申請にあたって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うものとします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出書類については、浜田市情報公開条例（平成 17 年条例第 20 号）に基づき、原則、開示の対象となりますのでご了承ください。ただし、選定外となった申請者の事業計画書（様式第 2 号）及び収支計画書（様式第 3 号）は不開示とします。
- (10) 申請を辞退しようとするときは、必ず辞退届（様式第 9 号）を提出してください。（この辞退届は仮協定締結までの期間における辞退に限るものとします。）

浜田市まちづくり総合交付金制度 中間検証結果

平成30年11月

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会

目次

1	中間検証の目的	2
2	検証体制	2
3	検証の要点	2
4	検証結果	
(1)	基礎額等の算定の見直しについて	3
(2)	助成金の配分制限について	4
(3)	課題解決特別事業について	5
(4)	制度全般について	7

参考資料

・	前回改正に係る新旧対照表	9
・	まちづくり総合交付金に関する意見集約結果（概要）	11
・	まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（まち委）	13
・	まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（課題解決選考委員）	19
・	浜田市まちづくり総合交付金交付要綱	21
・	浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱	28

1 中間検証の目的

住民主体のまちづくりを支援するために平成 23 年度に創設された「浜田市まちづくり総合交付金制度」については、平成 28 年度に制度の改正が行われ、現在、平成 32 年度までを当面の事業期間として実施されている。

前回の改正から 3 年が経過し、事業の中間年度となる今年度、前回の改正内容について評価を行い、平成 31・32 年度に向けた見直しを検討するために中間検証を行った。

2 検証体制

前回の改正を検討した「浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会」において中間検証を行った。

(1) 委員構成

団体	職名	氏名	備考
島根県立大学	准教授	金野 和弘	委員長
浜田市公民館連絡協議会	会長	岡本 修治	副委員長
浜田自治区地域協議会	委員	細川 良一	
金城自治区地域協議会	委員	塚本 守	
旭自治区地域協議会	副会長	塚崎 育生	
弥栄自治区地域協議会	委員	山根 久治	
三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司	
島根県西部県民センター地域振興課	課長	岡本 宏明	
浜田市生涯学習課	課長	村木 勝也	

(2) 事務局 浜田市地域政策部まちづくり推進課

3 検証の要点

前回の主な改正点について、地区まちづくり推進委員会へのヒアリングやアンケート調査等の結果を踏まえて評価・検証を行い、必要な見直しを検討した。

ただし、前回の改正は、平成 32 年度までの 5 年間を事業期間とし、予算額等を考慮した改正であることから、その内容については一定程度尊重することとし、抜本的な改正については、次期制度（平成 33 年度～）の検討に委ねることとする。

【前回の主な改正点】

- ・基礎額等の算定の見直し
- ・助成金の配分制限
- ・課題解決特別事業の創設

4 検証結果

(1) 基礎額等の算定の見直しについて

前回改正の概要	地区まちづくり推進委員会の基礎額算定			
	算定項目	改正前	→	改正後
	均等割	30,000 円×町内数	→	20,000 円×町内数
	世帯割	2,000 円×世帯数	→	1,500 円×世帯数
	面積割	140 円×ha	→	100 円×ha
	単独自治会の基礎額算定			
	算定項目	改正前	→	改正後
	均等割	30,000 円×町内数	→	20,000 円×町内数
世帯割	1,800 円×世帯数	→	1,200 円×世帯数	
面積割	140 円×ha	→	100 円×ha	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・これ以上減額しないしてほしい。元の算定に戻してほしい。 ・高齢化割、中山間地域加算を検討してほしい。 ・そもそも基礎額のウェイトが高いため影響はない。 			
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎額等の算定の見直しにより、活動に影響があったと回答した団体数・・・15 団体/29 団体 (52%) 			
評価・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎額や活動費は、地区まちづくり推進委員会等の貴重な活動財源となっており、前回の改正によって、一定程度、地域活動に影響があったものと推測される。 ・前回の基礎額等の算定方法の見直しは、基礎額等の圧縮によって得られた財源をもとに課題解決特別事業を創設するための改正であり、その点については、後述のとおり評価する意見もある。 ・高齢化割のような新たな算定方法を望む意見はあるものの、予算の総枠が変わらない限り、新たな算定方法の導入によって更に減額となる地域も出てくる可能性もあるため、新たな算定方法の導入については、次期制度の検討の中で十分に議論すべきものと考えている。 			
見直し方針	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎額等の算定については、現状維持が適切と考える。ただし、次期制度（平成 33 年度～）の検討に際しては、改めて議論が必要である。 			

(2) 助成金の配分制限について

前回改正の概要	〔改正前〕 特段の制限なし ↓ 〔改正後〕 基礎額の範囲内
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・助成金の配分制限により、個々の自治会での活動ではなく、少し広いエリアで活動しようとする動きが広がり、自治会同士の交流が進んだ。・助成金の配分は、委員会の主体的な取り組みであり、制限はやめてほしい。・構成団体の事業運営に資金不足が生じた。
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none">・助成金の配分制限により、構成団体の活動に影響があったと回答した団体数・・・11 団体／29 団体（38%）
評価・まとめ	<ul style="list-style-type: none">・助成金の配分制限により、構成団体の活動に一部では影響があったものと推測されるが、制限によって構成団体同士の連携が強まった事例もある。・6 割以上の団体では影響を受けていない状況から、一概に構成団体の活動の低下を招いたものとは言えない。・助成金の配分を含め、まちづくり総合交付金は、地区まちづくり推進委員会の活動の活性化や地域の課題解決につながるよう地域で十分に議論して活用されることが望ましい。
見直し方針	<ul style="list-style-type: none">・助成金の配分制限については、現状維持が適切と考える。

(3) 課題解決特別事業について

<p>前回改正の概要</p>	<p>[創設] 地区まちづくり計画に基づき、地域課題の解決に取り組む地区まちづくり推進委員会に対して上乘せ交付する。 ・1事業当たり 10 万円～50 万円 ・選考委員会による審査あり（平成 28 年度：書類審査方式、平成 29 年度～：ヒアリング方式）</p>
<p>主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手上げ方式による交付金制度（課題解決特別事業）は、評価したい。人口や面積だけの交付金よりは納得できる。 ・審査基準が難しい。採択のハードルがあると対応できない。 ・上限 50 万円を引き上げてほしい。 ・長期的な事業展開が必要なものについて、継続事業費も対象にしてほしい。 ・平日の昼間は仕事があるので、選考委員会の日程について配慮してほしい。
<p>アンケート結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金算定の判断材料としては、「活動が活発な団体」に加算を求める意見が最も多い。・・・4.3 点（5 点満点） ・課題解決特別事業を活用したことがあると回答した団体・・・24 団体/29 団体（83%） ・ヒアリング方式の審査については、概ね全ての団体が「良い」と回答。
<p>評価・まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度の制度創設以降、8 割以上の団体が申請しており、地域課題の解決に向けて積極的に活用されていることから、本制度の導入は評価できる。 ・上限額の引き上げ等に係る要望については、現在の予算の範囲内において、募集方法や審査基準の見直しによって対応することも可能であることから、積極的に制度の見直しを検討すべきである。 ・ヒアリングによる審査は、概ね受け入れられていると判断できるが、団体からの要望や選考委員から出た意見のうち事務手続きの見直しで対応可能なものについては、積極的に改善することが望ましい。
<p>見直し方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次項のとおり

平成 31 年度 まちづくり総合交付金見直し方針案（課題解決特別事業）

1 内容

- (1) 地域の課題解決に向けて取り組む事業…10～50 万円（従来枠）
- (2) 以下のいずれかに該当する事業…10～100 万円（拡充枠）
 - ① 中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業
 - ② 他団体へのモデルとなるような、先進的な事業

2 審査方法

従来枠：書類審査（必要に応じて、別途ヒアリング等に諮る。）

拡充枠：提案審査（ヒアリング等）

※ いずれも選考委員会による審査

3 予算額

変更なし（1,500 万円）

※ただし、地区まちづくり推進委員会設立促進事業を含む。

4 メリット

- ・活動が活発な地域へ支援してほしいという地域ニーズにマッチする。
- ・上限額を上げてほしいという地域のニーズにマッチする。
- ・2 段階方式を導入することにより、地域によって取り組みの濃淡が違う現状に対応することができる。

5 課題

- ・(2)のハードルが若干高いため、申請が(1)に集中する可能性がある。
- ・(2)の申請状況が読めないため、予算額をオーバーする可能性がある。
(※上記 2 点の課題から、申請事業数等の一定の制限について検討が必要)
- ・担当職員による事業計画のブラッシュアップの質を向上させるために、マニュアル等の整備により、判断基準の一定の統一を図る必要がある。

6 その他

- ・現行の課題解決特別事業について、食糧費や備品購入費の割合が高く、選考委員会において指摘を受けているため、その点については何らかの対応策の検討が必要である。

(4) 制度全般について

今回の中間検証を通して集約した意見を踏まえ、制度全般に係る事項や次期制度の検討に向けて特に留意すべき事項について次のとおり整理する。

ア 交付金の使途について

使途制限の緩和については、交付金の財源（過疎債ソフト）の問題もあり改善が難しいことは理解できるが、地域課題の解決のためには備品や施設が必要となる事業も現にあることから、財源の一部変更を含め、引き続き検討すべき課題である。

一方で、交付金の使途については、交付金の趣旨や目的に則ったものとなるよう改めて交付団体に周知する必要がある。

イ 報告様式について

交付団体において事業内容等を自己評価するためにも一定の報告書の作成・提出は必要である。

ただし、交付団体に過度の負担がかからないよう、可能な範囲で様式の簡略化を検討すべきである。

ウ 住民参加・住民理解について

今回のアンケート調査では、地区まちづくり推進委員会の活動が地域住民に比較的理解されているという結果だった。

各団体において、広報紙や各種イベントで周知に努めている結果と評価できる一方で、まだまだ住民の参加や理解は限定的との意見もある。

住民参加・住民理解をより前進させるためには、地域と行政が協働で、まちづくりの目的や趣旨を広めていく息の長い活動が必要である。

エ 次期制度の検討について

まちづくり総合交付金は、地域活動の貴重な財源として活用されており、制度の存廃は、住民主体のまちづくりに大きな影響を与える。

財源となる過疎債の動向に左右されることは理解できるが、長期的な計画に基づく地域の活動が停滞しないよう早めの検討が必要である。

また、少子高齢化の進行等による地域活動の担い手不足や新たな地域課題への対応など、地域が置かれる状況は、今後ますます厳しいものになっていくことが予見される。

そのため、地域によっては、地域拠点である公民館と地区まちづくり推進委員会が連携して地域課題の解決を進める新たな取り組みも始まっている。

次期交付金制度の検討に当たっては、このような地域の実態や活動成果を踏まえ、地域コミュニティや地域拠点（公民館）のあり方など、全体的な浜田市のまちづくりの仕組みを考える中で、どのような交付金制度が望ましいかを十分に議論すべきである。

参考資料

- ・ 前回改正に係る新旧対照表
- ・ まちづくり総合交付金に関する意見集約結果（概要）
- ・ まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（まち委）
- ・ まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（課題解決選考委員）
- ・ 浜田市まちづくり総合交付金交付要綱
- ・ 浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱

前回改正に係る新旧比較表 ※平成28年度改正

1. 交付対象団体・積立金・助成金の取り扱い

項 目		旧制度（～平成27年度）	新制度（平成28年度～）	
(1)交付対象団体		<p>ア 地区まちづくり推進委員会</p> <p>①市立公民館の区域内の町内会等で組織された団体</p> <p>②小学校区単位の町内会等で組織された団体（平成24年度現在の校区）</p> <p>③500世帯以上の「単一の町」で組織された団体</p> <p>④300世帯以上の「複数の町」で組織された団体</p>	<p>ア 地区まちづくり推進委員会</p> <p>①市立公民館の区域内の町内会等で組織された団体</p> <p>②小学校区単位の町内会等で組織された団体（平成24年度現在の校区）</p> <p>③<u>150世帯以上</u>の「単一の町」で組織された団体</p> <p>④<u>100世帯以上</u>の「複数の町」で組織された団体</p>	
		<p>イ 複数自治会</p> <p>①200世帯以上の「単一の町」で構成された団体</p> <p>②100世帯程度以上の「複数の町」で構成された団体</p>	<p>イ <u>単独自治会</u></p> <p><u>単一又は複数の町内会等で組織された団体</u></p>	
		<p>ウ 単独自治会</p> <p>単一又は複数の町内会等で構成された団体</p>		
(2)交付金額	<p>次の算定額を上限として、申請額を交付する。（交付金上限額の範囲であれば年度内に増額の変更申請手続可）</p>	<p>次の算定額を上限として、申請額を交付する。（交付金上限額の範囲であれば年度内に増額の変更申請手続可）</p>		
まち委	ア基礎額	<p>①均等割 3万円×町内数</p> <p>②世帯数割 定額2,000円×世帯数</p> <p>③面積割 定額140円×面積 (ha)</p>	<p>①均等割 <u>2万円</u>×町内数</p> <p>②世帯数割 定額<u>1,500円</u>×世帯数</p> <p>③面積割 定額<u>100円</u>×面積 (ha)</p>	
	イ加算額	<p>④事務費 30万円</p> <p>⑤事務局運営費 200万円、100万円、75万円又は50万円</p>	<p>④<u>活動費</u> <u>200万円、100万円、75万円、50万円、30万円</u></p>	
	ウ加算額 (新規)		<p>⑤<u>課題解決特別事業（1事業50万円上限）</u></p>	
	複数・単独	ア基礎額	<p>①均等割 3万円×町内数</p> <p>②世帯数割 定額1,800円×世帯数</p> <p>③面積割 定額140円×面積 (ha)</p>	<p>①均等割 <u>2万円</u>×町内数</p> <p>②世帯数割 定額<u>1,200円</u>×世帯数</p> <p>③面積割 定額<u>100円</u>×面積 (ha)</p>
		イ加算額	<p>④事務費30万円又は20万円（単独自治会除く）</p>	<p>④<u>廃止</u></p>
		ウ加算額 (新規)		<p>⑤<u>地区まちづくり推進委員会設立促進事業（5万円・20万円）</u></p>

(3)対象外事業	①宗教的活動 ②政治目的の活動 ③ハード事業（物品の購入、建物の新築・整備・修繕等） ・物品の購入については、原則として単価が20万円以上のもの ・建物の整備・修繕等については、原則としてその費用が60万円以上のもの ※当交付金の一部充当も不可 ④その他市長が適当でないとする活動 ・「寄附金」、「協賛金」、「酒類」、「多額の食糧費」 ※「食糧費」の上限額は、1事業につき1人当たり1,000円とする。	①宗教的活動 ②政治目的の活動 ③ハード事業（物品の購入、建物の新築・整備・修繕等） ・物品の購入については、原則として単価が20万円以上のもの ・建物の整備・修繕等については、原則としてその費用が60万円以上のもの。 ※当交付金の一部充当も不可 ④その他市長が適当でないとする活動 ・「寄附金」、「協賛金」、「酒類」、「多額の食糧費」 ※「食糧費」の上限額は、1事業につき1人当たり1,000円とする。
----------	---	--

2. 繰越金・積立金・助成金の取り扱い

項 目	旧制度（～平成27年度）	新制度（平成28年度～）
(1)繰越金	翌年度にのみ可 ア繰越対象 翌年度当初用の活動費として認める。 当該年度に未実施の活動費を認める。 イ繰越限度 定め無し ウ手続き 協議書で市への事前協議を要する。 単 不 可 余剰金は、翌年度の交付金額から減額する。	翌年度にのみ可 翌年度の活動費として認める。 交付額の20%以内（超えた場合は翌年度の交付金額から減額する。） ※事情により、限度額を超える繰り越しが発生する場合は理由書により事前協議を要する。 →(天災、突発的な事由（事故や葬儀）、流行性疾患） 協議書で市への事前協議を要する。 単 余剰金は、翌年度の交付金額から減額する。
(2)積立金	可 ア積立対象 ソフト事業 イ積立限度 定め無し ウ積立期間 原則として平成26年度まで（最大4年間） エ使用期間 原則として平成27年度まで オ手続き等 ア複数年度の「事業計画」策定を必須とする。 イ原則として定期預金等での別通帳管理とする。	可 ソフト事業 定め無し 原則として平成31年度まで（最大4年間） 原則として平成32年度まで ア複数年度の「事業計画」策定を必須とする。 イ原則として定期預金等での別通帳管理とする。 ウ積立金使用後の残額は返還する。
(3)助成金	可 ア助成限度 定め無し イ実績報告 助成を受けた団体の利用実績は、報告書（様式あり）で提出を求める。 余剰金が発生した場合は、助成元団体に返還する。	可 基礎額の範囲内 助成を受けた団体の利用実績は、報告書（様式あり）で提出を求める。 余剰金が発生した場合は、助成元団体に返還する。

まちづくり総合交付金に関する意見集約結果（概要）

1 意見集約方法

- (1) 地区まちづくり推進委員会役員・事務局（公民館職員）へのヒアリング
・・・平成 29 年 3 月～4 月にかけて実施（見直しから概ね 1 年経過時点）
- (2) 市議会一般質問等における意見
- (3) その他、職員が業務上で伺った意見等

2 主な意見

- (1) 前回の見直しに関する意見

- ・ 手上げ方式による交付金制度（課題解決特別事業）は、評価したい。人口や面積だけの交付金よりは納得できる。
- ・ 新制度になって 60 万円減額になったが、地域も状況を理解している。
- ・ 交付金の金額には不足感はなく、不足すれば課題解決特別事業を活用する。
- ・ 基礎額のウェイトが高いため、満足できる水準にある。
- ・ 報告書の様式を変えられて困惑している。頻繁に変えられると困る。
- ・ 基礎額の範囲内でしか町内会や構成団体に助成できないルールは困る。
- ・ 課題解決特別事業の審査基準が難しい。
- ・ 課題解決特別事業のように採択のハードルがあがると対応できない。
- ・ 課題解決特別事業の上限 50 万円は妥当か。
- ・ 平成 28 年度の予算減額は、せっかく芽生えつつあったまちづくりに冷や水を浴びせた感あり。
- ・ 事業計画が交付金の目的にかなっていないなら上限を緩和すべき。交付金削減は事業の縮小を招き、市民の意欲を低下させる。

- (2) 制度全般に関する意見

- ・ 小規模な地域にはそれなりの不便さや大変さがあるので、世帯数割合の交付金のあり方は見直しが必要。
- ・ 備品購入やハード整備に制限があるので使い勝手が悪い。
- ・ 実績報告書の作成が大変。
- ・ 交付金制度の長期的な見通しが分からない。

(3) 要望

- ・概ねこのままで交付額を減らさないでほしい。
- ・課題解決特別事業の上限 50 万円を引き上げてほしい。
- ・課題解決特別事業において、長期的な事業展開が必要な取り組みに対しては、継続事業費も対象としてほしい。
- ・飲食費 1,000 円の制限を柔軟にしてほしい。
- ・用途をもっと柔軟にしてほしい。
- ・交付金の用途について、行政からもっとチェックがあってもよいのでは。
- ・事務処理の簡素化をしてほしい。
- ・高齢化により担い手が少なく、高齢化率加算をしてほしい。
- ・地理的条件の違いで活動の内容にも差が生じるため配慮してほしい。
- ・見直しにあたっては、中山間地域対策の視点で見直しをしてもらいたい。

3 意見のまとめ

(1) 前回の見直しに関する意見

- ア 基礎額の減額について「交付金の減額が困る」という意見がある一方で「もらえる範囲でやる」という意見がある。
- イ 構成団体等への配分（助成金）を基礎額の範囲内にしたことに対する意見
- ウ 課題解決特別事業は、一定の評価をする意見がある一方で、上限額や審査基準に対する意見もある。

(2) 制度一般に関する意見（従前からある意見）

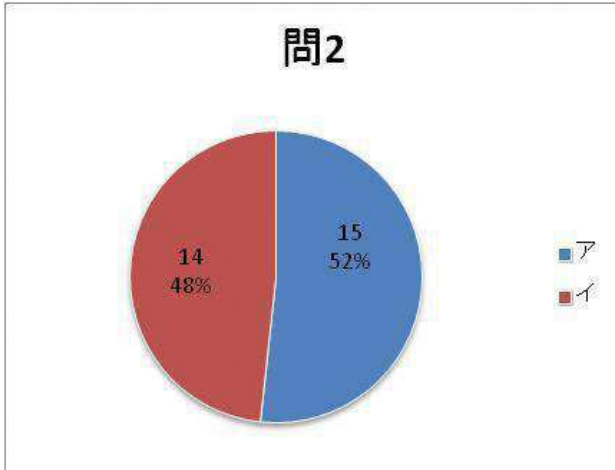
- ア 報告書の作成等、事務処理の煩雑さに対する意見
- イ 交付金の用途に対する意見

(3) 地域条件に応じた交付金の算定・加算を求める意見

まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（まち委）

集計数 29/33 団体（87.9%）

問 2. 世帯数割や面積割等の基礎額部分の減額によって、活動が後退する等の影響の有無



「ア 影響あり」…15 団体（52%）

「イ 影響なし」…14 団体（48%）

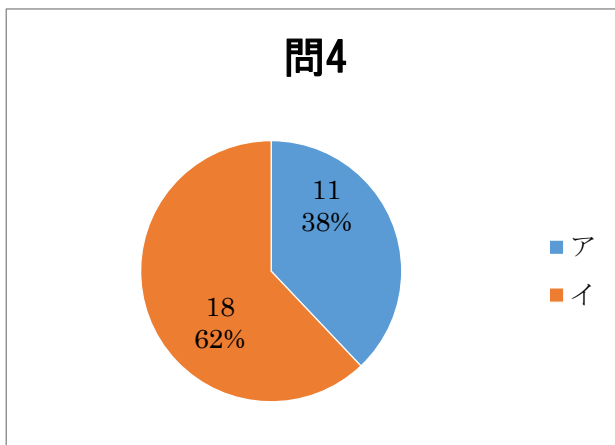
自治区単位で見ると、「ア 影響あり」と答えた率は浜田 31%、金城 60%、旭 75%、弥栄 0%、三隅 83%と、地区によってばらつきがあることがわかる。

問 3. 問 2 で「ア 影響あり」と答えた場合、具体的な影響の内容

～主な意見～

- ・各町内会が負担する拠出金（赤い羽根募金、地区社協費、浜っ子まつり、歳末募金等）は減っていないので、収入が減れば運営は厳しさを増す。
- ・構成団体への活動支援を減額した。
- ・従前の活動を継続するためには自治会費の増額を余儀なくされた

問 4. 構成団体への助成金配分が基礎額の範囲内になったことによる構成団体への影響の有無



「ア 影響あり」…11 団体（38%）

「イ 影響なし」…18 団体（62%）

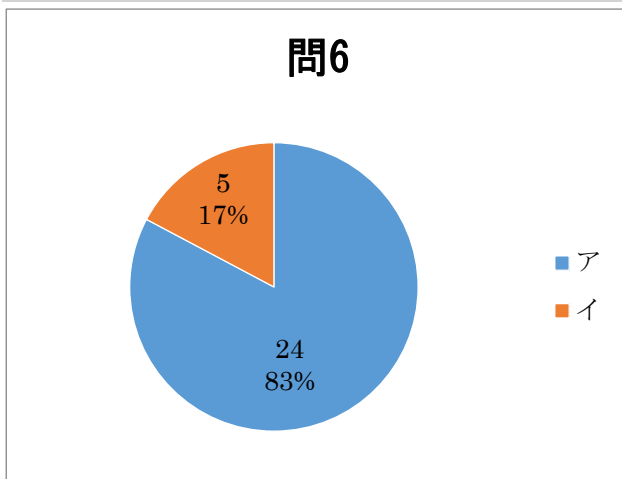
自治区単位で見ると、「ア 影響あり」と答えた率は浜田 31%、金城 40%、旭 25%、弥栄 0%、三隅 67%と、三隅地区が最も影響があることがわかった。

問 5. 問 4 で具体的にどのような影響があったか

～主な意見～

- ・自治会単独活動への配分を制限されたために、「ブロック」の設立が実現。これによって、交流のなかった自治会同士の交流が歴史的に進んだ。大きな前進であった。
- ・限度額の設定は、委員会が主体となる取り組みを促進するためとの説明だが、助成金の配分は委員会設立の主体的な取り組みであり、やめてほしい。
- ・各種団体活動においては、「地域づくり活動に協力」する旨、登録制度として、それ以外の団体へは支援しないこととした。
- ・活動を継続するために、課題解決をとりに行く必要があった。(費用弁償を維持するため)
- ・傘下団体の事業運営に資金不足が発生した。総額をまちづくり委員会全体で使用できるようにすべきである。

問 6. 課題解決特別事業の活用の有無



「ア 活用あり」…24 団体 (83%)

「イ 活用なし」… 5 団体 (17%)

「イ 活用なし」と答えた 5 団体は全て浜田自治区の団体であった。

問 7. 1 事業あたり上限 50 万円という金額設定についての意見

～主な意見～

- ・妥当な金額 (10 団体)
- ・複数年の継続事業は、上限をあげるか、年度単位で継続申請できるようにしてほしい (5 団体)
- ・上限額を上げてほしい (3 団体)
- ・上限額を区切らず、必要な額を申請したい (2 団体)
- ・金額よりも、市役所からの人的・物的なサポート (まちづくり推進課からではなく、事業に応じた各課からのサポート) の充実を検討していただきたい。
- ・上限額を 2 段階にしてはどうか (50 万円と 100 万円など)
- ・課題解決事業の形ではなく、基礎額を増やし、まちづくり委員会の自由裁量の金額を増やしてほしい。

問 8. 審査方法（ヒアリング等）についての意見

～主な意見～

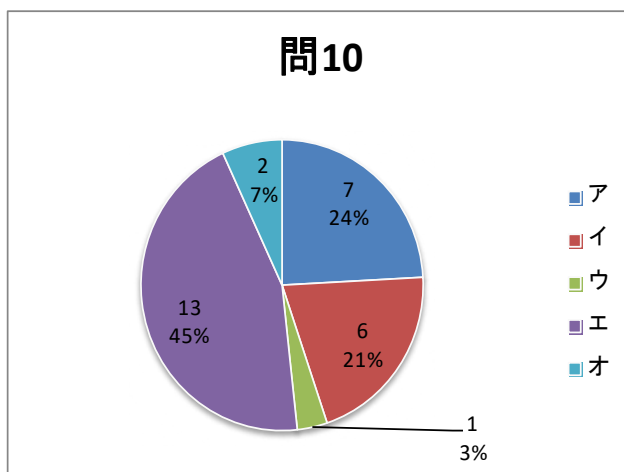
ヒアリング方式については、「良い」という意見が多数。以下、それ以外の意見。

- ・ヒアリングは緊張感があって良いと思うが、ヒアリングをする割には上限 50 万円は低すぎると感じます。
- ・役員の年齢層が低いので、平日日中のヒアリングは仕事を休まねばならず、土日もしくは夜間の方がありがたい。
- ・コメントのしようがない。各団体で基本的な活動レベルが違うので言い方が悪いが、資料作成慣れしているものしか採択してもらえない感がある。
- ・十分な時間をお願いしたい。

問 9. 課題解決特別事業を活用しない理由（問 6 でイを選択した団体のみ）

- ・基礎額、活動費の範囲内で賄えるため。（2 団体）
- ・取り組んで対応する課題がない（解決できそうな課題）

問 10. 事業計画、報告書等の様式について



「ア わかりやすく、記入もしやすい」…7 団体 (24%)

「イ 内容は理解できるが、記入が難しい」… 6 団体 (21%)

「ウ 内容がわかりにくく、記入も難しい」… 1 団体 (3%)

「エ 普通」…13 団体 (45%)

「オ その他」…2 団体 (7%)

約 7 割の団体は、記入について負担になっていないことがわかる。

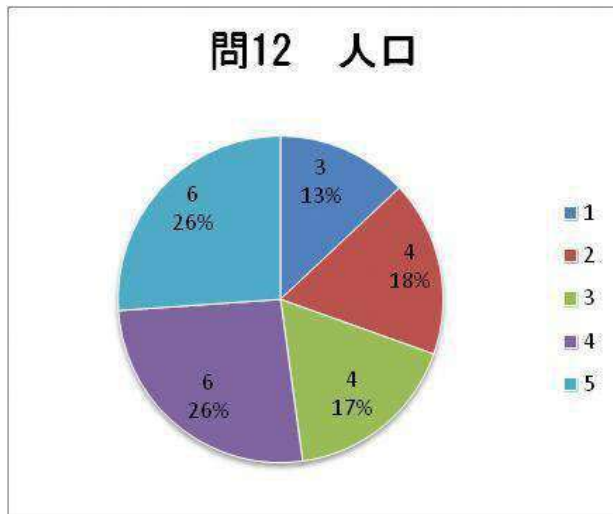
「オ その他」の具体的な内容は以下のとおり。

- ・わかりやすく、記入もしやすい。ただし、事業数がとても多く、かつ様式に収めるには複雑な事業も多い。簡単な作業とはいえ、時間がかかる。
- ・PDCA の理解もできるが作成に時間がかかる。

問 11. 「問 10」 でイまたはウと回答した理由

- ・ 経理がわかっている、パソコンが使えれば簡単な資料なのかもしれませんが、取りかかりにくいのは確かです。日頃から経理事務をしている者でさえ慣れるまでは大変でした。どの様式が難しいとかはありませんが、例題や記入方法をもっと詳しく説明してもらえたら良いと思います。
- ・ 事業ごとではなく、その上位の目的ごと（あるいは、まちづくり計画の章節ごと）等になると、みはしネットとしては嬉しい。たとえば、部会ごとに1セット。今は子ども部会だけで、8セットほどある。
- ・ 選択方式とか、該当項目に「○」をするとか、簡素にできないか。
- ・ 事業報告書の記入事項をもう少し減らしてほしい。
- ・ たとえば継続事業や中でも環境美化に関する計画などでは、毎年内容も変わらず、目的も毎年同じになります。新規事業のみ提出とかにしてもらえると事務作業が少し楽になる気がします…
- ・ 直接記入する箇所も必要であるが、選択型（○をつける）もあったほうが楽だし、高齢の方には書類作成がしやすくなるのではないかと思います。

問 12. 交付金算定方法における増額加算の判断材料としての優先順位



1位～5位まで、それぞれ5点～1点とし、平均点を算出（小数点第二位切り捨て）

「活動が活発な地域」	…4.3点
「高齢化率の高い地域」	…3.6点
「人口の多い地域」	…2.4点
「面積の大きい地域」	…2.4点
「人材を配置しようとする地域」	…2.3点

浜田自治区は他の自治区に比べて「人口」の優先順位が高く、他の自治区は「高齢化」の優先順位が高い傾向にあった。

「活動」については、どの自治区も優先順位は1位の割合が高かった。

～その他の意見～

- ・理由の如何に関わらず、正当にお金が必要だという地域に加算する。
- ・人口密度の低い地域
- ・辺地度点数的なことも重要

問 13. まちづくりの取り組みの住民理解度について



「ア 8割以上」…7団体 (24%)

「イ 6～7割」…11団体 (38%)

「ウ 3～4割」…9団体 (31%)

「エ 2割以下」…2団体 (7%)

取り組みを周知する方法としては、広報誌発行が最も多く、続いてイベントの開催、その他としては HP やフェイスブックでの情報発信、のぼりやポロシャツの作成などがあつた。

問 14. 交付金制度について、自由記載

- ・これ以上、減額しないでほしい (2 団体)
- ・悲しいかな交付金制度にすぎるとしか運営ができない現状では将来はないように思える。
- ・本制度の今後の存続の有無について、早期に開示してほしい。
- ・基礎額の減額分をもとに戻してほしい。
- ・課題解決特別事業の形をやめて、基礎額に含めてほしい。
- ・交付金制度について、まち委のしくみについて、浜田市としてどう考えているのか。「一本化、明確化」していただければ、市民はそれをたたき台として自分達はどうすべきか考えやすくなります。
- ・交付金制度は地域に定着しており、この制度が廃止になりはしないか、皆が心配している。制度の存続を希望する。(2 団体)
- ・課題解決特別事業について、1 事業に対して 1 回のみという認識をしていますが、毎年継続事業に対しては、申請可能としていただきたい。
- ・交付金は補助金とは違い、もう少し自由に使えるようにしていただきたい。
- ・面積、世帯数割だけではなく活動の活発な地域には加算するとかできないか。
- ・公民館に市の職員を派遣するなどし、コミュニティセンター化をできないか。まちづくりの役員の負担を軽減できるし、交付金の有効活用も可能になると思われる。
- ・交付金の支出と費目の事例を例示をお願いします。報償費とか役務費とか民間企業では使わない費目(科目)の使い方がわからない。
- ・市として、各団体へまちづくりのビジョンが提示されず、一部団体では本当の活動をできていないと思う。活動できないなら、この制度は廃止年を宣告してやめるか、市が各団体ときちんと話し合いをし、よりよい制度にしていくかしてほしい。
- ・交付金の削減は事業の縮小を招き地域が寂れる。人口、面積や世帯割の交付金は見直してほしい。
- ・自治区制度がなくなれば、旧那賀郡への交付金額がいくらになるのか知らない。今より大幅に減額になった場合は地域活動が存続できるのか、シミュレーションして教えてほしい。
- ・活動費が 5 種類の定額となっており、まちづくり委員会の規模に比例していない。基礎額とするなら、見通しで人口割を付加した方がよい。参加団体へ補助のしぼりはなくすべきである。
- ・制度を平等化するためには、条件不利地にかなりのウエイトを置き、生活レベルを揃えてほしい。

まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（課題解決選考委員）

問2. 課題解決特別事業の申請内容(事業内容や目標設定、職員によるブラッシュアップ等)に関して

- ・参加者1人あたり1,000円の食事代というのは、少し高いと感じる。それにより、事業費全体に占める食料費の割合が高い事業も見受けられる。
- ・申請団体が事業を実施することにより実現したいと考えていることを明確にさせるためにも、職員によるブラッシュアップは必要と考える。いい目標をもっている、まとめきれないため伝えられないというのは、もったいない。
- ・助成金額の規模からして、妥当な内容がほとんどである。ただ、審査中の議論にもあったように、毎年の同じイベントの申請にならないような努力等が必要。
- ・事業計画作成・申請にあたって、地域住民がどの程度関わっているかが重要。
- ・申請内容（事業計画）は、各地区のまちづくり計画に沿った内容であるが、まちづくり計画での位置づけや優先順位を明確にした方が、より事業実施の必要性が明確になるのでは。
- ・「最終的な目標」が漠然としている内容がみられる。別途、数値目標があるものの、もう少し具体的に掲げてほしい。
- ・作成にあたっては、市職員のサポートが必要な団体もあり、引き続き、人的支援が望まれるが、可能な限り早い段階で、自立できるような人材育成支援も求められる。

問 3. ヒアリング方式の審査等、審査方法に関して

- ・ヒアリングを行うことにより、書面だけでは不明な点を確認できる。プレゼン方式だと、時間を要するうえ、申請団体に対する負担が増すため、現在の方式によるのが適当と考える。団体のやる気などを確認するためにも、直接会って話を聞く必要はある。
- ・団体ごとに質疑応答の質にギャップがあると感じる。限られた時間の中で、申請資料を読めばわかることは省略し、訴えたいポイントを集中的に発表する手法を学ぶ機会があればよい。ヒアリング方式に関しては、賛成である。
- ・制度創設（平成 28 年度）以降、ほとんどの事業は採択となっており、全件を審査会に諮るのではなく、事務局での 1 次審査を経て、疑義や不採択の可能性がある等の案件についてのみ、ヒアリング方式の審査会に諮ることで良いのでは。
- ・担当職員によるブラッシュアップ、事前指導、チェックを統一することで、一定レベルの事業計画が提案されるのではないかと思う。

問 4. 課題解決特別事業に限らず、交付金制度全般に関して

- ・やる気のある地域に交付金を配分しようとする「課題解決特別事業」制度は適当であると考えられる。その点から、上限 50 万円を増額するのも 1 つの方法かと思うが、その場合は審査を少し厳しくする必要があると考える。
- ・交付金交付後、1 年後・2 年後等の状況を把握・確認する仕組みになっているかが不明。当初の計画通り継続的に活動しているのかをおさえておく必要がある。
- ・まちづくり総合交付金を活用していない団体（町内会）や、課題解決特別事業を活用していない委員会の意向や考え方を再度整理してはどうか。活用しない原因に制度の仕組みがあれば、見直しにあたって検討してみてもは。

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

平成 23 年 3 月 31 日

告示第 40 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 40 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 39 号

平成 28 年 3 月 23 日告示第 24 号

平成 29 年 3 月 29 日告示第 45 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成 23 年浜田市告示第 39 号。以下「認定要綱」という。）第 6 条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第 1 号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。
- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

第 4 条 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

第 5 条 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活

動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることができる。

(1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動

(2) 課題解決特別事業費 次に掲げる活動

ア 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づき、地域課題を解決するために取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動

イ 複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動

(3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

(1) 宗教的活動に要する経費

(2) 政治目的の活動に要する経費

(3) 物品（原則として単価が20万円未満のものを除く。）又は酒類の購入に要する経費

(4) 建物の整備、修繕等（原則としてその費用が60万円未満のものを除く。）に要する経費

(5) 寄附又は協賛に要する経費

(6) その他市長が適当でないと認める経費

（交付可能額の事前通知）

第6条 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。）の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書（様式第1号）により当該交付対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 総合交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日（地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日）までにまちづくり総合交付金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

（変更交付申請等）

第9条 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付

決定のあった額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（団体の新設等）

第10条 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

（繰越し等）

第11条 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

- 2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）の額を通知するものとする。

- 4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。

(1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の額を控除した額

(2) 町内会等 当該繰越金相当額

（積立て）

第12条 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

- 2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書（様式第8号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認（不承認）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報

告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
- (4) 総合交付金の使途を確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。）
- (5) 活動状況が確認できる写真
- (6) 積立金の管理状況が確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
- (2) 総合交付金を第 5 条第 1 項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。
（総合交付金の返還）

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第 11 条第 1 項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分
- (2) 第 12 条第 1 項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交付金の余剰金に係る部分
- (3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分
（その他）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 40 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日告示第 39 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱 (第 14 条を除く。) の規定は、平成 25 年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成 24 年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日告示第 24 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項及び附則第 4 項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱 (以下「新告示」という。) の規定は、平成 28 年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成 27 年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。
- 3 新告示第 16 条の規定は、平成 27 年度分までの総合交付金についても、適用する。
(平成 28 年度の総合交付金の特例)
- 4 平成 28 年度に交付する総合交付金については、新告示第 12 条第 4 項第 1 号の規定は、適用しない。

附 則 (平成 29 年 3 月 29 日告示第 45 号)

- この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

（平24告示40・平25告示39・平28告示24・平29告示45・一部改正）

総合交付金の額

区分				総合交付金の額
1 均等割				1 町内会等につき 2 万円
2 世帯数割				総合交付金を交付する年度の前年度の 2 月 1 日（以下「基準日」という。）における交付対象団体の世帯数に次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得た額 (1) 地区まちづくり推進委員会 1,500 円 (2) 町内会等 1,200 円
3 面積割				基準日における交付対象者の区域の面積に 1 ヘクタールにつき 100 円を乗じて得た額
4 活動費	(1) 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による地区まちづくり推進委員会			1 の公民館の管轄する区域又は 1 の小学校の校区につき 100 万円（世帯数が 1,500 世帯以上のものにあつては、200 万円）
	(2) 前号以外の地区まちづくり推進委員会	ア 単一の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおおむね 150 世帯以上 500 世帯未満	30 万円
			世帯数が 500 世帯以上 750 世帯未満	50 万円
			世帯数が 750 世帯以上 1,000 世帯未満	75 万円
			世帯数が 1,000 世帯以上 1,500 世帯未満	100 万円

		世帯数が1,500世帯以上	200万円
	イ 複数の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおおむね100世帯以上300世帯未満	30万円
		世帯数が300世帯以上400世帯未満	50万円
		世帯数が400世帯以上500世帯未満	75万円
		世帯数が500世帯以上1,500世帯未満	100万円
		世帯数が1,500世帯以上	200万円
5 課題解決特別事業費			50万円
6 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費	地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体		5万円
	地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体		20万円

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
 - ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
 - イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「公民館」とは、浜田市立公民館条例（平成17年浜田市条例第95号）第2条第1項の公民館をいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正を行うにあたり、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関すること。
- (2) 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(構成等)

第3条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関する検討に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の規定の例により旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

平成 30 年 12 月 11 日
総務文教委員会資料
財 務 部 財 政 課

中期財政計画 及び見通し

- 「将来に責任ある持続可能な財政運営」を目指して -

計画期間 平成 30 年度～平成 34 年度（5 年間）
見通し期間 平成 35 年度～平成 39 年度（5 年間）

平成 30 年 12 月

浜 田 市

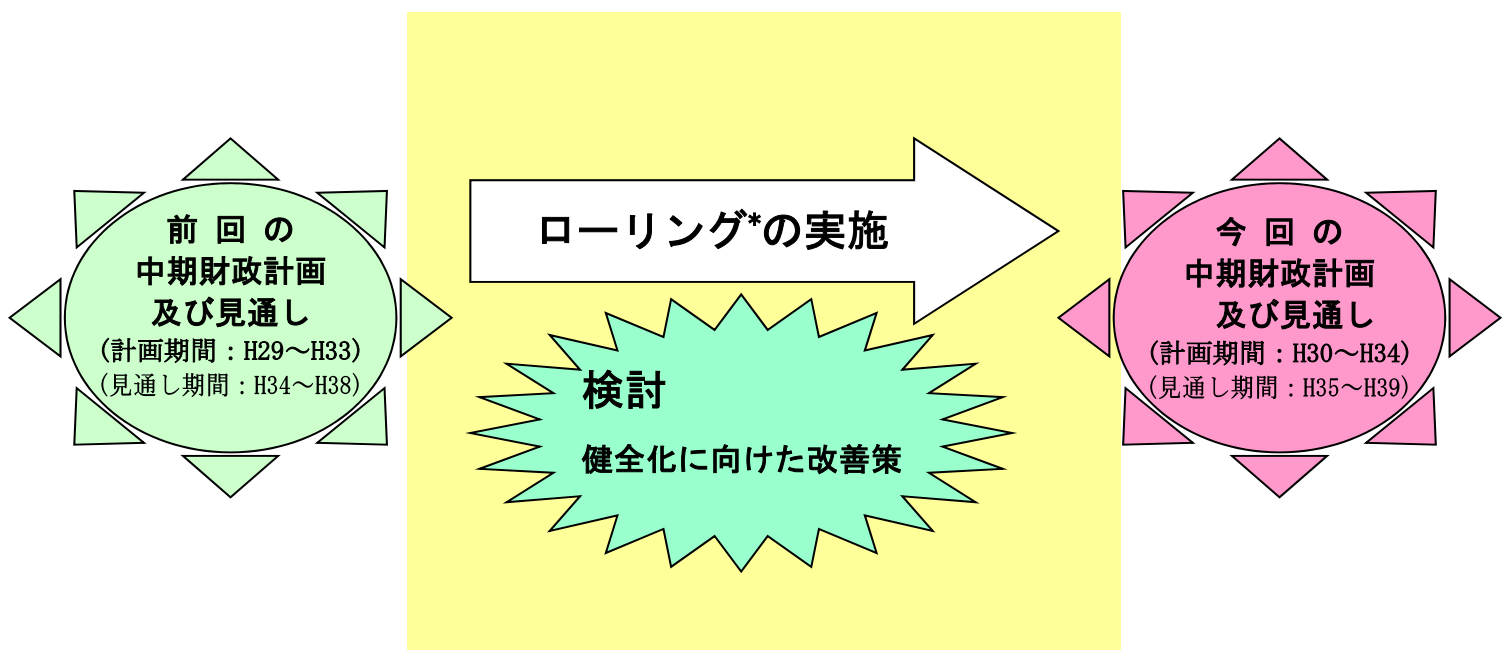
目 次

1	策定のポイント.....	1
2	計画の基本的事項.....	2
3	推計の前提条件	
	歳入.....	3
	歳出.....	8
4	財政計画	
	歳入内訳.....	13
	収支・基金内訳.....	13
	歳出内訳.....	14
	財政指標.....	14
5	財政計画・見通しの分析.....	15
6	主要事業.....	17

本文中、*の表示のある用語等については、別冊の用語解説をご参照ください。
記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

1 策定のポイント

- (1) 平成 29 年度決算においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律*（以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率*が 10.1%（昨年度 9.9%）となり、財政健全化法施行後初めて比率が悪化に転じました。県内他市と比べれば低い水準にありますが、類似団体*の平均値（6.5%）との比較では依然高い水準で推移しております。さらに少子高齢化による人口減少問題、長引く地域経済の低迷、今後も社会保障経費が高い水準で推移することが見込まれるなど、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。
- (2) 昨年 12 月に策定した中期財政計画及び見通しは、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を期間とし、増要因として職員の再任用制度導入、非正規職員への期末手当支給を見込んだものの、公債費繰上償還*の効果額等を盛り込んだ結果、収支の改善を図ることができました。しかしながら、将来に向けて持続可能な財政体質への転換には至っていなかったため、さらなる収支改善のための健全化対策について、具体化した「改善策」を示すとともに、厳しくなる財政状況に対応するため、行財政改革に継続して取り組む必要性を強く訴えました。
- (3) 今回の中期財政計画及び見通しでは、期間は昨年度と同様に 10 年間とし、計画期間を平成 30 年度から平成 34 年度まで、見通し期間を平成 35 年度から平成 39 年度までとしています。昨年度計画では、ありのままの形で推計した財政計画の収支を「自然体」として位置付け、持続可能な財政体質への転換を図るための具体化した健全化対策案を「改善策」として提案しておりましたが、今回は、「自然体」と健全化対策案の「改善策」を一体化させた計画としています。



2 計画の基本的事項

(1) 計画期間

(計 画) 平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

(見通し) 平成 35 年度から平成 39 年度までの 5 年間とする。

(2) 対象会計区分

普通会計* (一般会計のみ)

(3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税*
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。

※「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、2021 年度までの間は「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」と明記されたことを踏まえた推計とする。

(4) 歳出推計

性質別経費ごとに個別に推計する。

(5) 行財政改革等

- ① 行財政改革実施計画効果額を反映する。
- ② 公共施設再配置実施計画の需要を反映する。
- ③ 定員適正化計画 (平成 30 年 9 月策定) を反映する。
- ④ 事務事業評価による事業の見直しを反映する。

(6) 平成 31 年度以降の推計

- ① 合併算定替*による特別加算措置の縮減に伴い普通交付税* (臨時財政対策債*含む) の逓減を見込む。
- ② 過疎対策事業債*は平成 33 年度以降の発行延長を見込む。
- ③ 計画期間のみ財政調整基金*による収支調整を行う。
- ④ 「元気な浜田事業*」の別枠管理は平成 30 年度をもって終了する。

(7) その他

基準となる平成 30 年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

3 推計の前提条件

歳入

(1) 地方税（個人市民税、法人市民税、固定資産税*、軽自動車税、たばこ税、入湯税）

（単位：億円）

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
地方税	74	73	72	70	69	85	82	80	78	76

税目	推計方法
個人市民税均等割	・平成30年度と同水準を見込む。
個人市民税所得割	・景気の状態・人口減を考慮し、平成31年度以降毎年1%の減とする。
法人市民税均等割	・平成30年度と同水準を見込む。
法人市民税法人税割	・平成30年度をベースとし、平成32年度以降は地方法人税率の引上げに伴う法人市民税率の引下げの影響を考慮したうえで推計する。
固定資産税	・土地は地価の下落による影響を見込む。 ・家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む。 ・償却資産*は三隅火力発電所の影響額を反映する。 （定率法のため、初期の減額幅が大きくなる） ・クリーンエネルギー*発電設備に伴う償却資産の増収分を見込む。
軽自動車税	・平成31年度以降毎年1%の増とする。 ・平成31年度以降の税制改正の影響を見込む。
たばこ税	・平成31年度以降毎年1%の減とする。 ・旧3級品に係る特例税率の段階的廃止の影響を見込む。
入湯税	・平成31年度以降毎年1%の減とする。 ・平成31年度以降の課税免除の影響を見込む。

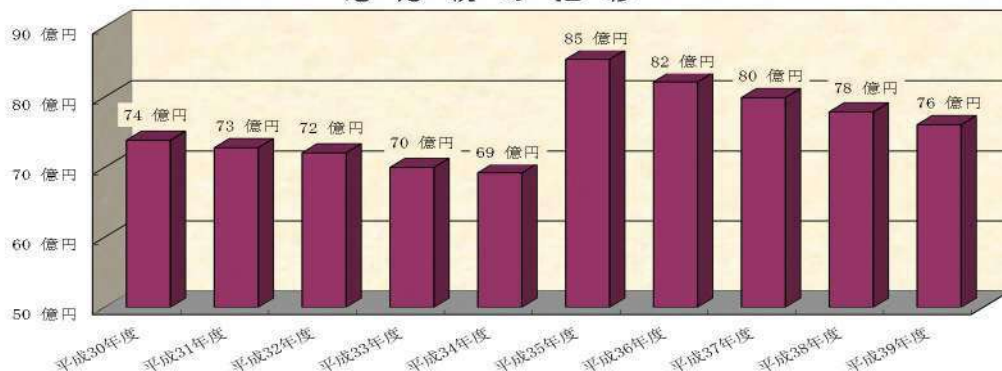
（単位：億円）

固定資産税(償却資産)	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
三隅火力発電所2号機分	-	-	-	-	-	16.8	15.0	13.4	11.9	10.6
クリーンエネルギー分	2.3	2.0	2.3	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	0.9

※三隅火力発電所2号機分の固定資産税額は、茨城県の常陸那珂火力発電所2号機の数値を参考に当市で試算した金額です。

○正味の増収効果は、普通交付税との相殺もあり、1/4程度となります。

地方税の推移



(2) 地方譲与税*・各種交付金(地方消費税交付金*等)

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
地方譲与税、各種交付金	16	18	19	19	19	19	19	20	20	20

《地方消費税交付金》

平成 31 年 10 月の消費税増税を見込む。

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
地方消費税交付金	10.9	12.5	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1

《森林環境譲与税*》

新設される森林環境譲与税を見込む。

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
森林環境譲与税	-	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.5	0.5	0.5

(3) 地方交付税

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
普通交付税	108	108	106	103	104	90	89	87	84	83
特別交付税*	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13

《普通交付税》

① 人口減による影響額を減じる。人口ビジョン*の人口推計を反映させる。

	H27	H32	H37
人口ビジョンによる人口推計	58,367 人	55,166 人	52,154 人

② 基準財政需要額*の個別算定経費* (公債費算入分及び事業費補正*を除く) 及び包括算定経費*は、平成 31 年度以降同水準と推計する。

③ 人口減少等特別対策事業費* (2 億 6 千万円程度) は、平成 32 年度から平成 36 年度にかけて段階的に減少する前提で推計する。

④ 水道事業統合に伴う影響は個別に推計する。

⑤ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。

⑥ 「合併算定替」による特別加算措置の縮減による影響を見込む。

⑦ 「市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し*」による影響を見込む。

※ 「合併算定替」による特別加算措置の縮減及び「市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し」による加算額

	H28 (実績値)	H29 (実績値)	H30 (実績値)	H31 (見込み値)	H32 (見込み値)	H33 (見込み値)
縮減割合	1割減	3割減	5割減	7割減	9割減	皆減
縮減額 (見直し後)	△ 1.3 億円	△ 3.4 億円	△ 4.8 億円	△ 6.1 億円	△ 8.0 億円	△ 9.1 億円
縮減額 (見直し前)	△ 2.4 億円	△ 7.3 億円	△ 12.1 億円	△ 16.9 億円	△ 21.8 億円	△ 24.2 億円
見直しによる一本算定への加算額	10.0 億円	11.8 億円	13.7 億円	14.6 億円	15.1 億円	15.1 億円

普通交付税・基準財政需要額・基準財政収入額の推移*



《特別交付税》

- ① 通常ベースを13億円とする。
- ② 平成30年度及び平成31年度は水道事業の統合による普通交付税措置から特別交付税措置への時限的移行による影響を見込む。

(4) 使用料及び手数料

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
使用料及び手数料	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- ① 平成31年度以降同水準で推計する。
- ② 長浜西住宅家賃収入については、影響額を個別に積算する。

(5) 国県支出金

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
国県支出金	110	83	71	76	81	70	70	71	72	69

- ① 扶助費*の増に伴う影響額を見込む。
- ② 投資的経費*の財源となる場合は、個別に積算する。
- ③ 幼児教育無償化(平成31年10月以降)による影響を見込む。

(6) 繰入金

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
繰入金	15	23	9	12	10	8	8	7	6	5

- ① 平成34年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 各基金からの繰入れは個別に積算する。
- ③ 行財政改革実施計画の効果額として、ふるさと応援基金*からの繰入れを見込む。

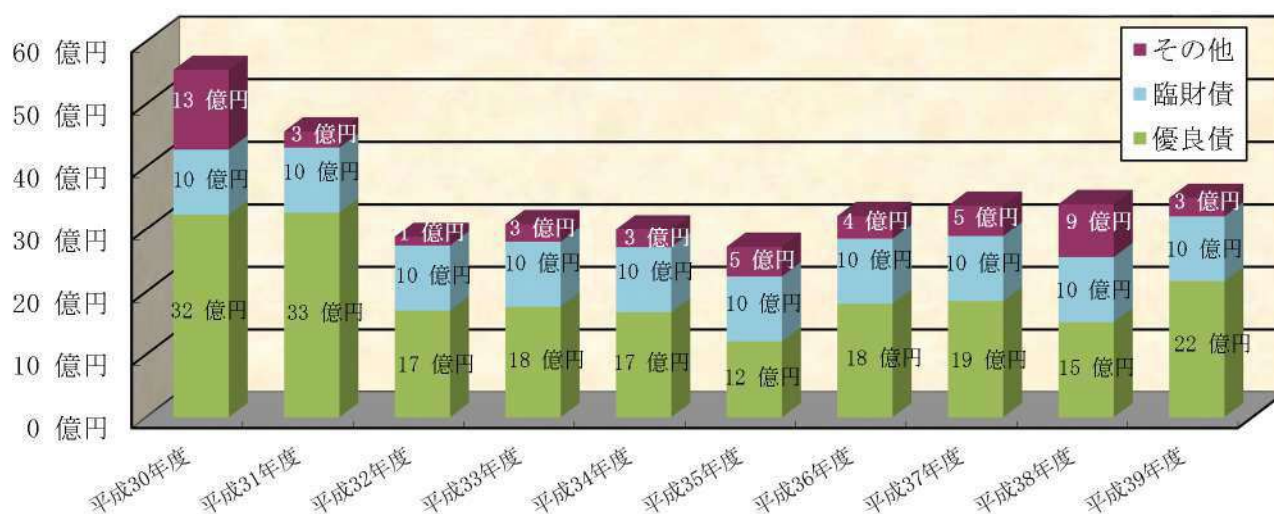
(7) 地方債

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
地方債	55	46	29	31	30	27	32	34	34	35

- ① 現行の地方債制度により推計する。
投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や合併特例債*といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用する。また、過疎地域自立促進事業（ソフト分）についても活用を見込む（年間約3億円）。
- ② 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、発行総額を適切に管理する。
- ③ 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債（臨財債）は、平成30年度発行可能額（約10億円）をベースに見込む。

地方債の推移



※優良債とは、当市独自の表現で、借りた金額のうち後年度に普通交付税として措置される金額の割合が大きい地方債のことをいいます。（例：過疎対策事業債、辺地対策事業債*、合併特例債、緊急防災・減災事業債*）

(8) その他の収入（ふるさと寄附金*）

（単位：億円）

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
ふるさと寄附金	10	8	6	6	6	6	6	6	6	6

- ① ふるさと寄附金の収入額は上記表のとおり見込む。
- ② 基金へ積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れる。
- ③ 合併特例債の代替として投資事業の財源に平成34年度1億円、平成35年度以降2億円、新規施策の財源に平成34年度以降2億円を毎年ふるさと応援基金から繰入れる。

（単位：億円）

ふるさと応援基金	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	合計
基金への積立額（歳出）	4.9	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	32.9
基金からの繰入金（歳入）	4.7	3.0	3.0	2.0	3.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	38.7
内 行革効果分	3.2	2.0	2.0	1.0	-	-	-	-	-	-	8.2
内 事業充充分	1.5	1.0	1.0	1.0	3.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	30.5
基金年度末残高	20.5	21.5	21.5	22.5	22.0	20.5	18.9	17.4	15.9	14.4	

現行の採択ルールに「なお書き」を追加する。

〈採択ルール〉

- ① 他の財源が担保されていないものであること
- ② 継続事業でないこと
- ③ 経常的な事業でないこと
- ④ 寄附者の共感を得ることが出来る事業であること

なお、ハード事業については、原則として、優良債（過疎・辺地対策事業債等）の活用を優先する。

歳 出

(1) 人件費*

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
人 件 費	60	59	64	63	62	61	60	59	59	58

- ① 議員報酬 ・ 条例定数 24 人
- ② 特別職報酬 ・ 市長、副市長、教育長、自治区長 4 人(平成 31 年度まで)
・ 市長、副市長、教育長 (平成 32 年度から)
- ③ 職員給与費 ・ 定員適正化計画に基づく推計
・ 平成 40 年度まで退職者数の 3 分の 2 採用
(ただし、消防職は 1 分の 1 採用)
・ 平成 40 年度までで 88 人の削減を見込む。
(平成 39 年度までで 78 人の削減)
・ 消防職の 9 人増員分は、平成 35 年度から段階的に削減
・ 再任用制度導入に伴い退職者の雇用 (7 割) を見込む。
(平成 30 年度から)
・ 再任用職員配置に伴い正規職員の削減を見込む。
(平成 31 年度から)
- ④ 委員等報酬 ・ 再任用職員配置に伴い非常勤嘱託職員の削減を見込む。
(平成 30 年度から)
・ 非常勤嘱託職員への期末手当支給による影響を見込む。
(平成 32 年度から)
・ 会計年度任用職員*制度導入により、臨時雇用職員及び
パート雇用職員に係る人件費相当額として、3.8 億円
を物件費*から移行する。(平成 32 年度から)

人 件 費 及 び 職 員 数 の 状 況

職員区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
正規職員	51 億円	50 億円	49 億円	48 億円	47 億円	47 億円	46 億円	45 億円	45 億円	44 億円
議員・特別職	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
嘱託・臨時・パート職員	9 億円	9 億円	-	-	-	-	-	-	-	-
会計年度任用職員	-	-	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円
その他	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
合計	63 億円	62 億円	64 億円	63 億円	62 億円	61 億円	60 億円	59 億円	59 億円	58 億円
正規職員数	615 人 (626 人)	605 人 (625 人)	590 人 (629 人)	582 人 (624 人)	572 人 (615 人)	559 人 (614 人)	550 人 (595 人)	543 人 (584 人)	534 人 (582 人)	529 人 (575 人)

※「嘱託・臨時・パート職員」については、物件費で計上されている金額を含みます。

※正規職員数：一般会計部門（消防職を含む）の正規職員数

() 内は再任用職員を含めた人数

(2) 物件費

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
物件費	43	42	38	39	38	38	38	39	38	37

- ① 平成 30 年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 会計年度任用職員制度導入により、臨時雇用職員及びパート雇用職員に係る人件費相当額として、3.8 億円を人件費へ移行する。(平成 32 年度から)
- ③ 事務事業評価による事業の見直しを反映する。
- ④ 平成 34 年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として 1 億円程度措置する。
- ⑤ 公共施設再配置計画の前倒し実施により、公共施設の維持管理経費の削減を見込む。(平成 34 年度から)
- ⑥ 働き方改革関連法の施行による影響として 0.5 億円程度措置する。
(平成 32 年度から)

(3) 扶助費

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
扶助費	71	72	74	74	75	76	77	77	78	79

- ① 平成 32 年度までは毎年度 2% 増、平成 33 年度以降は毎年度 1% 増と想定する。
- ② 幼児教育無償化 (平成 31 年 10 月以降) による影響を見込む。

(4) 補助費等*

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
補助費等	42	42	37	34	33	32	31	31	30	29

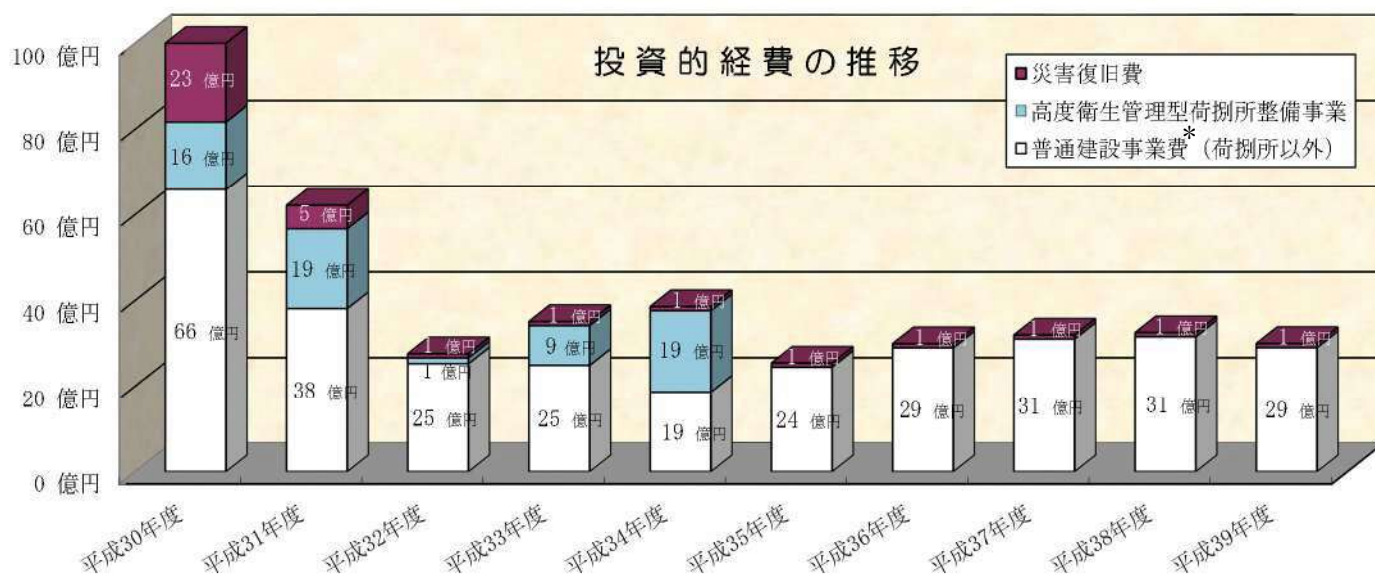
- ① 平成 30 年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 事務事業評価による事業の見直しを反映する。
- ③ 平成 34 年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として 1 億円程度措置する。
- ④ 働き方改革関連法の施行による影響として 0.5 億円程度措置する。
(平成 32 年度から)

(5) 投資的経費

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
投資的経費	104	62	28	35	39	25	30	32	32	30

- ① 合併協議を経た『自治区枠』については、平成31年度までに新市建設計画*の規模を全額措置する。
- ② 浜田自治区以外の4自治区を施工箇所とする投資事業は、平成32年度までで約51億円(市費*ベース、①の『自治区枠』を含む)を見込む。
- ③ 合併特例債の代替財源として、投資事業にふるさと応援基金を平成34年度1億円、平成35年度以降2億円充当する。



【参考】投資的経費の事業区分別集計

(単位：千円)

事業区分	事業費	財 源 内 訳					市 費	* 実質市負担
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源*		
共通枠	40,504,000	10,352,997	3,261,898	21,614,900	2,380,958	2,893,247	24,508,147	11,044,529
自治区枠 (H30~H31)	1,236,219	255,796	12,250	601,300	322,381	44,492	645,792	218,632
再掲 旧那賀郡施工分 (H30~H32)	5,799,839	647,945	1,898,339	2,427,935	579,988	245,632	2,673,567	1,012,628
再掲 公共施設の 整備・改修	17,398,444	4,503,133	19,711	10,172,600	1,739,696	963,304	11,135,904	4,839,604

*実質市負担とは、当市独自の表現で、地方債のうち普通交付税により後年度措置される金額を市費から差し引いた金額です(別冊「用語解説」P4参照)。

※旧那賀郡施工分の平成29年度までの実績額(市費ベース)は累計約24億円です。

(6) 公債費*

(単位：億円)

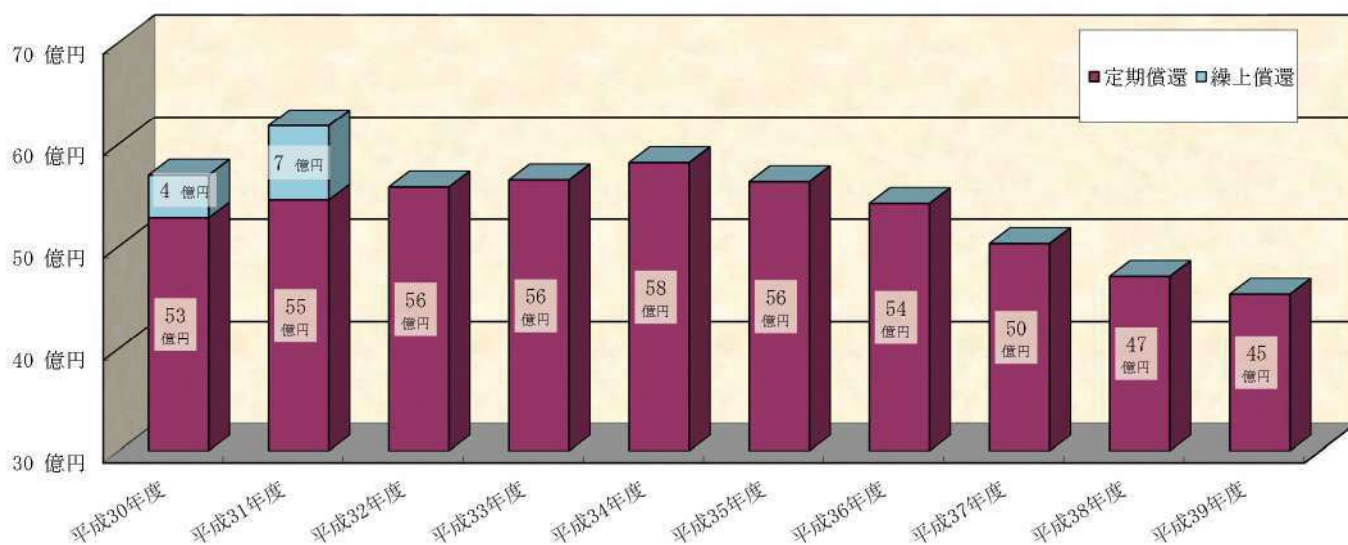
	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
公債費	57	62	56	56	58	56	54	50	47	45

- ① 平成30年度以降は個別に推計する。
- ② 借入金利は1.10%（前回：1.00%）で推計する。（島根県の財政見通しと同率を見込む）
- ③ 実質公債費比率の逡減を図るため、平成31年度まで繰上償還を実施する。

繰上償還計画	
平成30年度まで	⑩118億5,108万円
平成31年度	7億2,606万円
合計	125億7,714万円

⑩債務負担行為・特別会計分含む

公債費の推移



(7) 積立金*

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
積立金	11	9	4	4	4	7	6	6	4	4

- ① 平成34年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 市民生活安定化基金*は、新たに確保した自主財源の1/2を上限として積み立てを行う。ただし、市税に関しては、地方交付税の基準財政収入額として算入される額を除いた額の1/2を上限として積み立てを行う。(積み立てが行える期間の上限は3年とする。)

(8) 繰出金*

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
繰出金	37	40	40	40	40	39	39	38	38	37

- ① 下水道事業*に係る繰出金は個別に推計する。公共下水道事業については、市街地下水道整備（平成31年度以降）を見込む。
- ② 介護保険*は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込む。
- ③ 後期高齢者医療*に係る繰出金は2%程度の増と見込む。
- ④ 国民健康保険*に係る繰出金は、平成30年度からの県一元化にあたっての影響を見込む。

(単位：億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
公共下水道事業	3.8	5.2	5.1	5.2	4.9	4.3	4.0	3.9	3.9	3.7
農業集落排水事業	3.6	5.6	5.5	5.4	5.3	4.7	4.3	3.9	3.3	2.8
漁業集落排水事業	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
生活排水処理事業	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
介護保険	11.9	12.0	11.9	12.0	11.9	11.9	11.8	11.9	11.8	11.9
後期高齢者医療	10.5	10.7	10.9	11.1	11.3	11.5	11.8	12.0	12.2	12.2
国民健康保険	6.4	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.1	6.0	6.0	5.9
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	36.9	40.4	40.3	40.5	40.1	39.1	38.5	38.3	37.8	37.2

4 財政計画

【第1表 歳入内訳】

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
1. 地方税	億円 74	億円 73	億円 72	億円 70	億円 69	億円 85	億円 82	億円 80	億円 78	億円 76
内 市民税	29	29	28	27	27	27	27	26	26	26
内 固定資産税	39	39	39	37	37	53	50	48	46	45
2. 地方譲与税、各種交付金	億円 16	億円 18	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 20	億円 20	億円 20
3. 地方交付税	億円 122	億円 122	億円 119	億円 116	億円 117	億円 103	億円 102	億円 100	億円 97	億円 96
内 普通交付税	108	108	106	103	104	90	89	87	84	83
内 特別交付税	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13
4. 使用料、手数料	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6
5. 国、県支出金	億円 110	億円 83	億円 71	億円 76	億円 81	億円 70	億円 70	億円 71	億円 72	億円 69
6. 繰入金	億円 15	億円 23	億円 9	億円 12	億円 10	億円 8	億円 8	億円 7	億円 6	億円 5
内 財政調整基金		0	1	6	5	2	2	2		
内 減債基金*	1	8	1	1						
内 地域振興基金*	4	6								
内 まちづくり振興基金*	2	2	2	2	1	1	1	1	1	
内 ふるさと応援基金	5	3	3	2	4	5	5	5	5	5
内 市有財産有効活用推進基金	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金	2	0	1							
7. 地方債	億円 55	億円 46	億円 29	億円 31	億円 30	億円 27	億円 32	億円 34	億円 34	億円 35
内 合併特例債	15	10	5	3	2			3		
内 過疎・辺地対策事業債	17	22	11	14	14	11	17	13	15	16
内 公共事業等債・資金手当債*	5	0	1	3	3	4	3	5	8	3
内 臨時財政対策債(可能額)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
8. その他の収入	億円 33	億円 25	億円 21	億円 21	億円 22	億円 22	億円 20	億円 19	億円 17	億円 18
内 ふるさと寄附金	10	8	6	6	6	6	6	6	6	6
内 繰越金	5						0	△ 0	△ 2	△ 1
歳入合計	億円 431	億円 395	億円 345	億円 351	億円 354	億円 340	億円 339	億円 336	億円 330	億円 324

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
歳入総額	億円 431	億円 395	億円 345	億円 351	億円 354	億円 340	億円 339	億円 336	億円 330	億円 324
正味の歳入総額*	426	388	345	345	349	340	339	336	332	326
歳出総額	億円 431	億円 395	億円 345	億円 351	億円 354	億円 339	億円 339	億円 338	億円 331	億円 325
正味の歳出総額*	421	384	345	351	354	339	339	338	331	325
歳入歳出差額	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
正味の歳入歳出差額	5	4	△ 0	△ 6	△ 4	0	△ 0	△ 2	0	1
基金年度末現在高(普通会計)	億円 149	億円 137	億円 132	億円 124	億円 119	億円 118	億円 116	億円 114	億円 112	億円 111
財政調整基金	40	43	42	36	31	29	27	26	26	26
減債基金	41	34	33	33	34	36	36	37	38	39
まちづくり振興基金	27	25	23	22	21	20	19	18	17	17
地域振興基金	6									
ふるさと応援基金	21	21	21	22	22	20	19	17	16	14
その他基金	15	14	12	11	11	13	14	16	16	15

【第3表 歳出内訳】

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
1. 人件費	億円 60	億円 59	億円 64	億円 63	億円 62	億円 61	億円 60	億円 59	億円 59	億円 58
内 議員報酬手当	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
内 特別職給与	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内 職員給	51	50	49	48	47	47	46	45	45	44
正規職員数	615人	605人	590人	582人	572人	559人	550人	543人	534人	529人
()内は再任用含む職員数	(627人)	(626人)	(630人)	(625人)	(616人)	(615人)	(596人)	(585人)	(583人)	(576人)
2. 物件費	億円 43	億円 42	億円 38	億円 39	億円 38	億円 38	億円 38	億円 39	億円 38	億円 37
3. 扶助費	億円 71	億円 72	億円 74	億円 74	億円 75	億円 76	億円 77	億円 77	億円 78	億円 79
4. 補助費等	億円 42	億円 42	億円 37	億円 34	億円 33	億円 32	億円 31	億円 31	億円 30	億円 29
5. 投資的経費	億円 104	億円 62	億円 28	億円 35	億円 39	億円 25	億円 30	億円 32	億円 32	億円 30
内 自治区枠	7	5								
内 共通枠	97	57	28	35	39	25	30	32	32	30
再掲 旧那賀郡施工分	10	13	13							
再掲 公共施設の整備・改修	24	33	10	19	27	14	13	13	12	10
6. 公債費	億円 57	億円 62	億円 56	億円 56	億円 58	億円 56	億円 54	億円 50	億円 47	億円 45
内 繰上償還額(ア)	4	7								
(ア)による繰上償還影響額		△ 0	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
7. 積立金	億円 11	億円 9	億円 4	億円 4	億円 4	億円 7	億円 6	億円 6	億円 4	億円 4
内 財政調整基金	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0
内 減債基金	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
内 ふるさと応援基金	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3
内 市有財産有効活用推進基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0
8. 繰出金	億円 37	億円 40	億円 40	億円 40	億円 40	億円 39	億円 39	億円 38	億円 38	億円 37
9. その他	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5
歳出合計	億円 431	億円 395	億円 345	億円 351	億円 354	億円 339	億円 339	億円 338	億円 331	億円 325

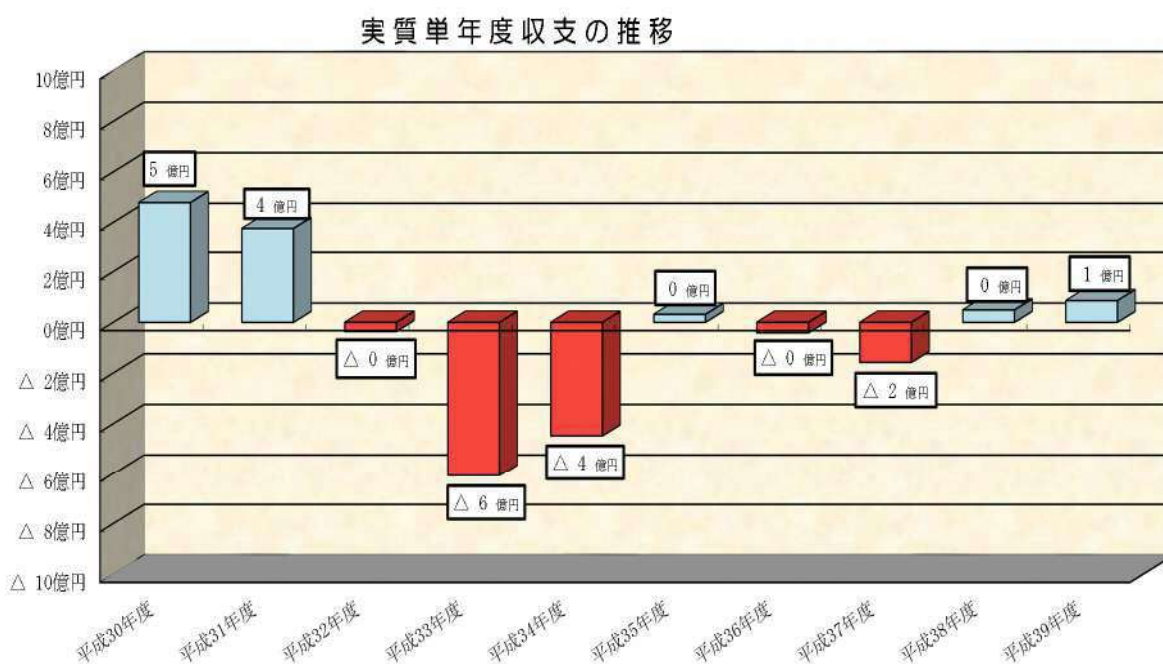
【第4表 財政指標】

区 分	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
標準財政規模*	億円 203	億円 204	億円 203	億円 199	億円 199	億円 200	億円 196	億円 191	億円 187	億円 184
財政力指数*	0.397	0.396	0.395	0.394	0.395	0.418	0.440	0.463	0.463	0.464
経常収支比率*	% 92.5	% 93.7	% 96.1	% 99.0	% 99.0	% 96.0	% 96.0	% 96.4	% 96.6	% 96.3
実質公債費比率	% 10.6	% 11.2	% 11.6	% 12.4	% 12.7	% 12.8	% 12.3	% 11.6	% 10.9	% 10.1
地方債残高	億円 543	億円 531	億円 508	億円 485	億円 461	億円 435	億円 417	億円 404	億円 394	億円 388

5 財政計画・見通しの分析

① 歳入の根幹をなす普通交付税（臨時財政対策債含む）については、国の制度見直しが行われたものの、平成28年度以降の合併算定替による特別加算措置の縮減により、最終的に9億1千万円が縮減する見込みです。こうしたなか、主要事業のローリングを行うとともに、集中投資も平成33年度までとし、さらには公共施設再配置実施計画の需要額及び行財政改革実施計画の効果額、定員適正化計画の見直しに伴う人件費への影響等に加え、定員適正化計画において適正化余地分とされた消防分の減員の影響等を見込み推計しております。

② こうした結果、実質単年度収支*は平成32年度からマイナスに転じ、ピーク時の財源不足額は約6億円となりますが、今回の期間中に基金の取り崩しに依存した財政体質からの脱却が可能となります。



- ③ しかしながら、国の制度改革（一般職員の定年延長、会計年度任用職員制度、幼児教育無償化等）の動向が不透明であること、また当市の独自課題である自治区制度を含めた中山間地域対策が議論の途中であることなど不確定要素も数多いことから、今後の財政状況へ影響を及ぼすことが懸念されます。
- ④ 今後も持続可能な財政体質を実現・維持していくためには、公共施設再配置計画で示した公共施設の3割削減は当然のことながら、人口減少に即した体制づくりと事業のスクラップ&ビルドの推進等不断の努力による行財政改革に真摯に取り組んでいくことが必要となります。
- ⑤ 行財政改革の取組を加速することにより「将来に責任ある持続可能な財政運営」を実現し、将来世代に対してより良い「浜田市」を引き継がなければなりません。

より良い浜田市のために



6 主要事業

事業年度							
区分	平成29年度以前	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度以降
継続	26 百万円	99 百万円	38 百万円	25 百万円	92 百万円	36 百万円	59 百万円
	<p style="text-align: center;">市有財産有効活用推進事業【全自治区】 3億7,500万円（2,600万円）</p>						
継続		9 百万円	117 百万円	176 百万円	22 百万円		
	<p style="text-align: center;">旭支所庁舎複合化・周辺整備事業【旭】 3億2,400万円（1億100万円）</p>						
新規			24 百万円	21 百万円			
	<p style="text-align: center;">CATV中継局舎設備増設事業【旭・弥栄】 4,500万円（1,400万円）</p>						
継続	0 百万円	6 百万円		17 百万円	217 百万円		
	<p style="text-align: center;">子育て支援のための拠点施設整備事業【浜田】 2億4,000万円（7,900万円）</p>						
継続	375 百万円	26 百万円	33 百万円	44 百万円	45 百万円		
	<p style="text-align: center;">元谷団地圃場整備事業【金城】 5億2,300万円（1億8,000万円）</p>						
継続	128 百万円	1,569 百万円	1,855 百万円	137 百万円	923 百万円	1,898 百万円	
	<p style="text-align: center;">高度衛生管理型荷捌所整備事業【浜田】 65億1,000万円（3億4,400万円）</p>						
新規			579 百万円				
	<p style="text-align: center;">(仮称)浜田港公設市場整備事業【浜田】 5億7,900万円（1億7,700万円）</p>						
継続	180 百万円	21 百万円	26 百万円				
	<p style="text-align: center;">谷線道路改良事業【弥栄】 2億2,700万円（3,300万円）</p>						
継続	129 百万円	69 百万円	68 百万円	32 百万円	32 百万円	31 百万円	395 百万円
	<p style="text-align: center;">戸地線改良事業【旭】 7億5,600万円（1億1,700万円）</p>						
継続	103 百万円	259 百万円	261 百万円	299 百万円	173 百万円		
	<p style="text-align: center;">浜田駅周辺整備事業【浜田】 10億9,500万円（2億3,900万円）</p>						

事業年度							
区分	平成29年度以前	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度以降
継続	1 百万円	172 百万円	114 百万円				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 浜田駅前広場整備事業【浜田】 2億8,700万円（9,700万円） </div>						
継続		31 百万円	21 百万円	16 百万円	21 百万円	21 百万円	100 百万円
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 井野37号線道路改良事業【三隅】 2億1,000万円（2,900万円） </div>						
継続	202 百万円	175 百万円	110 百万円				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 城山公園整備事業(浜田城周辺整備事業)【浜田】 4億8,700万円（1億600万円） </div>						
新規			3 百万円	46 百万円	63 百万円	73 百万円	63 百万円
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 公共残土等処理場整備事業【三隅】 2億4,800万円（0万円） </div>						
継続						108	242 百万円
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 長沢公民館整備事業【浜田】 3億5,000万円（1億500万円） </div>						
継続			25 百万円	240 百万円	98 百万円		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (仮称)杵束地区コミュニティー施設整備事業【弥栄】 3億6,300万円（1億1,300万円） </div>						
継続						69	1,059 百万円
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (仮称)浜田歴史資料館整備事業【浜田】 11億2,800万円（4億6,400万円） </div>						
継続		33 百万円	100 百万円				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 浜田市野球場施設改修事業【浜田】 1億3,300万円（4,100万円） </div>						
新規		9 百万円	73 百万円				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 浜田城資料館整備事業【浜田】 8,200万円（0万円） </div>						

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、()内は実質市負担を表します。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに掲載した事業を"新規"、前年度策定の計画で掲載されていたものは"継続"としています。

※ テキストボックスの右側矢印がない事業は平成36年度以降も事業が継続しています。

「中期財政計画及び見通し」 用語解説

平成 30 年 12 月

浜 田 市

用語	掲載ページ	説明
あ行		
い 一般財源	10	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
か行		
か 介護保険	12	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
会計年度任用職員	8・9・16	従来の臨時・非常勤職員に替わる新たな任用制度に基づく一般職非常勤職員。新任用制度は平成32年4月から導入される予定。
過疎対策事業債	2・6・7・13	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （平成24年に改正され、平成32年度までの時限立法）
合併算定替	2・4・15	合併年度及びこれに続く10ヶ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障するものです。さらにその後5ヶ年度は、この増加額を段階的に縮減します。
合併特例債	6・7・10・13	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く15ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
簡易水道事業		給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業のことです。
き 基準財政収入額	5・12	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
基準財政需要額	4・5	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
緊急防災・減災事業債	6	防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。
く 繰上償還	1・11・14	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。
繰替運用		一般的に歳計現金がマイナス（支払超過）等の場合に、基金を歳計現金に繰り替えて使用（運用）することです。
繰出金	12・14	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。

用語	掲載ページ	説明																								
クリーンエネルギー	3	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のことです。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれます。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などが挙げられます。																								
け 経常経費		毎年度持続して経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費のことです。																								
経常収支比率	14	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																								
下水道事業	12	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																								
元気な浜田事業	2	「第2次浜田市総合振興計画」に掲げた7つのまちづくり大綱に基づく各種施策のうち、特に重点的に取り組む項目として、「元気な浜田」をつくるためのロードマップに掲載し実施する浜田市の将来像の実現につながる事業を指します。																								
現給保障		給与制度改革などにより給料が下がる場合の調整措置で、改正後の給料が現在の給料を超えるまでの間、現在給料額を保障するものです。																								
減債基金	13・14	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																								
健全化判断比率		「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。 市町村の基準 <table border="1" data-bbox="689 1518 1481 1662"> <thead> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%~15.00%^(注1)</td> <td>20.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%~20.00%^(注2)</td> <td>30.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00%^(注3)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.46% (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.46% (注3) 政令市は400.00%</small>		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%~15.00% ^(注1)	20.00%	-	連結実質赤字比率	16.25%~20.00% ^(注2)	30.00%	-	実質公債費比率	25.00%	35.00%	-	将来負担比率	350.00% ^(注3)	-	-	資金不足比率	-	-	20.00%
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																							
実質赤字比率	11.25%~15.00% ^(注1)	20.00%	-																							
連結実質赤字比率	16.25%~20.00% ^(注2)	30.00%	-																							
実質公債費比率	25.00%	35.00%	-																							
将来負担比率	350.00% ^(注3)	-	-																							
資金不足比率	-	-	20.00%																							
こ 後期高齢者医療	12	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																								

用語	掲載ページ	説明
公共事業等債	13	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象として発行できる地方債です。事業費の原則90%充当であり、発行額のうち財源対策分（40%）の50%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。
公債費	11・14	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。
国民健康保険	12	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。
固定資産税	3・13	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
さ行		
さ 在職者調整		給与制度などの改正があった場合、新たな制度に移行するまでの調整措置で、給料の逆転防止等（昇給号給数の加算減算）の措置を行います。
財政調整基金	2・6・12・13・14	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
財政力指数	14	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金手当債	13	一般的に、発行額または元利償還金が後年度に普通交付税の基準財政需要額へ算入されない地方債のことをいいます。
資金不足比率		公営企業ごとに、資金収支の累積不足額を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
自主裁量財源		浜田市の造語で、基準財政需要額から事業費補正、公債費算入分、水道関係密度補正を除き、基準財政収入額を差し引いた、いわゆる普通交付税の真水部分に、地方税、地方譲与税、各種交付金を加えたものです。
市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し	4	平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税の算定に反映させることです。平成26年度以降5年程度かけて見直しが行われます。

用語	掲載ページ	説明
実質赤字比率		形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどとして、実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。一般会計等（普通会計）におけるこの実質赤字が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質公債費比率	1・6・11・14	地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借入れに引き続き許可を要することとされています。地方公共団体の一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質市負担	10・18	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。
実質単年度収支	15	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
市費	10	浜田市の造語で、一般財源に地方債を加えたものです。
市民生活安定化基金	12・13・14	水道料金や国民健康保険料等の急増を抑制し、市民生活の安定を図るための財源として、平成29年度に造成した基金です。なお、企業立地等による税収や財産処分など、新たに確保した自主財源の1/2を上限に基金へ積み立てを行います。
市有財産有効活用推進基金	13・14	土地の利活用や処分のための公共施設の解体経費等の財源として、平成29年度に造成した基金です。
主要政策枠		投資的経費は、市町村合併以降、主要5事業、政策調整枠、自治区枠の3区分で運用しています。主要政策枠は、主要5事業と政策調整枠を統合し、新たに発生した一体的なまちづくりに資する需要に柔軟に対応するため創設した投資枠のことです。
償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。
上水道事業		給水人口が5千人を超える水道により、水を供給する水道事業のことです。
正味の歳出総額	13	歳出総額から財政調整基金積立金及び公債費繰上償還額を差し引いた実質的な単年度の歳出予算額を表しています。
正味の歳入総額	13	歳入総額から繰越金、財政調整基金繰入金及び繰上償還財源としての減債基金繰入金を差し引いた実質的な単年度の歳入予算額を表しています。
将来負担比率		地方公共団体の一般会計等（普通会計）の借入金や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
人件費	8・9・14・15	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。

用語	掲載ページ	説明
人口ビジョン	4	平成27年10月に策定した「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で提示した浜田市の人口の将来展望のことです。
新市建設計画	10	市町村合併をするにあたり、関係市町村の住民に対して合併後の将来に関するビジョンを示し、これにより市町村合併の是非を判断するための、いわば市町村合併によって新しく誕生する新市のマスタープランの役割を果たすものです。
人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
森林環境譲与税	4	市町村が行う間伐などの森林整備、人材育成・担い手確保及び木材利用の促進や普及啓発等並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用の財源として、国から譲与されます。（平成31年度から） なお、原資となる森林環境税（国税）は、市町村が個人住民税と併せて年額1,000円を徴収することとなります。（平成36年度から）
た行		
た 段階補正		普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値の補正の一種で、測定単位の数値の増減に応じて、単位当たり費用が割安または割高となる事情を反映させるためのものです。
ち 地域経済・雇用対策費		歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、平成24年度に「地方再生対策費」及び「雇用対策・地域資源活用推進費」を整理・統合し創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。平成30年度から廃止されています。
地域振興基金	13	合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置された基金です。
地域の元気創造事業費		地域経済活性化に取り組む地方公共団体を息長く支援するために、平成26年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
地方交付税	2・4・12・13	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。

用語	掲載ページ	説明
地方再生対策費		地方税の偏在是正による財源を活用し、都市と地方の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定するため、平成20年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の新たな算定項目のことであります。市町村、特に財政の厳しい地域に重点配分されます。平成24年度から「地域経済・雇用対策費」に整理・統合されています。
地方消費税交付金	4	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、平成31年10月には10%へ引き上げられる予定となっています。
地方譲与税	4・13	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことであります。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
地方特例交付金		地方特例交付金は、平成30年度においては減収補てん特例交付金のことを指します。減収補てん特例交付金は、個人市県民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするためのものです。
つ 積立金	12・14	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と 投資的経費	5・10・14	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
特定目的基金		特定の目的のために、財産を維持し、財産を積み立てるために設置された基金のことであります。
特別交付税	4・5・13	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。
は行		
ひ 標準財政規模	14	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことであります。
ふ 扶助費	5・9・14	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
普通会計	2・13	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことであります。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。本市の場合、平成23年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
普通建設事業費	10	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことであります。
普通交付税	2・3・4・5・6・10・13・15	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
物件費	8・9・14	賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。

用語	掲載ページ	説明
ふるさと応援基金	6・7・9・10・13・14	当市に寄附されたふるさと寄附金を適正に管理・運用するために創設した基金のことです。
ふるさと寄附金	7・13	自分の故郷や応援したい自治体などへ寄付することで、個人住民税の一部が控除される寄附金のことです。「ふるさと納税」とも呼ばれています。
ハ 辺地対策事業債	6・7・13	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ 包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
補助費等	9・14	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。
ま行		
ま まちづくり振興基金	13	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
ら行		
り 臨時財政対策債	2・6・13・15	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。
る 類似団体	1	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表という類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
れ 連結実質赤字比率		一般会計等（普通会計）において、翌年度収入の繰上げをしているなどの実質的な赤字状態が実質赤字であり、さらに、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計など、市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。連結実質赤字の標準財政規模に対する割合であり、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
ろ ローリング	1・15	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。

平成 30 年 12 月 11 日
総務文教委員会資料
教育委員会教育総務課

教 育 委 員 会

自己点検・評価報告書

平成 30 年 11 月



浜田市教育委員会

自己点検・評価に当たって

近年の教育を取り巻く環境の変化は大きく、社会情勢の要請から教育委員会制度の改正が行われ、教育行政に大きな変革をもたらしました。

平成 27 年度には、第 2 次浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の策定等教育行政において重要な計画の策定を行い、新たな教育振興計画はこれら上位計画等との連動の強化を図り、市上位計画等の実現をより具現化するための実施計画（アクションプラン）として策定しており、教育委員会としては、本計画に沿って浜田市の教育振興を着実に推進し、教育行政の執行責任を果たしてまいります。

平成 29 年度は、この教育振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）の 2 年目の実施年度となりました。

教育委員会による自己点検及び評価は、その執行責任を果たすために必要な事務であります。この点検及び評価は、執行された学校教育や社会教育、スポーツ、文化財等の具体的な教育行政事務が、教育委員会が決定した基本方針に沿っているのか、それが時代の要請に応えた教育行政となっているのか、教育委員会自らが、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うものです。

なお、この点検及び評価に関することは、教育行政の基本方針に関することなどとともに、教育長に委任できず、教育委員会自らが管理・執行する事務として位置づけられており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 25 条第 2 項）、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています（地教行法第 26 条）。

浜田市教育委員会の自己点検・評価は、平成 27 年度に策定した浜田市教育振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）の施策体系に基づいて点検・評価を行っています。施策体系にある主要施策と具体的取組一覧から、それぞれの事業について事業終了後、事務局から報告を受け、点検・評価を行い、その結果を、「教育委員会自己点検・評価結果報告書」のとおり取りまとめましたので、地教行法第 26 条の規定により報告します。

平成 30 年 11 月

浜田市教育委員会

《 目 次 》

	ページ
1 教育委員会自己点検・評価（総評）	1
2 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧	9
I 学校教育の充実	
(1) 生きる力の育成	
① ふるさと郷育の推進 (生涯学習課・学校教育課)	10
② キャリア教育の推進 (学校教育課)	11
③ 自然体験活動の推進 (学校教育課・生涯学習課)	12
④ 学力向上総合対策事業 (学校教育課)	13
⑤ 小中連携教育推進事業 (学校教育課)	14
⑥ 外国語指導助手の招致 (学校教育課)	15
⑦ 土曜学習支援事業 (生涯学習課・学校教育課)	16
⑧ 学校司書等配置事業 (学校教育課)	17
⑨ 学校支援員配置事業 (学校教育課)	18
⑩ 小中学校一斉学力調査等実施事業 (学校教育課)	19
⑪ ICT教育整備事業 (学校教育課)	20
⑫ 特色ある学校づくりの推進 (学校教育課)	21
⑬ 学校事務の共同実施 (学校教育課)	22
⑭ 学校施設整備事業 (教育総務課)	23
⑮ 学校統合計画策定 (教育総務課)	24
⑯ 児童生徒の安全で安心な環境の確保 (学校教育課・教育総務課)	25
⑰ 幼児教育の充実 (教育総務課・学校教育課)	26
⑱ 幼児教育の環境整備 (教育総務課)	27
(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進	
① 児童生徒健全育成事業 (学校教育課)	28
② 問題行動、いじめ等の指導相談 (学校教育課)	29
③ 親学プログラムの実施 (生涯学習課・学校教育課)	30
④ 特別支援教育推進事業 (学校教育課)	31
⑤ 要保護・準要保護児童生徒就学援助 (学校教育課)	33
⑥ 人権意識高揚の推進 (人権同和教育室)	34

(3) 食育と体づくりの推進		
① 食育推進事業	(教育総務課)	35
② 学校給食での地産地消の推進	(教育総務課)	36
③ 学校体育大会支援事業	(学校教育課)	37
④ 学校保健・環境衛生の充実	(学校教育課)	38
II 家庭教育支援の推進		
(1) 家庭教育支援の充実		
① 親学プログラムの実施	(生涯学習課)	39
② 家庭教育支援チームの結成	(生涯学習課)	40
③ つなぐ、つながる事業 (三世代交流・通学合宿支援)	(生涯学習課)	41
④ 「家読 (うちどく)」の推進	(生涯学習課・学校教育課)	42
⑤ P T A活動との連携強化	(青少年サポートセンター)	43
(2) 青少年の健全育成		
① 関係協議会等への補助事業	(青少年サポートセンター)	44
② 青少年団体育成補助事業	(青少年サポートセンター)	45
③ 青少年自立支援事業	(青少年サポートセンター)	46
III 社会教育の推進		
(1) ふるさと郷育の推進		
① 「浜田市の人物読本」の活用	(生涯学習課)	47
② ふるさと再発見事業	(生涯学習課)	48
③ ふるさと教育推進事業	(生涯学習課・学校教育課)	49
④ 自然体験活動の推進	(生涯学習課)	50
⑤ 土曜学習支援事業	(生涯学習課)	51
⑥ つなぐ、つながる事業 (三世代交流・通学合宿支援)	(生涯学習課)	52
⑦ 学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業	(生涯学習課)	53
(2) 公民館における人材育成と拠点整備		
① 公民館活動推進事業	(生涯学習課)	54
② 地域課題の解決支援事業	(生涯学習課)	55
③ 人権・同和問題学習活動	(人権同和教育室)	57

	ページ
④ 公民館施設改修事業 (生涯学習課) ……	58
 (3) 図書館サービスの充実	
① 多様な分野の図書の充実 (中央図書館) ……	59
② レファレンスサービスの充実 (中央図書館) ……	60
③ 「特集展示」コーナーの充実 (中央図書館) ……	61
④ ボランティア登録者数の増加 (中央図書館) ……	62
⑤ 移動図書館車・簡易閲覧所の運用 (中央図書館) ……	63
⑥ 子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業 (中央図書館) ……	64
⑦ 電子書籍などの新たな情報への対応 (中央図書館) ……	65
 IV 生涯スポーツの振興	
(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
① 総合スポーツ大会の開催 (生涯学習課) ……	66
② 浜田市体育協会によるスポーツ振興事業 (生涯学習課) ……	67
③ 「体操のまち 浜田」振興事業 (生涯学習課) ……	68
 (2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上	
① 「JFA夢の教室」の開催 (生涯学習課) ……	69
② トップアスリートなどの各種スポーツ教室の開催 (生涯学習課) ……	70
 (3) スポーツ・レクリエーション環境の整備	
① 学校開放事業 (生涯学習課) ……	71
② 運動施設整備事業 (生涯学習課) ……	72
③ 軽スポーツ活動の推進 (生涯学習課) ……	73
 V 歴史・文化の伝承と創造	
(1) 芸術・文化の振興	
① 石央文化ホールの管理運営 (文化振興課) ……	74
② 世界こども美術館の管理運営 (文化振興課) ……	75
③ 石正美術館の管理運営 (文化振興課) ……	76
④ 市民による文化活動への支援 (文化振興課) ……	77
⑤ 子どもを育む文化振興 (文化振興課) ……	78

(2) 伝統文化の保存と継承		
① 伝統文化の保存と継承	(文化振興課) ……	79
(3) 文化財の調査・保存と活用		
① 文化財の収集・保存	(文化振興課) ……	80
② 文化財の活用	(文化振興課) ……	81
③ 各指定文化財の管理	(文化振興課) ……	82
④ 市内遺跡発掘調査事業	(文化振興課) ……	83
⑤ 市誌編纂事業	(文化振興課) ……	84
(4) 地域文化の交流拠点づくり		
① (仮称) 浜田歴史資料館整備事業	(文化振興課) ……	85
② 浜田城周辺整備事業	(文化振興課) ……	86
3 浜田市教育振興計画の目標達成度について	……	87

1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

空 白

1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

浜田市教育委員会の自己点検・評価は、平成 27 年度に策定した浜田市教育振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）の施策体系に基づいて点検・評価を行っている。

浜田市教育振興計画の基本理念は、「人権尊重」、「共生」、「学校、家庭、地域の連動」の 3 つの「教育推進」により形作られており、この 3 点からなる基本理念を体現するための 5 本の施策の柱である「Ⅰ 学校教育の充実」、「Ⅱ 家庭教育支援の推進」、「Ⅲ 社会教育の推進」、「Ⅳ 生涯スポーツの振興」、「Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造」について、総括評価を行う。



I 学校教育の充実

学校教育の充実については、将来を担う子どもの学力や豊かな心、健やかな体力を育む役割を果たしており、「生きる力」を育成することが重要となっていることから生きる力の育成への取組、また、各学校では、学力の向上を図るとともに、子どもの能力や興味を引き出すよう、これまで以上に一人ひとりに応じた指導が重要となっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にす教育の推進の取組に努めた。

生きる力の育成の取組として、ふるさと郷育の推進を図るため、「浜田市の人物読本」の活用や教職員を対象とした郷育研修などを実施し、ふるさと教育を推進した。また、学力の向上に向けた取組を行うこととし、「浜田市小中連携教育基本方針」に基づき、中学校区で一体となった生活習慣づくり、夢や希望に向かって努力する子どもの育成、学校不適應を考慮して変化に対応できる子どもの育成、ふるさとを誇りに思う子どもの育成等に取り組んだところであるが、地域、学校、家庭がそれぞれの役割を明確化し、一体となって取り組んでいかなければならない。

一人ひとりを大切にす教育の推進については、浜田市教育委員会として、特にいじめ問題に対し、いじめは人の尊厳に関わる重大な問題であり、絶対に許されない行為であることを強く認識しているところであり、人を人として大切にす人権感覚を育てる研修を行うなどいじめ問題の根絶に取り組む必要がある。

環境整備の取組について、子どもの教育環境を整えることを最優先とした学校統合計画に基づく学校統合については、今後の児童・生徒の減少、中学校の部活動のあり方、校区の見直し、さらに学校施設の老朽化等の諸課題に対して、平成 29 年 5 月に学校統合計画審議会に諮問を行った。教育委員会としては、教育環境の整備を最優先に考えつつも、公共施設再配置計画等の行財政改革の観点も踏まえた施設の整理を行っていくことが重要である。

II 家庭教育支援の推進

家庭教育支援の推進については、家庭環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が懸念されているところであり、地域ぐるみで子どもの育ちを支える取組を推進する必要性、また、子どもたちを取り巻く環境の変化を受け、行政による様々な教育施策の展開・推進とともに、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもの育ちを支えるための連携・協働の取組の充実が必要である現状を踏まえ、家庭教育支援の充実、

青少年の健全育成に努めた。

家庭教育支援の充実については、平成 29 年度に浜田市独自の乳幼児期に特化した 3 つのプログラムを構築し、「親としての役割」や「子どもとのかかわり方」の気付きを促す取組を進めているが、多くの保護者に参加してもらうことが必要であり、支援体制についても、教育委員会事務局内の課を越えた連携や子育て部局等との連携を図っていく必要がある。

青少年の健全育成については、PTAとの連携強化、日常生活を送る上で様々な困難を抱える子どもから若者に対して、社会参加や就学・就労等社会的自立に向けた支援の継続が必要である。

Ⅲ 社会教育の推進

社会教育の推進については、子どもたちの自然体験や社会経験の不足等を要因として、善悪の判断や規範意識の低下など、家庭や地域での教育力の低下が懸念される中、地域住民がより良く暮らすため、地域課題の解決に向けた学びを通して、地域社会の発展、活性化に寄与する人材を育成することが求められていることを踏まえ、ふるさと郷育の推進、公民館における人材育成と拠点整備、図書館サービスの充実の取組を行った。

平成 29 年度においては、ふるさと郷育の推進として平成 28 年度に小学校 4～6 年生に配付した補助教材「浜田市の人物読本 ふるさとの 50 人」の活用状況を調査し、把握、評価分析に努め、今後の取組の参考とした。

また、公民館における人材育成と拠点整備についても、地域住民による特色ある取組を支援し、主体的に地域課題の解決に取組み、地域に根ざした公民館活動の推進を図るため、学校支援活動、土曜日の教育活動、放課後子ども教室、家庭教育支援活動や地域が主体となった活動等の多様な活動の場として、より多くの住民の参画を促す取組を行った。

人的・物的・制度的・歴史的制約等の課題も多く、これらの整理を行うことが、公民館における人材育成と拠点整備につながるものと考えられる。

図書館サービスの充実については、中央図書館、各分館及び移動図書館を含め、地域課題や地域住民のニーズに適した蔵書の充実に取り組むなど浜田市全域の図書館サービスの整備・拡大に努めた。今後も引き続き、市民、特に子どもの読書活動普及に取り組むとともに、人的サービスの更なる向上を図り、いつでもどこでも、気

軽に利用できる市民の施設を心がけていく必要がある。

IV 生涯スポーツの振興

生涯スポーツの振興については、スポーツに対するニーズや関わり方が高度化・多様化している中で、それぞれの世代に応じた心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ少年団や競技団体等と連携したスポーツ精神の高揚と競技力の向上、気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツ・レクリエーション環境整備等の取組を行った。

平成 30 年度に全国中学校体操競技選手権大会が島根県立体育館で開催されることが決まり、地元の選手が活躍できるよう支援を行い、また、浜田市総合スポーツ大会、トップアスリートを招いた教室開催、総合型地域スポーツクラブの設置等、生涯スポーツの振興に取り組んでおり、これらの取組は着実に定着してきている。

運動施設の改修・整備等については、類似施設の統廃合を含め、将来のスポーツ施設整備及び利活用の方針を十分に検討するため、平成 29 年度にスポーツ推進審議会よりスポーツ施設の適正な配置及び整備の答申を受け、計画の策定に向けて取り組んでいる。

浜田市体育協会及び浜田市スポーツ少年団等のスポーツ関係団体への支援及び協力による市のスポーツ振興の効果は大きく、引き続き連携を深め、効果を上げられるような工夫を持って、スポーツの振興を図る必要がある。

V 歴史・文化の伝承と創造

芸術文化の振興については、伝統文化の保存・継承、芸術・文化活動の活性化、芸術の鑑賞機会や発表の場の提供等の取組を行い、市内の多種多様な文化・芸術活動等を行う個人や各種団体のそれぞれの活発な活動を応援し、連携を図り、芸術文化の振興・発展に努めた。

また、石央文化ホール、石正美術館、世界こども美術館など拠点施設は、指定管理者により運営されており、その管理運営及び事業企画には指定管理者の努力がうかがえるが、利用者が減少傾向であることから、今後の市の芸術文化の振興の方向性を考える中において、中・長期的な展望を踏まえた教育委員会の主体的な展開と

指定管理者の一層の協働が必要であると考えます。

文化財行政については、専門機関や識見者と連携して貴重な文化財の調査研究、埋蔵文化財の分布及び発掘調査、文化財の保護活用、資料館等の活用等の取組を行うとともに、貴重な文化遺産の保護を適切に行い、後世へ確実に継承すること、及び情報の収集や、発掘調査の現地説明会、地域の自治会や各種団体への講演、学校授業での学習会等を通じ、市民、児童、生徒へ学習資料として活用の発信に努めた。

今後、収集した情報等をまとめ、提供・発信するためには、市誌編纂の方向性や資料館のあり方等を充分かつ慎重に検討していくことが必要である。

空 白

2. 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧

教育委員会自己点検・評価表

No. 1

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		郷育
具 体 的 取 組	① ふるさと郷育の推進	
担 当 課	生涯学習課・学校教育課	
内 容	ふるさと教育の「教」の字を「郷里」の「郷」の字に置き換えた「ふるさと郷育（きょういく）」を推進し、子どもたちに、ふるさとに愛着や誇りを持たせ、将来地元で働きたい、地元に住みたい、という気持ちを育む。地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、ふるさとを愛する心が育つよう地域ぐるみで子どもを育む取組を推進する。	
29 年 度 の 目 標	<p>「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」の活用事業、ふるさと再発見事業、つなぐ、つながる事業、ふるさと教育推進事業(県委託事業)等の事業を実施する。</p> <p>また、中学校区毎に学校、家庭、地域のネットワーク体制を構築し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整備する。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>1 「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」の活用事業 「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」の配付、アンケート実施。</p> <p>2 ふるさと再発見事業 全ての公民館で実施。</p> <p>3 つなぐ、つながる事業 三世代交流事業15公民館で実施。通学合宿事業4公民館で実施。</p> <p>4 ふるさと教育推進事業（県委託事業） 中学校区内での小学校と中学校の連携による授業を実施。 教職員を対象としたふるさと郷育研修の実施。</p> <p>5 浜田市小中連携教育での「ふるさと郷育」（県事業を含む）の推進 4つの柱の中の「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成の取組を中学校区で実施。 目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、 小学6年が72.6%(対前年度比+5.3%)、中学3年が71.9%(+11.6%)</p> <p>6 ネットワーク体制の構築 9中学校区のうち、8中学校区でネットワーク体制を構築。 (※構築できなかった中学校区については、学校支援ボランティア会議等を行っていたがネットワーク体制の構築までには至らなかった。)</p>	
教育委員会の評価	<p>公民館や地域のボランティアの協力を得て、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着しており、小中連携教育の中でも、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成を柱の一つとして取組を継続している。目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が72.6%(+5.3%)、中学3年が71.9%(+11.6%)と上昇している点は、子どもたちの意識が向上していると捉えることができる。</p> <p>学校教育での取組が、地域ぐるみで子どもを育む取組の更なる推進となるよう、生涯学習との連携の強化を努めていく必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 2

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		郷育
具 体 的 取 組		② キャリア教育の推進
担 当 課		学校教育課
内 容		1 キャリア教育の必要性について教職員への啓発を図る。 2 中学校の職場体験活動を広く市民に知らせるための啓発活動を行う。 3 児童生徒が将来に対する夢や希望をもち、学習意欲が高まるようキャリア教育に視点をあてた授業を行う。
29 年 度 の 目 標		キャリア教育推進ネットワークを中学校区に構築する。
29 年 度 の 実 績		1 各中学校区でキャリア教育に関する取組を行った。 (1)一中校区：2度の中学校授業体験（オープンスクール）。授業への慣れとともに小学校間の交流の機会となった。 (2)二中校区：オープンスクール。小中合同あいさつ運動。「ようこそ先輩」として、中学生をはじめ、地域先輩等が小学校を訪問し交流活動。二中吹奏楽部訪問演奏。 (3)三中校区：小中互いの授業公開。高校生の出前授業。 (4)四中校区：夏休み小学生学習会に中学生が支援。 (5)浜田東中校区：オープンスクール。 (6)金城中校区：小中連携キャリア教育計画（系統表）を生かした実践 (7)旭中校区：小中連携キャリア教育計画（系統表）を生かした実践 (8)弥栄中校区：小6中1交流会 (9)三隅中校区：オープンスクール。 2 「生き方モデルの出会いの場」として、「ジョブカフェ」や「ようこそ先輩」等の地域の企業家やその道の先輩・達人等との交流の機会を、小学校から意図的・計画的に実施。また、各中学校では、職場見学や職場体験活動を計画的に実施。
教育委員会の評価		キャリア教育の教職員に対する啓発については、研修や文書等で行っており、小学校教員においても意識は向上してきた。児童生徒が将来に対する夢や希望をもち、学習意欲が高まるようにキャリア教育に視点をあてた授業については、教育活動全体を通じた取組が各校でなされている。 小学校では、生活科や特別活動等をはじめ、他者を認めたり、集団の中で役割遂行等、キャリア形成の基礎的な能力を育成する活動が多く実施されている。また、小学校高学年や中学校では、地域の企業家や先輩・達人等との出会いを積極的に設定し、夢見ることや自分を見つめることの大切さと職業観を育てる活動を実施していることを評価する。 各中学校区での小中連携教育を活用し、総合的な学習やふるさと教育の全体計画、年間指導計画においてキャリア教育との関連を明確にもち、毎年見直しをしながら中学校区での統一的な取組に努める必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 3

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		郷育
具 体 的 取 組	③ 自然体験活動の推進	
担 当 課	学校教育課・生涯学習課	
内 容	<p>子どもたちが、地域の豊かな自然にふれあう体験などを通して、自然に感動する心、ふるさとを愛する心の育成を図る。</p> <p>また、宿泊を含む体験活動、集団活動を行うことで、人間関係のつくり方、公衆道徳、規範意識などを身につけるとともに、感動する心、コミュニケーション力、社会性、思いやりの心などの生きる力を育む。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>子どもたちが、地元の地域資源に親しみながら、日常では経験できない宿泊を含む体験活動、集団活動を行うことで、人間関係のつくり方、公衆道徳、規範意識などを身につけるとともに、感動する心、コミュニケーション力、社会性、思いやりの心などの生きる力を育む一助となるように、夏休み中に2泊3日の宿泊体験活動を計画実施する。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>1 浜田地区広域行政組合、江津市教育委員会と連携し、浜田・江津市内の小学5,6年生を対象とした浜田広域圏子ども交流事業「夏休み！ふるさと体験・友だちづくり活動」を実施。</p> <p>(1) 実施期間 平成29年8月8日(火)～8月10日(木) (2泊3日)</p> <p>(2) 実施場所 県立少年自然の家、金城町ほか</p> <p>(3) 主な内容 乗馬体験、夏の雪合戦、肝試し(県大生考案)、カヌー体験、川遊び、民泊、農作業体験、モノづくり(苔ぼっくり) ほか</p> <p>(4) 参加人数 小学5,6年生 14校 33人(浜田市 26人、江津市 7人) 県大生ボランティアスタッフ 15人</p> <p>2 幼稚園・小学校の自然体験学習はNo.40に記載</p>	
教育委員会の評価	<p>子どもたちが、地元の地域資源に触れ、民泊体験や農業体験などを通じて、自然とふれあい、農業についての理解を深め、ふるさとの良さを実感する良い機会となった。33人の参加の内、7人が昨年度も参加しており、夏休みの子どもたちが参加する事業として圏域に定着してきた。</p> <p>人間関係の作り方の習得やコミュニケーション力の育成については、各班ごとに協力をしながら体験を行う過程で育成された。また、民泊や体験活動を楽しみながら安全に行う過程で指導者の指示やルールに従うこと、挨拶の重要性を学ぶ機会となった。</p> <p>今年度も県大生のボランティアスタッフ、浜田市スタッフ、江津市スタッフの役割分担により、円滑な運営を行うことができた。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 4

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		④ 学力向上総合対策事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 全ての小学校と中学校へ年3回の学校訪問指導を行う。 2 市指導主事による国語、算数・数学、道徳、キャリア教育、学校図書館活用教育、協調学習の手法による授業について学校訪問指導を行い、教員の指導力の向上を図る。 3 学力向上総合対策事業（家庭学習の充実、メディア時間の適正化、国語教育の充実、教員の授業力向上）の更なる周知と充実を図る。
29 年 度 の 目 標		全国学力・学習状況調査における国語A・B、算数・数学A・B問題の浜田市平均正答率が県平均を上回る。
29 年 度 の 実 績		1 全ての小学校と中学校へ年3回の学校訪問指導を行った。1回目は、学力向上の取組を中心に29年度の計画の聞き取りや情報提供を行った。2回目は、市指導主事による授業研究訪問指導、3回目は、県学力調査結果をもとに、全国調査結果からの課題の検証と今後の取組についての聞き取り及び指導・助言を行った。 2 教員の授業力向上を目指した研修会を開催した。 (1) コアティーチャーの研修:3人の教員を福井市に派遣 ア 平成29年6月19日(月)～6月23日(金) イ コアティーチャーによる公開授業及び福井市視察報告会 3回 (2) スーパーティーチャー示範授業(4年国語)による授業力向上研修 ア 平成29年7月21日(金) 114人参加 会場 雲城小学校 イ 講師 横浜市立日下小学校 教諭 藤田 伸一 氏 (3) 新しい学びプロジェクト(協調学習)研修会 ア 平成29年8月18日(金) 29人参加 イ 講師 東京大学 大学発教育支援コンソーシアム推進機構 (C o R E F) 特任助教 齋藤 萌木 氏 (4) 新しい学びプロジェクト研究協議会への参加 ア 平成29年11月10日(金)広島県世羅町立せらにし小・世羅西中、算数・総合・数学・美術・社会の授業公開 イ 平成30年1月18日(木)広島県安芸大田町立加計小・加計中、理科・総合・社会・算数・英語の授業公開 (5) 指定校による研究推進 4年目：学校図書館活用教育指定校（美川小・国府小） 1年目：算数・数学研究指定校（雲雀丘小・第二中） 1年目：協調学習指定校（金城中） 3 全国学力調査の各教科の平均正答率 小学校6年においては、国語B・算数Aは県平均を上回った（国語A・算数Bは同率）。中学校3年については、下回っているものの、その差は縮まってきた。
教育委員会の評価		各学校では、児童生徒が課題発見や課題解決に向けて主体的、対話的な深い学びが成立するような授業改善に向けて取組が行われており、めあて・振り返りの意識は向上してきた。現在の取組を継続し、学校全体で組織的な取組を進めていくことが必要である。スーパーティーチャー示範授業や協調学習等の研修会及び指定校（図書館活用、協調学習、算数・数学）による実践研究を進めた。今後は、研修会、示範授業、学校訪問指導を継続し、指定校の実践の成果を市全体に広げていくことで、一層の授業改善を推進し学力向上を図る必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 5

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑤ 小中連携教育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		浜田市小中連携教育基本方針に基づき、小中連携教育推進委員会の方 向性を定め、9つの中学校ブロックで、それぞれの実態に合わせた小中 連携教育を推進する。
29 年 度 の 目 標		1 各中学校区（9中学校区）をブロックとして、地域や学校の実態 に応じた小中連携教育を推進する。 2 小中連携教育の推進委員会、ブロック代表者会において今年度の 方針を決めて各ブロックの特色を出しつつ、全体としても統一性 のある取組となるようにする。 3 各ブロック内における取組をまとめる。リーフレットを作成し、 浜田市のホームページで紹介する。
29 年 度 の 実 績		1 「浜田市小中連携教育基本方針」に基づき、各中学校ブロックで、 それぞれの実態にあわせた小中連携教育を推進した。（3年間2年次） 2 基本方針に基づく以下の4つの取組について、各ブロックの成果と 課題を実践記録集としてまとめた。また、リーフレットにまとめ、 全保護者に配布するとともに浜田市のホームページにもアップした。 (1) 中学校区で一体となった生活習慣づくり 「普段1日あたり1時間以上家庭学習する子どもの割合」 小70.4%（対前年度比+11.7%）、中59.8%（+12%） (2) 学習意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成 (3) 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成 「自分には良いところがあると思っている子ども割合」 小78.5%（+2.9%）、中73.6%（+2%） (4) ふるさを愛し、ふるさを誇りに思う子どもの育成 「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う 子どもの割合」小72.6%（+5.3%）、中71.9%（+11.6%）
教育委員会の評価		中学校区で一体となった生活習慣づくりについては、2時間以上テレ ビゲームをする割合は減少しており、目標指標の数値にも見られるよう に家庭学習時間は徐々に増加の傾向にある。しかし、中学生の学習時間 は全国に比較すると低い状況であり、更に継続した取組が必要である。 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成については、目 標指標の数値から見て、徐々に上向きになっていると捉えている。まだ 目標値には達していないので、「人との関わり」の活動を充実させる取 組に努めていく必要がある。 ふるさを愛し、ふるさを誇りに思う子どもの育成では、中学校区 でふるさと教育が体系的に取り組まれ、総合的な学習の時間に、自分で 調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合が徐々に増えてきてい る。学校教育での学びを地域に広げていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 6

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		学力向上
具 体 的 取 組	⑥ 外国語指導助手の招致	
担 当 課	学校教育課	
内 容	1 中学校の英語教育及び国際理解教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）（以下、外国語指導助手）を配置して、担当教員の指導の下に授業を行う。 2 小学校の外国語活動や国際理解教育を推進するため、外国語指導助手を配置して、担当教員の指導の下に授業を行う。	
29 年 度 の 目 標	1 小中学校に授業時数に応じて外国語指導助手を配置する。 2 外国語指導助手は、ネイティブスピーカーであることを活かして、児童生徒の異文化への興味関心を引き出し、学習意欲を高めるとともに、担当教員と連携を図りつつ、活動の仕方を示したり児童生徒とやりとりを行い、言語活動の指導や評価等をする。	
29 年 度 の 実 績	外国語指導助手は、中学校の英語教育の充実に努めるとともに、浜田市中学校英語キャンプの開催、国際交流事業など幅広い活動を展開した。 また、小学校の外国語活動は、小学校5・6年生で担任教員や英語専科教員とのティーム・ティーチングによる年間35時間の外国語活動を実施した。浜田市教育研究会外国語活動部会の研修会に参加し、指導主事と共にモデルを示すなどして、参加会員の研修に協力した。さらに小学校専属の外国語指導助手は、小学校教員向けの英会話教室で講師を務めた。 1 外国語指導助手 7人配置	
教育委員会の評価	小中学校ともに教員と連携を図りながら、ネイティブスピーカーであることを活かして英語や異国の文化に対する興味関心を高め、児童生徒とのやりとりをしながら言語活動の指導を行い、コミュニケーション能力を高めた。 また、英語キャンプや国際交流事業だけでなく、給食の時間や休み時間にも積極的に子どもたちと関わり、自然に会話をする中で、お互いの文化の違いに気づいたり、相手の文化の良さを認めたりする機会を提供した。 さらに、研修会や英会話教室等により、平成30年度からの、小学校外国語活動先行実施に向けた小学校教員の英語力向上に貢献した。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 7

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		学力向上
具 体 的 取 組	⑦ 土曜学習支援事業【No. 41へ再掲】	
担 当 課	生涯学習課・学校教育課	
内 容	<p>浜田市の子どもたちを地域で育むことに併せ、学力向上に資するため、土曜日を利用して学習の場を提供する。浜田市立中央図書館多目的室を利用し、希望する中学生を対象に教育職員免許所有者等による自学（数学・英語）支援と、公民館で小学生を中心とした学習支援の2つの取組を行う。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>公民館等が主体となっていく土曜学習の機会を増やすことにより、より多くの小中学生の土曜日の充実、家庭学習の機会を提供し、学習習慣の定着、学力向上を図る。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>1 浜田市立中央図書館（数学・英語） 地域講師によるプリントを使用した講義形式で開催。 講師以外にも県立大学生が生徒を個別に補助する形式で開催。 夏休み期間中の特別講座を開催。（中学3年生のみ対象） (1)実施回数 13回 特別講座 6回 (2)延べ参加人数 229名 特別講座 95名 (3)登録生徒数 72名 (4)講師数 19名（教員OB 8名、大学生 7名、一般 2名、教育委員会指導主事等 2名）</p>	
教育委員会の評価	<p>実施に当たり、定期テストにあわせて開催日を調整したり、部活動後に参加できるよう午後開催するようなど工夫したが、体育祭と重なったことや会場確保ができず中止となった回もあった。 今年度、夏休みに中3対象の特別講座（全6回）を実施した。また、今年度は講義形式で始めたが、3学年と2教科分の講師と生徒の確保難や事前準備、講師への負担などから、途中から個別指導対応となった。 参加生徒や保護者アンケートの結果から、この取組が、家庭学習や学習習慣の定着につながったとの評価も複数あった。 今後、講師や生徒の確保、学校との日程調整を綿密に行う必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 8

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑧ 学校司書等配置事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 学校図書館の充実…学校図書費の増額、蔵書の整備、施設整備を行う。 2 学校司書、学校図書館支援員を配置する。 3 読書センター機能の充実…読み聞かせ、朝読書等を行い、読書習慣の定着を図る。 4 学習センター・情報センター機能の充実…レファレンス、資料収集を進める。
29 年 度 の 目 標		1 学校司書、学校図書館支援員を配置し、研修を通して資質・能力の育成を図る。 2 浜田市学校図書館活用教育研究指定校に2校を指定し、学校図書館を活用した調べる学習などの探求的な学習等の取組を推進する。 3 授業で活用できる書籍資料の収集。
29 年 度 の 実 績		1 専任の指導主事と嘱託職員を配置し、学校訪問指導及び学校訪問を通して指導・支援を行った。学校図書館だよりの発行や研修の実施により学校との連携及び学校司書、学校図書館支援員の資質・能力の育成を図った。 (1) 調べる学習研修会 6月2日(金) (2) 学校図書館活用教育研修会 8月18日(金) (3) 学校司書等連絡会 4月27日(木)、10月4日(金)、11月14日(火)、2月6日(木) 2 浜田市学校図書館活用教育研究指定校(美川小・国府小)での公開授業 計4回 3 調べる学習応援講座の実施 7月26日(水)、27日(木) 参加者 24人 4 浜田市小中学校 調べる学習コンクールの実施 応募作品 185点、校内審査対象作品 1,643点 5 学校司書、学校図書館支援員は前年度に引き続き全小中学校に配置した。 6 図書の貸出冊数は小学生1人当たり平均87冊(前年度66冊)、中学生1人当たり平均20冊(前年度17冊)であった。 7 地域コンクール優秀活動の団体として浜田市教育委員会が「図書館を使った調べる学習活動賞」を受賞。
教育委員会の評価		研究指定校では図書館活用の研究を通して学校司書や司書教諭との連携がより図られるようになった。また、公開授業等の実施により他校への波及効果も認められる。 調べる学習応援講座は、学校司書や司書教諭の資質・能力の向上に役立つとともに、参加小学生親子への調べる学習の奨励・意識向上にも効果があった。市教育委員会が「図書館を使った調べる学習活動賞」を受賞したのも、地域コンクールとして組織的、継続的に取り組んでいることが評価されたと捉えている。また、研究指定校の研究や研修会等を通じて授業で活用できる書籍資料やワークシートが蓄積されてきている。ポプラディアネット(電子図鑑)の導入により、「子どもの主体的活動を支える学校図書館」としての役割も充実してきている。

教育委員会自己点検・評価表

No. 9

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		学力向上
具 体 的 取 組	⑨ 学校支援員配置事業	
担 当 課	学校教育課	
内 容	1 特別な支援を要する児童生徒に対し、学校支援員を配置する。 2 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導員を配置する。 3 放課後学習会に県立大学生を派遣する。	
29 年 度 の 目 標	特別な支援を必要とする児童生徒の割合は増加傾向にあるので、児童生徒の実態にあわせて適切な人員の配置を行うとともに、研修会により学校支援員の資質の向上を図る。また、増加傾向にある日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導員を配置できるよう調整を図る。 放課後学習会が学力向上に寄与するように、適切な県立大学生の派遣を行う。	
29 年 度 の 実 績	1 学校支援員の配置 (1) 配置校 24校 (小学校 16校、中学校 8校) (2) 配置数 延べ61人 (小学校 40人、中学校 21人) ※日本語指導員 延べ8人 (小学校) を含む 2 県立大学生による学習支援 (1) 実施延べ日数 182日、延べ従事者数 566人 (2) 小学校6校 原井小学校、松原小学校、石見小学校、雲城小学校、旭小学校、今福小学校 (3) 中学校6校 第一中学校、第二中学校、第三中学校、浜田東中学校、金城中学校、三隅中学校	
教育委員会の評価	学校支援員の配置は、特別な配慮を要する児童生徒等の情緒の安定と授業に向かう意欲の向上、学級運営の安定化に大きく貢献している。近年、児童・生徒数は減少傾向にあるが、特別な支援を要する児童生徒は増加してきており、学校からの要望も高く、更なる事業推進が必要である中、県立大学生による学習支援が増えていることは評価できる。また、外国人児童の増加の影響もあり、日本語指導が必要な児童生徒も増加傾向であるため、日本語指導の可能な人材の確保と資質の向上も課題である。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 10

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑩ 小中学校一斉学力調査等実施事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 昨年度の学力調査結果からの課題（家庭学習の充実・適正なメディアとの関わり・国語教育の充実・教員の授業力向上）に基づき、学力総合対策事業に取り組む。 2 市、各学校で学力調査結果を分析する。また、全ての小中学校を訪問し、学力向上に向けた課題と対策について聞き取りを行い、指導、助言する。
29 年 度 の 目 標		4月の全国学力調査、12月の島根県学力調査を活用したPDC Aサイクルにより取組の改善を行い、学力向上を図る。
29 年 度 の 実 績		1 家庭学習の充実のために、家庭学習ノートコンテストを実施。学習内容の定着を図るため、学習プリント配信システムを活用し、学校の要望により学習プリントを印刷して配布した。 2 全国学力調査の自校採点をもとに、各校での分析・対策に係る学校訪問を6、7月に実施した。また、島根県学力調査結果をもとに、各校での分析・対策に係る学校訪問を2月に実施し、今後の対応等の聞き取り及び指導・助言を行った。 3 全国学力調査の各教科の平均正答率 小学校6年においては、国語B・算数Aは県平均を上回った（国語A・算数Bは同率）。中学校3年については、下回っているものの、その差は縮まってきた。 （教員の授業力向上については、学力総合対策事業に記載） 4 県学力調査の状況 小学3年、4年、6年については全ての教科で県平均を上回った。 中学1年、2年については、全ての教科で県平均を下回った。
教育委員会の評価		1 全国学力調査において、小学校では県平均を上回る教科も出てきた。中学校でもその差は縮まってきている。今の取組を継続し、学校全体で組織的に取り組み、授業改善を目指す地道な教育活動を行う必要がある。 2 県学力調査において、小学校では、5年を除き、全教科で県平均を上回っており、改善傾向が認められる。 3 全国学力調査の自校採点では、解答類型を求めなかったが、各校とも自発的に県の分析シートを用いて、早期の課題把握に努めており、分析方法についても共通理解が図られてきた。 4 教育委員学校訪問において学力向上対策をテーマとして校長と意見交換をおこなった。教育委員会の方針を示すとともに分析の視点や今後の方向性について有意義な協議ができた。 5 学力調査を行う意義や知・徳・体の調和のとれた目指すべき子ども像を地域、学校、家庭、PTA等と共有をするとともに、実現するための役割分担を適切に行う必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 11

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		教育環境
具 体 的 取 組		⑪ ICT教育整備事業
担 当 課		学校教育課
内 容	インターネットや情報機器を有効に活用し、学力向上のため分かりやすい授業の実践に取り組む。	
29 年 度 の 目 標	1 ICT機器を活用した教育を推進するため教員研修等を実施する。 2 平成32年度から小学校でプログラミング教育が必修となるため、その調査研究を行う。	
29 年 度 の 実 績	1 小学校に整備しているタブレットパソコン及び授業支援ソフトの操作研修を3回実施し、授業活用の促進に努めた。 2 図書館活用教育に関して、ポプラディアネット（電子図鑑）を既存の学校貸出用タブレットに加え、小学校に導入しているタブレットにおいても利用できるようにし、児童生徒がタブレットに触れる機会を増やした。 3 タブレットとロボットを使用したプログラミング教育に関して、浜田公民館で教員対象の説明会を開催した。その後、松原小で職員研修及び公開授業を、波佐小学校で授業を実施した。	
教育委員会の評価	<p>小学校において、平成28年度の3学期にタブレットパソコンを導入したことにより、教員が普通教室でタブレットを活用した授業を実施することが可能となり、ICTを活用した分かりやすい授業の実践が進んだ。また、児童もタブレットを活用して調べ学習をしたり、校外でカメラや動画機能を利用して撮影をする等、ICT機器に触れる回数が増えてきた。</p> <p>プログラミング教育に関しては、実際にロボットを使用した教員研修や公開授業を実施し、平成32年度に向けての調査研究を進めることができた。</p> <p>今後一層ICT教育を進めていくためには、教員用及び児童生徒用パソコンの台数を増やすこと、無線LANの整備を行うこと、教室に大型提示装置と実物投影機を整備することが必要と考える。学校によって機器の整備状況や活用状況に差があるため、その解消に向けた取組も必要と考える。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 12

点 検 ・ 評 価 項 目																														
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実																												
	主要施策	(1) 生きる力の育成 教育環境																												
具 体 的 取 組		⑫ 特色ある学校づくりの推進																												
担 当 課		学校教育課																												
内 容		1 学校及び地域の特性を活かした特色ある学校づくり事業を推進するために次の事業に係る経費を交付する。 (1) 学力向上を図るための事業に係る経費 (2) 総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費 (3) スポーツ及び芸術活動事業に係る経費 (4) ボランティア活動事業に係る経費 (5) 中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費 (6) その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費																												
29 年 度 の 目 標		学校及び地域の特性を踏まえた校長の学校経営方針に基づき、特色ある学校づくりに向けた事業を選定し、計画的に実施する。																												
29 年 度 の 実 績		<p>1 平成29年度特色ある学校づくり事業交付金交付実績</p> <p>(1) 小学校 16校 3,698,089円 (2) 中学校 9校 2,045,500円 (3) 合 計 25校 5,743,589円 (交付金 学校割 15万円/1校、児童生徒数割 500円/人)</p> <p>2 対象経費別実施校数（複数事業可）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>小</th> <th>中</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)学力向上を図るための事業に係る経費</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>(2)総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>(3)スポーツ及び芸術活動事業に係る経費</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(4)ボランティア活動事業に係る経費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(5)中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(6)その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	小	中	計	(1)学力向上を図るための事業に係る経費	12	6	18	(2)総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費	8	8	16	(3)スポーツ及び芸術活動事業に係る経費	6	7	13	(4)ボランティア活動事業に係る経費	0	0	0	(5)中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費	0	0	0	(6)その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費	3	0	3
対象経費	小	中	計																											
(1)学力向上を図るための事業に係る経費	12	6	18																											
(2)総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費	8	8	16																											
(3)スポーツ及び芸術活動事業に係る経費	6	7	13																											
(4)ボランティア活動事業に係る経費	0	0	0																											
(5)中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費	0	0	0																											
(6)その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費	3	0	3																											
教育委員会の評価		平成29年度は、ICT教育充実のための校内無線LANの整備や標準学力調査（CRT）の実施など、学力向上を図るための環境整備や指導改善を進めた学校があった。また、地域交流、農業体験、自然体験、キャリア教育講演会、食育講演会事業、芸術鑑賞など、各校の課題に対してアイデアを活かした多様な事業を実施することに貢献した。																												

教育委員会自己点検・評価表

No. 13

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 教育環境
具 体 的 取 組		⑬ 学校事務の共同実施
担 当 課		学校教育課
内 容		1 次の視点から、学校事務共同実施に取り組む。 (1) 多忙化する教職員の事務負担の軽減を図る。 (2) 複雑化、大量化する学校事務の適正化及び効率化を図る。 (3) 学校間の事務処理ノウハウを共有し、校内の事務処理システムを改善する。 (4) 事務職員同士のスキルアップやコミュニケーションの醸成を図る。
29 年 度 の 目 標		1 「教育力向上のための浜田市立小中学校学校事務共同実施要綱」に基づき、7つのグループに分けた事務の共同実施を行う。 2 毎月1回グループリーダー会を開催。共同実施連絡会を年2回（2月は実践発表会）、共同実施検討会議を必要に応じ実施。 3 業務部による事務処理の見直し、標準化、システム化、学校事務ポータルサイトの更なる活用。 4 事務共同実施の活動状況について教職員の理解を図るため、共同実施だよりを年2回作成。 5 新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援
29 年 度 の 実 績		1 松原小学校の「学校事務共同実施拠点室」において、毎月定例の学校事務共同実施グループリーダー会及び共同実施を行った。 2 年間計画に基づいた学校事務共同実施を開催し、学校間の事務の効率化・適正化を図るとともに、課題の情報共有、検討を行った。また、2月の事務共同実施実践発表会で、各グループ、業務部の実践発表を行った。 3 業務部により、就学援助手続きについて申請様式の見直しを行った。特に、準要保護世帯の新入学学用品費の入学前支給の開始に伴い、保護者宛お知らせ文書、申請書の作成を行った。また、備品システムのマニュアル改善、ポータルサイトへ成果物を掲示する活動を行った。 4 共同実施だよりを年2回発行した。 5 新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援を行った。
教育委員会の評価		学校事務共同実施は、事務の効率化・適正化の中心的な取組であり、共同事務実施要綱に基づき、年間計画に沿ってグループ会等が活発に行われている。 平成29年度は、準要保護世帯の新入学学用品費の入学前支給の開始に伴い、保護者宛お知らせ文書、申請書の作成や備品システムのマニュアル等を改善するなどの事務改善が図られた。 事務共同実施実践発表会では、各グループ、業務部の実践発表を行い、教育委員会や各小中学校の校長、教頭、教員、浜田教育事務所職員も参加して活動内容を共有することができた。 新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援を行うことで、事務職員のスキルアップが図られ、学校事務の適正化、効率化を行うことができた。

教育委員会自己点検・評価表

No. 14

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		教育環境
具 体 的 取 組	⑭ 学校施設整備事業	
担 当 課	教育総務課	
内 容	老朽化した学校施設の改修等を実施し、教育環境の向上を図る。 屋内運動場の吊天井等非構造部材の落下防止等耐震対策を計画的に実施する。	
29 年 度 の 目 標	老朽化した学校施設の修繕を計画的に行うために、建物・設備等の劣化状況を把握し、学校施設の長寿命化を図る資料を作成する。 老朽化による施設改修については、三階小学校の音楽室床改修、第一中学校の小荷物専用昇降機（給食用リフト）の改修等を行う。 非構造部材の耐震化工事については、原井小学校屋内運動場の吊天井撤去の工事を行う。 教育環境整備として、トイレの洋式化に取り組むこととしており、松原小学校トイレの一部洋式化工事を行う。	
29 年 度 の 実 績	学校施設の建物、設備等の劣化状況を調査委託することで、学校施設の評価結果一覧表を作成し、学校統合計画審議会の基礎資料とした。 当初の目標のとおり、老朽化による施設改修については、三階小学校の音楽室床改修、第一中学校の小荷物専用昇降機（給食用リフト）の改修、その他学校施設の改修工事を行った。 非構造部材の耐震化工事については、原井小学校屋内運動場の吊天井撤去の工事を行った。教育環境整備として、松原小学校トイレの一部洋式化工事を行った。 非構造部材の耐震化工事とトイレ洋式化工事については、国の学校施設環境改善交付金の交付を受けて実施した。	
教育委員会の評価	学校施設の建物、設備等の劣化状況を把握し、次年度にて長寿命化の可否及び施設改修の順位付けを行う予定である。 多くの学校施設が老朽化しており改修の必要性が増す中、優先順位をつけ改修工事を実施した。 非構造部材の耐震対策工事については、対象施設の工事を計画的に進めるとともに、安全性確保を第一に考え、学校との調整を十分に行った上で実施する必要がある。 トイレの洋式化については、各階に洋式トイレの設置がない学校から順次実施しているが、その後は更に洋式トイレの設置率を高めるよう整備計画を立てて実施していく必要がある。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 15

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		教育環境
具 体 的 取 組	⑮ 学校統合計画策定	
担 当 課	教育総務課	
内 容	<p>現行の学校統合計画は平成27年度で完了したが、現計画の目的であった極少人数学級（複式学級）の解消以外にも、今後の児童・生徒の減少、中学校の部活動のあり方、さらに校区の見直し等の諸課題があり、それらの諸課題に対応する次期学校統合計画を策定する。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>平成22年7月に策定した学校統合計画に基づく学校の統廃合が平成27年度に完了したことから、新たな学校統合計画の策定に向け、学校統合計画審議会への諮問を行い、審議会を開催する。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>新たな学校統合計画を策定するにあたり、浜田市立学校統合計画審議会へ5月に諮問を行い、5月、8月、11月、1月の計4回浜田市立学校統合計画審議会を開催し、来年度答申の予定である。また、本審議会の中で、学校校舎の現地視察も行った。</p>	
教育委員会の評価	<p>学校規模の適正化については、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートかつ困難な課題を含むが、今後の児童、生徒の減少、中学校の部活動のあり方、さらに校区の見直し等の諸課題も踏まえ、教育条件の改善に向けて、次期学校統合計画策定を進めていく必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 16

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 学校安全
具 体 的 取 組		⑯ 児童生徒の安全で安心な環境の確保
担 当 課		学校教育課・教育総務課
内 容		児童生徒が安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、学校・家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図りながら、地域社会全体で児童生徒の安全を見守る体制を整備する。
29 年 度 の 目 標		1 児童生徒の安全に関する理解を高め、安全に行動しようとする態度を育てる。 2 登下校中の不審者からの被害、交通事故の防止に努める。 3 防災に関する意識を高め、自然災害時の人的被害の低減を図る。 4 学校内における施設・遊具等の安全点検に努める。
29 年 度 の 実 績		1 学校において、危機対応と安全指導を行った。 (1) 防犯教室、不審者侵入対応訓練 (2) ネットトラブル防止教室 子ども安全センター職員又は外部講師が研修を行った。 2 防犯ボランティア団体、保護者、地域との連携を図った。 浜田市子ども安全連絡協議会で情報交換、防犯研修会を開催 3 不審者や有害鳥獣の情報発信（メール）を行った。 4 浜田市通学路安全推進会議 浜田市通学路交通安全プログラムに基づき対策の検討をした。 5 教育委員会ボランティア表彰の実施 (1) 個人 3人（周布小） 6 学校において、安全点検簿に基づく定期点検（月1回）を実施した。 （業者における安全点検は、3年に1回、平成29年度は該当なし）
教育委員会の評価		危機対応については、防犯教室、不審者侵入対応訓練により児童生徒及び教職員の防犯意識が高まった。ネットトラブル防止については、トラブルの原因や対応方法も多様化しているため、より一層の啓発と専門的知識の研修が必要である。 浜田市通学路安全推進会議を設置し道路管理者や警察等と危険箇所の情報共有と一体的な対策が行われており、今後も連携が必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 17

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
		幼児教育
具 体 的 取 組		⑰ 幼児教育の充実
担 当 課		教育総務課・学校教育課
内 容		<p>生きる力の基礎を育む教育を実践するため、幼稚園における体験活動を充実させる等、園児の主体性を育み、経験の積み重ねを支援する取組を進める。</p> <p>また、小学校における教育への円滑な接続が図られるよう小学校や関係機関と連携を強化する。</p>
29 年 度 の 目 標		幼稚園と小学校への円滑な接続を進める上で、就学前の教育、保育について一体となる専門部署の検討を行う。
29 年 度 の 実 績		<p>1 就学前世代である幼児教育、保育行政を一元化した専門部署を既に設置している雲南市への視察を行い、一元化の検討を行った。</p> <p>2 幼稚園毎に自然とふれ合うことにより、豊かな感性やたくましく生きる力を育み、自然の恵みを感じる体験を得ることを目的として自然体験活動推進事業を実施した。</p> <p>(1) 原井幼稚園 9月14日(木)、11月1日(水)、2月7日(水)</p> <p>(2) 石見幼稚園 4月28日(金)、5月30日(火)、7月14日(金)、9月8日(金)</p> <p>(3) 長浜幼稚園 6月23日(金)、7月14日(金)、10月19日(木)</p> <p>(4) 美川幼稚園 4月24日(月)、5月14日(日)、6月22日(木)、7月11日(火)</p> <p>3 平成30年度施行の幼稚園教育要領説明会に幼稚園職員の他、行政担当職員も参加した。</p>
教育委員会の評価		<p>平成30年度より幼稚園教育要領が全面改定され、学習指導要領と同じ方向性となる。また、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3歳以上と共通の内容となり5つの領域における保育内容は同一のものでの指導となった。それに伴い、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が示されており、学校におけるスタートカリキュラムについては平成30年度に策定に取り組む。</p> <p>他市においては、市長部局で施設管理、入園管理を行い、幼稚園、保育園の態様にとらわれず、3歳から5歳の未就学児全てを対象とした幼児教育に取り組み始めている状況にある。今回、先進市の取組を学ぶために雲南市を視察したが、幼児教育、保育施設の一元化について平成30年度も引き続き検討を行う必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 18

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		幼児教育
具 体 的 取 組	⑱ 幼児教育の環境整備	
担 当 課	教育総務課	
内 容	<p>公立幼稚園における少子化等に伴う幼稚園児数の減少への対応及び幼児教育の充実を図るため、また、行政の効率化の観点から、現在の4園から地域性や施設、職員体制等を勘案し幼稚園を統合し、教育環境の整備を行う。</p> <p>また、平成27年度施行の子ども子育て支援事業計画では、各種保育サービスについても盛り込まれており、統合幼稚園建設というハードの整備と合わせ、保育サービス等のソフトの整備についての検討が必要である。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>平成22年2月に決定した「公立幼稚園は存続するが、園児の減少や運営の効率化に鑑み、1園を閉園する。」との方針に変更はないものの、子ども・子育て関連3法に基づく新制度移行に対応するため、平成26年4月に予定していた原井幼稚園と石見幼稚園の統合は、当面の間、延期することとしたことについて、平成28年1月に当該幼稚園を統合し、統合幼稚園を新設することの方針決定がされている。</p> <p>平成29年度も引き続き、この方針決定に基づき、浜田市の幼児期の教育及び保育のあり方について検討するとともに、併せて、統合幼稚園の建設場所等の検討を行う。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>平成28年度から保育サービス実施の検討をしていた水曜日の午後保育について、平成30年度から完全実施とし、平成29年10月から段階的に実施した。</p> <p>建設場所については、子育て支援センターの改築との関連で検討したが、方向性を示すまでには至らなかった。</p>	
教育委員会の評価	<p>平成27年度において、原井幼稚園及び石見幼稚園を統合し統合幼稚園を新設する方針を表明し、統合幼稚園建設の方向となっているが、極端な園児数の減少もあり、改めて検討する必要がある。</p> <p>また、現状の保育サービスの他にどのような特色を持った保育サービスを行って充実を図っていくのかについても園舎整備に併せて検討していく必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 19

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進 問題行動対応
具 体 的 取 組		① 児童生徒健全育成事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 不登校及び不登校傾向児童生徒の未然防止、学校への復帰に向けて児童生徒及び保護者への相談支援体制の充実を行う。 2 いじめ・問題行動や虐待等を防ぐために、児童生徒及び保護者への相談支援に加えて関係機関が連携して支援体制を充実する。
29 年 度 の 目 標		1 不登校及び不登校傾向児童の未然防止、学校復帰に向けては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員を学校に配置・派遣することで相談支援体制の充実を図るとともに、教育支援センター山びこ学級、心のかげ橋事業により学校以外の場所での相談支援体制の充実を図る。 2 いじめ問題対策については、いじめの認知の共通理解を促進する。 3 問題行動については、指導主事を中心に各校の管理職及び担当教職員と連携をして、相談支援体制の充実を図る。 4 虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携して相談支援体制の充実を努める。
29 年 度 の 実 績		1 スクールカウンセラー（SC）活用事業 (1) 相談件数延べ 918件（うち教職員 153件・保護者 59件） 2 スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業 (1) 訪問時間延べ 644時間（不登校 42件、家庭環境の問題 27件） 3 子どもと親の相談員 (1) 石見小学校と周布小学校に各1人配置 4 山びこ学級通級者の状況 (1) 小学生延べ 183人（実数 1人）、復帰者数 0人 (2) 中学校延べ 916人（実数 17人）、復帰者数 5人 5 心のかげ橋支援事業（H29年度末事業廃止） (1) 参加者数延べ 193人（実数 16人） 6 いじめ問題対策 (1) 浜田市いじめ問題対策連絡協議会 2回開催 (2) 浜田市いじめ防止対策推進委員会設置 2回開催
教育委員会の評価		不登校児童生徒への対応については、児童生徒支援室を中心にSC、SSW、子どもと親の相談員等と学校及び関係機関等が連携をして未然防止と学校復帰が図られた。また、心のかげ橋支援事業は平成29年度で廃止したが、今後定期的に保護者同士や子ども同士の交流の場として山びこ学級保護者会等を活用していく必要がある。 いじめ問題対策については、学期ごとに実態を把握するとともに、いじめ問題対策基本方針に基づき浜田市いじめ問題対策連絡協議会、浜田市いじめ防止対策推進委員会を開催して対策を行った。 今後とも継続した取組が必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 20

点 検 ・ 評 価 項 目																	
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実															
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進															
		問題行動対応															
具 体 的 取 組	② 問題行動、いじめ等の指導相談																
担 当 課	学校教育課																
内 容	児童生徒の問題行動、不登校、いじめ問題など生徒指導上の諸問題に対して、指導主事（派遣、嘱託）が小中学校へ指導助言を行うとともに、児童生徒やその保護者と面談して解決にあたる。																
29 年 度 の 目 標	小中学校へ指導助言を行うとともに、児童生徒やその保護者と面談して問題の解決を図る。 福祉部局との連携を図り、様々な背景のある家庭への対応に努める。																
29 年 度 の 実 績	<p>生徒指導担当の指導主事（派遣、嘱託）において次のとおり対応しており、ケース会議や夏休み学校訪問では関係機関と連携して対応している。また、いじめによる不登校の案件においては、毎月の定例教育委員会や教育委員会協議会等において教育委員への状況報告を行い、意見交換を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>電話対応</td> <td>212件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ケース会議</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>面談対応</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>夏休み学校訪問</td> <td>25校</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他定期的な会議等に参加</td> <td></td> </tr> </table>		1	電話対応	212件	2	ケース会議	32件	3	面談対応	38件	4	夏休み学校訪問	25校	5	その他定期的な会議等に参加	
1	電話対応	212件															
2	ケース会議	32件															
3	面談対応	38件															
4	夏休み学校訪問	25校															
5	その他定期的な会議等に参加																
教育委員会の評価	<p>継続的な案件の対応のみならず、新規案件に対する学校からの相談に応じている。 虐待の案件もあるため、福祉部局とも連携して支援を行っている。 保護者対応において、学校からの要請があった案件については、その要請に応じて学校とともに対応している。 定例教育委員会や教育委員会協議会等を通じて、教育委員との意見交換を行い、様々な視点から対応を検討している。</p>																

教育委員会自己点検・評価表

No. 21

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進 問題行動対応
具 体 的 取 組		③ 親学プログラムの実施【No. 29へ再掲】
担 当 課		生涯学習課・学校教育課
内 容		<p>この「親学プログラム」は、子育てについて一つの答えを求めたり、家庭における正しい子育て方法を指導するマニュアルではなく、参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことを目的として実施する。</p> <p>平成29年度には乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムを構築し、これまでの「親学プログラム1」「親学プログラム2」を包括し、HOOP!(浜田親子応援共育応援プログラム)とした。</p>
29 年 度 の 目 標		<p>より多くの保護者の方々に親としての役割や子どもとの関わり方への気づきを提供していくため、実施回数を増やしていく。</p> <p>平成29年度には乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムの構築を目指す。</p>
29 年 度 の 実 績		<p>島根県作成のプログラムを小学校のPTA研修会や子育て支援センターで実施した。</p> <p>妊娠期・乳児期・幼児期を中心とした「親としての役割」や「子どものかかわり方」等を多くの保護者が学べる機会を設けるプログラムの構築を目指し、浜田市独自の乳幼児期に特化したプログラム (HOOP!) を3つ構築し、保育所、子育て支援センターで試行実施した。</p> <p>1 新たなプログラム (1) 大切だよね！親子の絆～親と子のコミュニケーション①～ (2) メディアで子育て大丈夫？～親と子のコミュニケーション②～ (3) ドキドキワクワク！小学校～小学校入学に向けて～</p> <p>2 親学プログラム実施回数 平成29年度 12回 (保育園6回、小中学校2回、公民館1回、子育て支援センター3回)</p>
教育委員会の評価		<p>更なる普及を図るためには、引き続き、関係課等と連携を図り、普及啓発に努めるとともに幼稚園、保育所、小中学校や公民館等への親学プログラムの周知・啓発を強化し、より多くの機会での活用を推進していく必要がある。</p> <p>小中学校の回数が少ないため、啓発チラシを配布する等PTAとの連携をより一層強化する必要がある。併せて平成27年度に開発した問題行動への対応プログラムの実施を推進する取組が必要である。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 22

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進
		特別支援
具 体 的 取 組		④ 特別支援教育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		<p>教育上特別な配慮を必要とする幼児、児童、生徒に対して、特別支援連携協議会、相談支援チーム及び教育支援委員会の活動を通して、医療・福祉などの関係機関が連携した教育相談、就学に関する助言、支援を行う。</p> <p>学校現場においては、県事業で非常勤講師を配置し、特別な支援が必要な児童への対応や、派遣指導主事が指導助言を行う。</p> <p>各種研修会の周知や企画をし、教員の資質向上を図る。</p>
29 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所(園)、幼稚園を巡回訪問し、発達障がいの早期発見に努める。特別に支援が必要な子どもやその保護者の相談に応じ、適切な関係機関と連携して支援を行う。 2 特別な支援が必要な幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを掌握し、持てる能力を最大限に伸ばすために、適切な就学と支援のあり方について保護者と教育相談を行うとともに、在籍校への支援を行う。 3 派遣指導主事を中心に、相談支援チームによる学校等への訪問を行い、学校等への支援を行う。 4 県事業にて配置した非常勤講師（にこにこサポートティーチャー）を活用し、特別な支援の必要な児童への対応（チームティーチングや別室指導等）を行う。 5 幼保小中職員を対象にした研修会や教育課程編成研修会を行う。
29 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援チームによる保育所(園)、幼稚園巡回訪問実績 0歳児：4人、1歳児：27人、2歳児：46人、3歳児：99人 4歳児：88人、5歳児：92人、合計：356人 2 教育支援委員会審議実績 幼保：19人、小学校：25人、中学校：7人、合計：51人 3 相談支援チームによる学校訪問 要請訪問：29件、小1学級訪問：6件、フォロー訪問：4件 合計：39件 4 にこにこサポートティーチャー配置校 通常学級：9校 特別支援学級：1校 5 コーディネーター研修会実施（参加者40名） 特別支援教育研修会実施（参加者25名） 教育課程編成研修会実施（参加者32名） 6 学校支援員配置事業はNo. 9に記載

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

特別な支援の必要な幼児児童生徒の早期発見については、相談支援チームが、全保育所（園）や幼稚園、認定こども園等を訪問して効果をあげている。また、子育て支援課と連携して在宅児の掌握も行っており、今後も続けていく必要がある。

特別な支援の必要な児童生徒の教育的ニーズの把握については、学校でのケース会議の他、教育支援委員会の審議を通して学校及び保護者と教育相談を行い、また派遣指導主事を中心とした学校訪問では、各学校への指導助言や関係機関との連携を行い、支援につながっている。

にこにこサポートティーチャーの配置校では、児童の実態に応じて、個別指導やチームティーチングの対応を行い、きめ細やかな指導が行われている。

各種研修会を実施し、教員等の資質向上や情報共有が図られている。

教育委員会自己点検・評価表

No. 23

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進
		貧困対策
具 体 的 取 組	⑤ 要保護・準要保護児童生徒就学援助	
担 当 課	学校教育課	
内 容	児童生徒の教育を受ける権利を保障し、貧困の連鎖を断ち切るために経済的な不安を抱える家庭に対する学用品費や給食費などの支援を実施する。	
29 年 度 の 目 標	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、速やかに認定の審査を行う。 市教研事務部会の協力を得て、保護者への周知のため制度案内のリーフレットを配布する。また、新入学学用品費の入学前支給を実施するため、新たにリーフレットを作成し、周知を図る。	
29 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 要保護は、小学校14件、中学校8件、合計22件を認定した。 2 準要保護は、小学校498件、中学校287件、合計785件を認定した。 3 要保護・準要保護を受ける児童生徒の割合（5月1日現在）は、小学校で16.94%、中学校で20.78%、全体で18.26%であった。 4 認定者には、要綱に従い学用品費、校外活動費（交通費等）、修学旅行費、遠距離通学費、給食費、医療費等の扶助を行った。 なお、不認定者が小学校19人、中学校15人、合計34人あった。 5 要保護児童生徒援助費補助金における国庫補助限度単価の引き上げに伴い、準要保護の新入学学用品費の単価の引き上げを実施した。 （小学校20,470円→40,600円、中学校23,550円→47,400円） 6 新入学学用品費の入学前支給は、小学校63件、中学校69件、合計132件を認定し、支給した。 	
教育委員会の評価	<p>児童生徒数が年々減少している中、準要保護認定件数は少しずつ増加しており、保護者の経済状況が厳しくなっているため、制度の周知を図る必要がある。</p> <p>また、新入学学用品費の引き上げや入学前支給の実施を行うことで、保護者の経済的負担の軽減が図られた。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 24

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進 人権・同和教育
具 体 的 取 組		⑥ 人権意識高揚の推進
担 当 課		人権同和教育室
内 容		差別をしない、させない、許さない社会を構築していくためには、人権意識を高める教育や啓発が最も重要である。人を人として大切にする児童・生徒の人権感覚を育てるため、引続き人権・同和教育を推進する。
29 年 度 の 目 標		教職員研修、人権集会等の開催を繰り返し実施することにより、自分を大切にするとともに他人も大切にする人権意識の高い児童生徒の育成に努める。
29 年 度 の 実 績		1 学校職員人権・同和问题研修会を全小中学校で年2回以上実施 (内1回は全日本同和会島根県連合会から講師を招いての研修) 2 地域ぐるみで育てる人権意識講座(人権集会等) 19回 (1) 内訳 ア 中学校 10回 イ 小学校 7回 (一中校区合同、二中校区合同、三中校区合同、三隅中校区合同、国府小学校、美川小学校、旭小学校) ウ 小中学校合同 1回 (金城自治区) エ 特別支援学校 1回
教育委員会の評価		「差別の現実から学ぶ」運動団体講師の研修は、当事者の思い、願いを直接学ぶことのできる心に響く研修となっている。 教職員研修や地域ぐるみの学習(人権集会等)は、児童生徒、教職員、保護者、関係団体と地域住民が共に学び合い、参加者それぞれが人権意識を高める事業になっている。これらを途切れることなく継続して実施することが、自分を大切にするとともに他人も大切にする人権意識の高い児童生徒の育成につながるものと考えます。

教育委員会自己点検・評価表

No. 25

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		食育
具 体 的 取 組	① 食育推進事業	
担 当 課	教育総務課	
内 容	朝ご飯をしっかり食べることや、家族や仲間と一緒に楽しく食べることができるよう、浜田の様々な資源を活かした食育を推進する。	
29 年 度 の 目 標	給食だよりでの啓発、給食の朝ごはん献立の実施、食の指導、和食推進献立、郷土料理、行事食の提供等、地元の資源を活用した食育を行う。	
29 年 度 の 実 績	<p>和食推進の観点から「まごわやさしい」献立や統一献立の日、満点朝ごはん献立、節分、ひなまつり、月見、冬至等、四季を感じる献立、うずめ飯やサバの煮食い等の地域の料理の提供を行った。</p>  <p>満点朝ごはん献立</p> <ul style="list-style-type: none"> ご飯 鮭の塩焼き ビーンズサラダ じゃがいもの味噌汁 冷凍みかん 牛乳  <p>マアジー尾丸ごと塩焼き 残食の状況</p> <p>「浜田産マアジー尾丸ごと塩焼き」を給食に提供している。併せて、浜田の水産物を学び、箸を使った魚の上手な食べ方等、様々な視点から生きた教材として活用した。</p>	
教育委員会の評価	<p>地元の魚を使用した献立を提供し食育授業を実施できた。今後も給食だよりや試食会等を通じて、食育の取組の紹介や朝食の大切さ、和食推進献立を啓発する必要がある。</p> <p>食育を推進するにあたり、地産地消は切り離すことができないため、各給食センター・学校調理場において地元産品の使用を進めるとともに、地域の特色を生かした食育指導を行っており継続した取組を行う。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 26

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		食育
具 体 的 取 組	② 学校給食での地産地消の推進	
担 当 課	教育総務課	
内 容	<p>地元の食材や旬のものを取り入れ、安全安心な給食を提供する。地元食材が活用できるよう仕入れの仕組みを研究し、仕入れ額増加を図る。児童生徒の食に関する体験の機会を増やす。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>島根県地元産品活用割合調査において70%を維持する。 地元の食材を使い食育指導を行い、地域の食材や産業を知り、食への感謝の気持ちを育てる。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>島根県地元産品活用割合調査において71.8%となった。 島根県水産事務所がコーディネイト役となり、魚の加工業者と給食センター・学校・教育委員会をつなぎ、給食の食材として仕入れることができるようにルートを構築した。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>浜田市統一献立</p> <p>ふきご飯 豚肉（金城芙蓉ポーク）の にんにく炒め あすっこの和え物 けんちん汁 牛乳</p> </div> </div>	
教 育 委 員 会 の 評 価	<p>島根県の魚食普及の取組をきっかけに浜田産の新鮮な魚を給食に提供することができた。 農産物においても同様の取組が進むことを期待する。 今後も浜田産の食材が多く仕入れられるよう関係機関と連携を図る必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 27

点 検 ・ 評 価 項 目																	
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実															
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進															
		体育															
具 体 的 取 組		③ 学校体育大会支援事業															
担 当 課		学校教育課															
内 容		児童生徒の体力向上を図ることで健全な心身の育成に寄与することを目的に、小中学校の体育大会開催や部活動の支援を行う。 来年の地元開催の全国大会の準備を図る。															
29 年 度 の 目 標		小学校の陸上競技大会や体操競技大会、中学校の部活動を円滑に実施し、保護者等の負担軽減に資するよう支援を継続する。 また、来年8月に浜田市で開催される全国中学校体操競技選手権大会に向けての準備や機運の醸成を図る。															
29 年 度 の 実 績		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">浜田市小学校体育連盟事業補助 (主に陸上競技大会と体操競技大会の交通費)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,670,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)</td> <td style="text-align: right;">1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)</td> <td style="text-align: right;">7,300,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>全国大会派遣事業補助 (旅費、宿泊費)</td> <td style="text-align: right;">552,832円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>全国中学校体育大会(体操)関係事業 (負担金、事務局費、人件費等)</td> <td style="text-align: right;">3,124,815円</td> </tr> </table>	1	浜田市小学校体育連盟事業補助 (主に陸上競技大会と体操競技大会の交通費)	1,670,000円	2	浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)	1,200,000円	3	浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)	7,300,000円	4	全国大会派遣事業補助 (旅費、宿泊費)	552,832円	5	全国中学校体育大会(体操)関係事業 (負担金、事務局費、人件費等)	3,124,815円
1	浜田市小学校体育連盟事業補助 (主に陸上競技大会と体操競技大会の交通費)	1,670,000円															
2	浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)	1,200,000円															
3	浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)	7,300,000円															
4	全国大会派遣事業補助 (旅費、宿泊費)	552,832円															
5	全国中学校体育大会(体操)関係事業 (負担金、事務局費、人件費等)	3,124,815円															
教育委員会の評価		<p>市小学校体育連盟では、陸上競技大会、体操競技大会を開催することで児童の競技スポーツに対する興味関心を喚起し、もって健全な身体の育成を図った。</p> <p>市中学校体育連盟は、市中学校総合体育大会を開催し、各校の部活動等の練習成果を競う場を提供するとともに、県大会、中国大会、全国大会などより高いレベルで競い合う機会に向けて、身体づくり、技術向上及びチームワーク醸成など更なる意欲向上に繋げた。</p> <p>各競技において、全国大会出場者には、旅費の実費を補助することで保護者の経済的負担を軽減し、安心して出場できる環境づくりを行うことができた。</p> <p>また、平成30年8月に浜田市で開催される全国中学校体操競技選手権大会の準備に向けて、浜田一中内に大会事務局を設置し、専任教員と嘱託職員各1名を配置することで、大会開催に向けて順調に準備を進めることができた。</p>															

教育委員会自己点検・評価表

No. 28

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		保健
具 体 的 取 組		④ 学校保健・環境衛生の充実
担 当 課		学校教育課
内 容		<p>児童生徒の健康状態を把握し、保健指導等を実施することにより、児童生徒の健康保持増進を図る。</p> <p>児童生徒の学校生活が安全に営まれるよう、適切な教育環境・衛生の維持・改善を図る。</p>
29 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> 1 健康診断を実施し、健やかな成長を促す。 2 学校環境衛生検査を実施し、教育環境の維持管理を推進し、安全安心な学校生活を維持する。 3 浜田市学校保健会等の事業への支援を行い、児童生徒の心身の健全な育成、教職員の健康維持・増進に取り組む。
29 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> 1 健康診断 <ol style="list-style-type: none"> (1) 就学時健康診断（入学予定園児） (2) 就園前健康診断（新入園児） (3) 定期健康診断（幼児・児童・生徒） (4) 心電図検査（小学4～6年生、中学生）、精密検査 (5) 尿検査（幼児・児童・生徒） (6) 心電・心音検査（小学1年生） (7) 寄生虫検査（幼児・小学1～3年生） (8) 動脈硬化危険因子調査（小学4年生、中学1年生） 2 学校環境衛生検査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 空气中化学物質検査 (2) 校舎消毒 (3) プール水質検査 (4) 学校薬剤師による検査（飲料水水質検査、ダニ・アレルゲン検査、照度検査等） 3 浜田市学校保健会等の事業活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学童検診への支援 ・浜田市学校保健会講演会「家族性高コレステロール血症の早期診断と適正な治療のあり方」の開催支援
教育委員会の評価		<p>児童生徒に対する健康診断により、保健指導等を行い、児童生徒の健康保持増進を図ることができた。また、学校環境衛生検査を行い、適正値から外れるものについては、改善処置を行い、教育環境・衛生の維持・改善を図ることができた。</p> <p>浜田市学校保健会は、小学4年生、中学1年生を対象に学童検診を実施した。結果については、生活習慣病の予防や疫病のスクリーニングに効果を発揮するとともに、養護教諭が健康相談を行って、一層の健康増進を図ることができた。</p> <p>また、保健会は教職員の関心の高いテーマについての講演会を開催するなど、児童生徒の健康増進へ貢献した。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 29

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実 家庭教育支援
具 体 的 取 組	① 親学プログラムの実施【No. 21の再掲】	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>この「親学プログラム」は、子育てについて一つの答えを求めたり、家庭における正しい子育て方法を指導するマニュアルではなく、参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことを目的として実施する。</p> <p>平成29年度には乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムを構築し、これまでの「親学プログラム1」「親学プログラム2」を包括し、HOOP!(浜田親子応援共育応援プログラム)とした。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>より多くの保護者の方々に親としての役割や子どもとの関わり方への気づきを提供していくため、実施回数を増やしていく。</p> <p>平成29年度には乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムの構築を目指す。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>島根県作成のプログラムを小学校のPTA研修会や子育て支援センターで実施した。</p> <p>妊娠期・乳児期・幼児期を中心とした「親としての役割」や「子どものかかわり方」等を多くの保護者が学べる機会を設けるプログラムの構築を目指し、浜田市独自の乳幼児期に特化したプログラム (HOOP!)を3つ構築し、保育所、子育て支援センターで試行実施した。</p> <p>1 新たなプログラム (1) 大切だよね! 親子の絆～親と子のコミュニケーション①～ (2) メディアで子育て大丈夫?～親と子のコミュニケーション②～ (3) ドキドキワクワク! 小学校～小学校入学に向けて～</p> <p>2 親学プログラム実施回数 平成29年度 12回 (保育園6回、小中学校2回、公民館1回、子育て支援センター3回)</p>	
教育委員会の評価	<p>普及を図るためには、保護者の育児に対する不安が大きい乳幼児期に学びの機会を提供することで、認知を得ていく必要がある。引き続き、子育て支援課等と連携を図り、普及啓発に努めるとともに幼稚園、保育所、小中学校への親学プログラムの周知・啓発を強化し、より多くの機会での活用を推進していく必要がある。</p> <p>また、PTA活動を負担に思う保護者が増えている中で学齢期から取り組むことは課題が多いことから乳幼児期から取り組むプログラムは有効である。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 30

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実 家庭教育支援
具 体 的 取 組		② 家庭教育支援チームの結成
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>家庭教育の支援の中で最も大きな課題となっている部分に、学校や専門機関の支援が届きにくい家庭に対する支援のあり方をどうするかということがある。身近な同等の立場で支援を行うことができれば支援が届きやすく、支援を受ける側も安心感を持つことができる。そのことにより、地域家庭（他の家）をサポートする力の養成にも役立つことになる。地域人材を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みづくり（「家庭教育支援チーム」型支援）が急務である。チームを組織化するに当たっては、人材確保、組織・運営のルールづくり、拠点の確保などが必要となる。</p>
29 年 度 の 目 標		<p>家庭教育支援チームは、地域の人材の力を生かして、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校・地域をつなげ家庭教育の充実を支援する。平成29年度は地域人材の発掘を行い家庭教育支援チームの結成に向けて取組を進める。</p>
29 年 度 の 実 績		<p>福祉部局や学校教育課と、相談支援チームとの区分や家庭教育支援チームの支援内容についての協議は引き続き行っているが、結成までの段階には至らなかった。</p>
教育委員会の評価		<p>地域のニーズに対しては、各関係課で対応しているが、今一度、家庭教育支援チームの体制や既存事業や活動・業務内容の整理を行ったうえで、チームの結成を検討することが必要である。</p> <p>はまだっ子共育プロジェクトネットワーク会議においても校区毎に意見交換を行い地域ニーズの把握に努めるとともに、引き続き福祉部局、学校教育課とも連携し、家庭教育支援チームの設置について整理する必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 31

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
における項目		家庭教育支援
具 体 的 取 組		③ つなぐ、つながる事業（三世代交流・通学合宿支援）【No. 42へ再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>1 三世代交流事業（公民館による実施）の支援 シニア世代と子ども及びその親世代を含めた三世代が、自然とのふれあいや様々な体験的活動を実施することにより、子どもの健全な心身の育成と豊かな人間性を育むとともに、家庭と地域とのつながりや世代間交流の場を提供する。</p> <p>2 通学合宿（公民館による実施）の支援 小学生が家庭を離れて公民館等で寝泊まりしながら小学校に通学する「通学合宿」は、家庭から離れた公民館を拠点にした「地域」という場の中で生活することによって、礼儀等のふるまいを身につけることを目的とする。また、併せて、家族の大切さを親子ともに再認識することを目的とする。</p>
29 年 度 の 目 標		三世代交流事業・通学合宿事業の支援を行うことによって、より多くの地域での事業実施を促し、家庭教育支援、ひいてはコミュニティの活性化を図る。
29 年 度 の 実 績		<p>1 三世代交流事業 平成29年度 15事業</p> <p>(1)浜田公民館 八右衛門の盆踊り等 (2)石見公民館 軽スポーツ教室等 (3)国府公民館 ペタンク交流会 (4)周布公民館 竹を使用した昔あそび (5)美川公民館 しめ縄づくり交流会 (6)雲城公民館 しめ縄づくり、そば打ち体験 (7)今福公民館 鮎の掴み取り (8)美又公民館 そうめん流し、竹で水鉄砲、古民具の見学 (9)久佐公民館 かかしづくり交流会、干し大根づくり等 (10)波佐公民館 グラウンドゴルフ交流会、しめ縄づくり講習会 (11)小国公民館 とんど焼き、魚食普及 (12)都川公民館 ヤギの飼育体験等 (13)杵束公民館 集団生活体験 (14)安城公民館 グラウンドゴルフ大会等 (15)岡見公民館 さつまいもオーナーになろう</p> <p>2 通学合宿事業 平成29年度 4事業 (1)周布公民館、国府公民館（有福分館）、波佐公民館、杵束公民館</p>
教育委員会の評価		各種事業を通じ地域の異なる世代との交流を図ることにより、子どもの自立心、協調性を高め、家族の大切さや地域とのつながりを深めた。また、伝統文化や高齢者のもっている技術の伝承などにより、子どもの豊かな人間性の育成や家庭と地域とのつながりの創出、家庭教育支援等の成果が得られた。

教育委員会自己点検・評価表

No. 32

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	Ⅱ 家庭教育支援の推進 (1) 家庭教育支援の充実 家庭教育支援
具 体 的 取 組		④ 「家読（うちどく）」の推進
担 当 課		生涯学習課・学校教育課
内 容		<p>「家読（家庭読書）」とは、特別なルールやノルマがあるものではなく、家庭で、読書を通じて、家族の心の絆を深め、豊かな心を育むことを目的としているものである。方法も自由で、家族で話し合い、その家庭に一番合ったものにするのが大切である。読書には、子どもにとっても親にとっても、家庭教育の中で意義あるものである。「家読」の推進に向けて、具体的な取組を検討していく。</p>
29 年 度 の 目 標		<p>テレビやインターネット、スマートフォンやゲーム等、娯楽や情報獲得の手段としてのメディアの多様化が小中学生の家庭での読書に影響を与えている。メディアとの適切な関わり方も含め、「家読」の啓発を進めていく。</p>
29 年 度 の 実 績		<p>小中連携教育の「生活習慣づくり」を実施した。 家読の啓発・推進を図るため、中央図書館と連携し取組を検討したが、研修会等の開催は行っていない。 新たな親学プログラム構築にあたり「家読」に関するプログラムを検討した。 小学校においては、毎月第2土曜日を家読の日として推進、ノーマディア週間において図書の貸出冊数を増やす取組、各校の図書館だよりで家読の方法や取組状況方法の紹介、また保護者への周知を行うなど、家読の啓発を行った。</p>
教育委員会の評価		<p>【生涯学習課】 より一層の「家読（家庭読書）」推進を目指し学校と家庭、地域が目的意識を持った取組を行うために、研修会等の開催が必要である。 また、「家読」の実態把握や効果的な成果を考えれば学校教育課と連携し取組を行う必要がある。</p> <p>【学校教育課】 学校においては、取組内容に違いはあるが、家読の啓発活動を行っており、また学校図書館の貸出冊数も増えているため、家庭での意識高揚は進んでいると考えている。 家読の推進には、学校への啓発のみならず、家庭、地域との連携が必要であり、特に幼少期からの習慣づけが必要であることから、子育て支援課や中央図書館、公民館とも連携し、取組を進める必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 33

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
		P T A連携
具 体 的 取 組		⑤ P T A活動との連携強化
担 当 課		青少年サポートセンター
内 容		浜田市P T A連合会が実施するP T A活動の充実に向けた研修事業を支援するとともに、子どもに関する市教育施策等について意見を交換し連携を強化する。
29 年 度 の 目 標		1 浜田市P T A連合会研修大会に対する事業経費の助成 人間性豊かな子どもの育成を目指し、自己啓発、P T Aの進むべき方向等について研修する事業に対し助成を行う。 2 市長表敬訪問の実施と教育委員会事務局との意見交換会の開催 市長を表敬し意見交換を年1回実施。また、教育委員会事務局と定期的な意見交換を行うため年2回程度意見交換会を開催し、学校、家庭、地域における教育環境の課題等について協議する。
29 年 度 の 実 績		1 浜田市P T A連合会研修大会に対する事業経費の助成 (平成29年度は、島根県P T A連合会研修大会浜田大会として開催) (1)実施日 平成29年8月6日(日) (2)内 容 ・アトラクション 浜田少年少女合唱団S & S ・実践発表 浜田市立浜田東中学校区P T A 浜田市立三隅小学校P T A ・講演会 「“弁当の日”と子育て」竹下 和男 氏 (3)助成額 400,000円 2 市長表敬及び浜田市P T A連合会役員と教育委員会事務局との意見交換会の開催等 (1)市長表敬 平成29年7月19日(水) (2)浜田市P T A連合会委員総会参加 平成29年5月12日(金) (3)島根県P T A連合会研修大会浜田大会参加 平成29年8月 6日(日) (4)第1回教育委員会事務局との意見交換会 平成29年7月19日(水) (5)第2回教育委員会事務局との意見交換会 平成30年2月 7日(水)
教育委員会の評価		「浜田市教育振興計画」の基本理念実現のためには、家庭、学校、地域との協働・連携が不可欠で、浜田市P T A連合会の果たす役割は重要であり、P T A会員の資質を高める研修事業を支援するとともに、浜田市P T A連合会役員との意見交換を行い連携を強化していく必要がある。 平成29年度の研修大会は、県大会として県内のP T Aも参加し盛大に開催することができた。 また、年2回の意見交換会では、教育委員会事務局(本庁)の課長が出席し、学校だけでなく教育全般について率直な意見交換をすることができた。


教育委員会自己点検・評価表

No. 34

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	II 家庭教育支援の推進 (2) 青少年の健全育成 健全育成
具 体 的 取 組		① 関係協議会等への補助事業
担 当 課		青少年サポートセンター
内 容		自治区単位（弥栄自治区を除く。）で設置している青少年健全育成協議会等の活動支援を行う。
29 年 度 の 目 標		1 青少年健全育成協議会等への助成 弥栄自治区を除く4自治区に設置されている協議会等に補助を行う。 2 協議会統合の検討 4協議会はそれぞれの歴史があり、事業内容・予算等異なるが、出来る部分から統合に向け検討を行う。
29 年 度 の 実 績		1 青少年健全育成協議会等への助成 (1) 浜田青少年健全育成推進会議 229,000円 (2) 金城自治区青少年健全育成連絡協議会 763,000円 (3) あさひ子ども健全育成協議会 58,000円 (4) 青少年育成三隅町民会議 194,000円 2 協議会統合の検討 青少年サポートセンターに事務局のある金城、三隅両自治区の組織等で、調整を行える部分について検討を行った。
教育委員会の評価		各協議会とも、地域に密着した青少年健全育成活動に取り組んだ。 また、4協議会とも沿革が異なり、事業内容や予算等も異なる中、組織の一本化に向けての調整は困難を要するが、既存の事業内容について精査し、統合に向けた体制整備を図る必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 35

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(2) 青少年の健全育成
		健全育成
具 体 的 取 組	② 青少年団体育成補助事業	
担 当 課	青少年サポートセンター	
内 容	浜田市内の青少年育成を目的として活動している団体への活動支援を行う。	
29 年 度 の 目 標	1 活動費の助成 児童数の減少により各団体の会員数は減少しているが、引き続き活動を支援するために補助を行う。	
29 年 度 の 実 績	1 活動費の助成 (1) 浜田海洋少年団 92,000円 (2) ボーイスカウト 0円 (事業未実施のため)	
		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 浜田海洋少年団「日本海洋少年団全国大会」～ 開会式の様子 ～ </div>	
教育委員会の評価	<p>浜田海洋少年団は定期的な活動と全国大会に参加し、会員数確保のため精力的に活動している。</p> <p>ボーイスカウト1団・2団については、会員数の減少により組織を統合し、現在は浜田ボーイスカウト1団として活動している。平成29年度は補助事業の申請が無かったが、青少年の健全育成に資するよう団員確保や活動に対する支援を検討する必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 36

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(2) 青少年の健全育成 健全育成
具 体 的 取 組		③ 青少年自立支援事業
担 当 課		青少年サポートセンター
内 容	不登校、ひきこもり・ニートなど日常生活を送る上で様々な困難を抱える子どもから概ね40歳までの若者に対して、居場所や様々な体験活動の場を提供することにより、社会参加や就学・就労等社会的自立に向けた支援を行う。	
29 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援 不登校やひきこもりの子ども・若者が気軽に過ごせる居場所の提供及び自立に向けて他者と関わりながら行う体験活動などを実施する。 2 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携 	
29 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居場所利用者 延べ767人（実利用者45人） (2) 体験教室及び活動 72回、延べ165人参加 (3) 若年無業者（ひきこもり、ニート）相談 35人（内、短期バイトを含む就労者3人） 2 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教室・クラブ活動の開催及び内容の見直し (2) 所内支援検討会議の開催（定期 月1回、状況に応じ随時有り） (3) 訪問による在宅支援の充実 (4) 関係機関との情報交換等連携の充実 延べ相談件数 1,040件 	
教育委員会の評価	<p>施設の整備工事や移転等があり、前年度と比較して居場所の利用者数が減少した。また、訪問による相談・支援等の充実を図っているが、なかなか新たな居場所利用や社会参加にはつながらなかった。自立支援では、就労、職業的自立ができたものは少数であり、継続的な支援が必要である。</p> <p>今後も不登校、ひきこもり・ニートなどの困難を抱える子ども・若者が安心して利用できる居場所の確保と、相談・支援体制の充実や、参加しやすい体験教室・活動の検討を適時行い、社会参加、自立に向けた支援を継続する必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 37

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組		① 「浜田市の人物読本」の活用
担 当 課		生涯学習課
内 容		平成27年度に「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」を作製。浜田市の人物50人を選定し、「ふるさとの50人」として紹介している。 小学4年生以上を対象とした学校補助教材として、授業での活用を進め、ふるさとへの愛着心の醸成を図る。
29 年 度 の 目 標		小学校新4年生に配付。授業での活用を図る。 また、ふるさと郷育の推進に向け、「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」についての活用状況を把握、評価分析を目的にしたアンケート調査を実施する。
29 年 度 の 実 績		ふるさと郷育の推進に向け、「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」についてのアンケート調査（小中学校）を実施した。 1 調査概要 (1) 調査目的 ふるさと郷育の推進に向け「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」についての活用状況を把握、評価分析をし、今後の本事業の検討に役立てる。 (2) 活用状況 小学校では全学校での活用がり、年間を通じた朝読書や家庭読書にもつながった。 (活用状況) ・小学校4年生の社会科「郷土の発展につくす」 ・小学校6年生の国語「将来の夢や生き方について考えよう」 ・学校図書館教育において、小学校では8校の利用があり、掲示や図書委員会の発表資料としても活用された
教育委員会の評価		アンケート調査の実施による活用状況、評価分析ができた。 授業や総合的な学習の時間、図書館活動で広く活用され、ふるさとへの愛着心の醸成を担っている。今後もより多くの活用を推進する必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 38

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組		② ふるさと再発見事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		中学生を対象としたお宝や資源（ひと・もの・こと）を活かした体験型学習プログラム。 この事業は、キャリア教育としても活用され、平成26年度に金城中学校区で取り組まれた事業を全市に広げるものである。 また、大人の学びとして成人を対象としたふるさと教育にも取り組むものとする。
29 年 度 の 目 標		全公民館において、事業を実施することにより、ふるさと郷育の推進を図る。
29 年 度 の 実 績		<p>1 全ての公民館でふるさと再発見事業を実施し、ふるさと郷育を推進した。</p> <p>(1) 浜田公民館 海に関する学習と体験活動等 (2) 石見公民館 学ぼう日本の米、平和学習等 (3) 長浜公民館 カッター漕法体験 (4) 国府公民館 国府の地域資源を探ろう！（ワカメ、サケ） (5) 周布公民館 華道、茶道、神楽、ロープワーク (6) 美川公民館 現地ウォーク (7) 大麻公民館 歴史探検等 (8) 雲城公民館 ハッチョウトンボ観察学習会等 (9) 今福公民館 今福地区巡り等 (10) 美又公民館 美又地区巡り等 (11) 久佐公民館 久佐地区巡り等 (12) 波佐公民館 能海寛歌碑めぐりウォーキング大会等 (13) 小国公民館 小国地区巡り (14) 杵束公民館 小学校周辺を歩き、山野草を探す等 (15) 安城公民館 地域で健康調査、発表等 (16) 三隅公民館 三隅氏の学習 (17) 三保公民館 ウォーキング、石州和紙見学 (18) 岡見公民館 うちわ祭りへの参画等 (19) 井野公民館 和紙うちわづくり体験 (20) 黒沢公民館 カヌー体験、かわあそび等 (21) 白砂公民館 キャリア職業講話、西条柿の選定</p> <p>2 各自治区の公民館が連携し、地域住民を対象としたふるさと地域学習を実施した。 (例) 旭自治区公民館連携協議会 旭いいところ再発見ツアー、中学校おでかけスケッチ会、旭のひなめぐり等</p>
教育委員会の評価		より多くの子どもたちに自分たちの住んでいる地域の宝を改めて知ってもらふ機会を提供し、ふるさとへの理解、愛着と誇りを持ち、次世代に伝え守っていこうとする人材の育成を今後も推進する。また、子どもたちだけでなく、地域の大人も学び、自己有用感をもち、お互いに高まり合うことを目指す必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 39

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組		③ ふるさと教育推進事業
担 当 課		生涯学習課・学校教育課
内 容		<p>島根県事業である「ふるさと教育推進事業」を実施する。</p> <p>子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進する。</p> <p>小中学校9年間を体系化し、教育課程の中で地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p> <p>また、地域ぐるみでふるさと教育の支援を行うことにより、子どもだけでなく、おとな、家庭、学校といった地域も共に高揚する。</p>
29 年 度 の 目 標		<p>全ての小中学校において、教育課程の中で地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を年間35時間以上実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p>
29 年 度 の 実 績		<p>1 全ての小中学校で、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を年間35時間以上実施した。それぞれの小中学校で地域の特色を活かし、学年に応じて様々なふるさと教育を行った。</p> <p>2 浜田市小中連携教育での「ふるさと郷育」（県事業を含む）の推進4つの柱の中の「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成の取組を、中学校区で実施した。</p> <p>目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が72.6%（対前年度比+5.3%）、中学3年が71.9%（+11.6%）となった。</p> <p>3 平成29年度に新しく浜田市へ赴任された教職員（授業へカヌー・SUP体験を取り入れたい教職員）を対象としたふるさと郷育研修を実施した。</p>
教育委員会の評価		<p>今後も小中学校におけるふるさと教育を推進し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する必要がある。</p> <p>公民館や地域のボランティアの協力を得て、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着しており、小中連携教育の中でも、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成を柱の一つとして取組を継続している。目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が72.6%（+5.3%）、中学3年が71.9%（+11.6%）と上昇している点は、子どもたちの意識が向上していると捉えることができる。</p> <p>また、地域ぐるみでふるさと教育の支援を行うことにより、子どもだけでなく、大人、家庭、学校といった地域の高揚も進める必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 40

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組		④ 自然体験活動の推進
担 当 課		生涯学習課
内 容		学校教育の中で「自然体験活動」を推進し、子どもの頃から豊かな自然に触れることによって、ふるさとを愛する心を育てる。
29 年 度 の 目 標		全ての小学校、幼稚園において、授業の中で海・山・川といった自然を活用した体験活動ができるように支援を行う。
29 年 度 の 実 績		<p>自然体験活動推進事業として、支援を行い、全ての幼稚園、小学校において自然体験活動を授業の中で実施した。</p> <p>1 幼稚園</p> <p>(1)石見幼稚園 たけのこを掘ろう、扇原茶園で体験しよう等 (2)原井幼稚園 藻塩づくり、味噌づくり等 (3)長浜幼稚園 やまめのつかみ取り、茶畑体験等 (4)美川幼稚園 親子でたけのこ掘りをする、海で拾った貝やシーグラスを使った制作等</p> <p>2 小学校</p> <p>(1)原井小学校 カヌー体験、藻塩づくり、収穫体験活動 (2)雲雀丘小学校 ふるさと自然を発見・体験等 (3)松原小学校 ホースセラピー体験・スケッチ等 (4)石見小学校 藻塩づくり、カヌー体験、曇ヶ浦見学 (5)美川小学校 生き物の暮らしと環境を学ぶ等 (6)周布小学校 弥栄の自然を楽しもう、神楽衣装づくり見学 (7)長浜小学校 カヌー体験、紙漉き体験、スキー体験 (8)国府小学校 海釣り体験、ふるさとの森を体験しよう！ (9)三階小学校 海に関わる学習、あきをさがそう等 (10)雲城小学校 田植え、稲刈り体験、スキー体験 (11)今福小学校 スキー教室 (12)波佐小学校 スキー教室 (13)旭小学校 川遊び、スキー教室 (14)弥栄小学校 海への愛着心をもつ、スキー実習 (15)三隅小学校 自然体験活動、環境活動、和紙体験等 (16)岡見小学校 カヌー体験、源田山登山</p>
教育委員会の評価		浜田市の豊かな自然に触れることは、ふるさとへの愛着を高めることにつながる。授業の中で自然体験活動を推進することは、より多くの子どもたちのふるさとへの愛着を高める機会となる。授業での自然体験活動の支援を行うことにより、ふるさと郷育の推進、地域と幼稚園、学校をつなぐことができた。

教育委員会自己点検・評価表

No. 41

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組	⑤ 土曜学習支援事業【No. 7の再掲】	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	浜田市の子どもたちを地域で育むことに併せ、学力向上に資するため、土曜日を利用して学習の場を提供する。浜田市立中央図書館多目的室を利用し、希望する中学生を対象に教育職員免許所有者等による自学（数学・英語）支援と、公民館で小学生を中心とした学習支援の2つの取組を行う。	
29 年 度 の 目 標	公民館等が主体となって行う土曜学習の機会を増やすことにより、より多くの小中学生の土曜日の充実、家庭学習の機会を提供し、学習習慣の定着、学力向上を図る。	
29 年 度 の 実 績	<p>1 浜田市立中央図書館（数学・英語） 地域講師によるプリントを使用した講義形式で開催。 講師以外にも県立大学生が生徒を個別に補助する形式で開催。 夏休み期間中の特別講座を開催。（中学3年生のみ対象） (1)実施回数 13回 特別講座 6回 (2)延べ参加人数 229名 特別講座 95名 (3)登録生徒数 72名 (4)講師数 19名（教員OB 8名、大学生 7名、一般 2名、教育委員会指導主事等 2名）</p> <p>2 公民館実施館 美川公民館 小学生を対象とした英語教室</p>	
教育委員会の評価	<p>平成29年度から中学3年生のみを対象とした特別講座（全6回）を実施した。土曜学習の取組により子どもたちの家庭学習や学習習慣を身に着けることにつながった。</p> <p>多くの子どもたちに学習機会を提供することにより学力向上を目指し、定期テストに併せ開催日を調整したり部活動後に参加できるよう午後から開催するよう工夫した。しかし、体育祭と重なったことや会場確保ができず中止となった回もあった。学校との調整やスケジュールの作成を綿密に行う必要がある。</p> <p>なお、公民館における土曜学習実施館は、美川公民館のみであり、今後は、より多くの公民館が実施するよう制度の検討を要す。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 42

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
における項目		教育支援
具 体 的 取 組		⑥ つなぐ、つながる事業（三世代交流・通学合宿支援）【No. 31の再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>1 三世代交流事業（公民館による実施）の支援 シニア世代と子ども及びその親世代を含めた三世代が、自然とのふれあいや様々な体験的活動を実施することにより、子どもの健全な心身の育成と豊かな人間性を育むとともに、家庭と地域とのつながりや世代間交流の場を提供する。</p> <p>2 通学合宿（公民館による実施）の支援 小学生が家庭を離れて公民館等で寝泊まりしながら小学校に通学する「通学合宿」は、家庭から離れた公民館を拠点にした「地域」という場の中で生活することによって、礼儀等のふるまいを身につけることを目的とする。また、併せて、家族の大切さを親子ともに再認識することを目的とする。</p>
29 年 度 の 目 標		三世代交流事業・通学合宿事業の支援を行うことによって、より多くの地域での事業実施を促し、家庭教育支援、ひいてはコミュニティの活性化を図る。
29 年 度 の 実 績		<p>1 三世代交流事業 平成29年度 15事業</p> <p>(1)浜田公民館 八右衛門の盆踊り等 (2)石見公民館 軽スポーツ教室等 (3)国府公民館 ペタンク交流会 (4)周布公民館 竹を使用した昔あそび (5)美川公民館 しめ縄づくり交流会 (6)雲城公民館 しめ縄づくり、そば打ち体験 (7)今福公民館 鮎の掴み取り (8)美又公民館 そうめん流し、竹で水鉄砲、古民具の見学 (9)久佐公民館 かかしづくり交流会、干し大根づくり等 (10)波佐公民館 グラウンドゴルフ交流会、しめ縄づくり講習会 (11)小国公民館 とんど焼き、魚食普及 (12)都川公民館 ヤギの飼育体験等 (13)杵束公民館 集団生活体験 (14)安城公民館 グラウンドゴルフ大会等 (15)岡見公民館 さつまいもオーナーになろう</p> <p>2 通学合宿事業 平成29年度 4事業 (1)周布公民館、国府公民館（有福分館）、波佐公民館、杵束公民館</p>
教育委員会の評価		<p>三世代交流事業では地域の異なる世代との交流を図ることにより、子どもの豊かな人間性の育成や家庭と地域とのつながりを創出し、家庭教育の支援を行うことができた。</p> <p>通学合宿事業では家庭を離れて公民館で寝泊まりし、学校に通学することによる他者との関係の中で礼儀作法等のふるまいを学んだ。また、家族と離れて生活する場を意図的に提供することにより、家族の大切さへの気づきを促すことができた。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 43

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		教育支援
具 体 的 取 組	⑦ 学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	浜田市が取り組んでいる、「学校支援」「放課後支援」「家庭教育支援」を結集し、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業をより体系化し、地域ぐるみで子どもを育み子どもも地域も高まり合うもの、特に、公民館が中心となり、学校と地域をつなぎ、地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域の活性化を図る。	
29 年 度 の 目 標	はまだっ子共育プロジェクトとして、中学校区毎のネットワーク体制を構築し、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動をより体系化し、地域ぐるみで子どもを育み子どもも地域も高まり合うことを目指す。	
29 年 度 の 実 績	<p>子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、公民館を中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ネットワーク会議の開催 中学校区毎にエリアコーディネーターを配置し、ネットワーク会議を実施した。 2 はまだっ子共育プロジェクト推進本部活動 (1)総会 開催2回 5月19日(金)、3月13日(火) 3 エリアコーディネーター会 (1)開催4回 5月8日(月)、7月7日(金)、12月8日(金)、2月22日(木) 4 研修 開催6回 (1)第1回 6月15日(木)「放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携、子どもの居場所等におけるリスクマネジメントについて」 講師 岡山大学 中山芳一 氏 (2)第2回 6月26日(月)「宿泊を伴う活動スタッフ研修会」 講師 島根県立少年自然の家 社会教育主事 宅間邦晴 氏 (3)第3回 7月14日(金)「障がい児の居場所づくり事業研修会」 講師 NPO法人海 白川英代 氏 (4)第4回 8月10日(木)「地域ぐるみで子どもを育むための連携協働について」 講師 岡山大学 熊谷慎之輔 氏 (5)第5回 8月22日(火)「家庭教育支援について考える」 講師 香川大学 清國祐二 氏 (6)第6回 9月25日(月)「放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携、子どものよりよい支援のために」 講師 岡山大学 中山芳一 氏 	
教育委員会の評価	はまだっ子共育プロジェクトを通じて、学校支援活動、放課後や休日の支援活動、家庭教育支援活動を推進することができた。 また、6回の研修を通じ、対象者間の連携や情報の共有、マインドとスキルアップ、リスク管理能力の向上につながった。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 44

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備 公民館活動
具 体 的 取 組		① 公民館活動推進事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		各公民館の事業費、活動費を委託料として公民館連絡協議会に委託する。地域に根ざした公民館活動の推進を図るため、公民館は、学級・講座を実施することで地域住民の学習ニーズに応え、地域住民間の絆を築くとともに、各地のコミュニティの形成にも寄与することで社会教育の中核を担っている。
29 年 度 の 目 標		次の公民館活動を推進していく。 1 社会教育の特性を活かした学習拠点としての取組 2 地域づくり、地域の課題解決に向かう人材を育成する取組 3 人々が楽しく過ごせる拠点（居場所）としての取組 4 生活課題を語り合い、解決につながる各種相談の場としての取組 5 地域ぐるみで子どもを育む気運を高める取組 6 団体等に対する活動支援及びネットワークの構築の取組 7 地域情報の収集整理・受発信の取組 また、社会教育活動の拠点として人づくりを目的とした活動を推進するだけでなく、「地域づくりを担う人づくり」に向けた取組を推進し、「まちづくりを支援する公民館」を目指す。
29 年 度 の 実 績		全ての公民館において、地域に根ざした公民館活動を実施した。 1 社会教育の特性を活かした学習拠点としての取組 人権研修、通学合宿、三世代交流事業等 2 地域づくり、地域の課題解決に向かう人材を育成する取組 防災講座、ふるさと再発見事業、プラットフォーム事業等 3 人々が楽しく過ごせる拠点（居場所）としての取組 陶芸教室、ダンス教室、パソコン教室、生け花教室等サロン事業 4 地域ぐるみで子どもを育む気運を高める取組 はまだっ子共育プロジェクト、放課後子ども教室等 5 団体等に対する活動支援及びネットワークの構築の取組 ネットワーク会議等 6 地域情報の収集整理・受発信の取組 全館「公民館だより」による情報発信の取組
教育委員会の評価		地域課題の解決に向けた住民の主体的な学習・実践活動を支援し、趣味や教養に関する事業だけでなく、目標、ねらいに沿った事業の見直し、PDCAサイクルを意識した公民館事業の推進が図られた。 学校・地域を結ぶ支援活動や子どもの体験活動など、地域ぐるみで子どもを育む活動を支援するとともに主体的な住民参加を促し、住民自治意識の醸成が図られた。

教育委員会自己点検・評価表

No. 45

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備
		公民館活動
具 体 的 取 組		② 地域課題の解決支援事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		中山間地域を中心とした様々な現代的課題（交通対策、防災防犯、文化伝承、休耕田、少子高齢化、人口・労働力の減少、過疎化の進行、担い手育成等）に対し、公民館が社会教育の手法（集い・学び・結ぶ）により、行政の関係部局の垣根を越え、連携・協働して課題解決のため実施する地域独自の取組を支援し、社会教育を活性化することを通じて、地域の絆、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図る。
29 年 度 の 目 標		多くの公民館が地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取組を支援し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成支援を進める。
29 年 度 の 実 績		<p>地域課題の解決支援に向かう事業を展開するとともに、公民館職員の意識醸成を図る研修、人づくり・郷づくり交流会を実施した。</p> <p>1 公民館プラットフォーム事業 10館</p> <p>(1)石見公民館 田舎パワー先進地から学ぶ</p> <p>(2)国府公民館 盆野球大会、国府元気プロジェクト</p> <p>(3)美川公民館 「親子で共育」サロン</p> <p>(4)雲城公民館 公民館事業推進及び地域課題解決推進のための基盤づくり</p> <p>(5)小国公民館 おぐにふるさと学校</p> <p>(6)美又公民館 公民館事業推進及び防災関連事業への基盤づくり</p> <p>(7)都川公民館 UIターンの集い</p> <p>(8)杵束公民館 お出かけ会といきいきサロン</p> <p>(9)安城公民館 お出かけ会×いきいきサロン</p> <p>(10)白砂公民館 いきいき郷づくり</p> <p>2 協働のまちづくり事業 4館</p> <p>(1)雲城公民館 金城自治区新成人を祝う会</p> <p>(2)今福公民館 幻の広浜鉄道ウォーキング</p> <p>(3)井野公民館 井野地区元気UP事業</p> <p>(4)白砂公民館 ゆうひパーク三隅から見える景観を次世代に繋ぐ</p> <p>3 県地域課題解決型公民館支援事業 1館</p> <p>(1)雲城公民館 「小さな郷づくり」から始める雲城公民館エリアの郷づくり</p> <p>4 人づくり・郷づくり交流会</p> <p>(1)主催 人づくり・郷づくり実行委員会 浜田市公民館連絡協議会・まちづくり推進委員会 浜田市・浜田市教育委員会</p> <p>(2)期日 平成30年2月17日（土）</p> <p>(3)ねらい 「住民主体による地域づくり」について考える 関係機関の連携、協働について考える</p>

教育委員会の評価	<p>各地域で抱えている地域課題は多種多様であり「つどう、まなぶ、むすぶ」という公民館活動を通じて、課題解決へ取り組む人材の育成を支援していく必要がある。</p> <p>「人づくり・郷づくり交流会」での実践発表や先進事例の発表、意見交流や情報交換を通して、「住民主体による地域づくり」「関係機関の連携・協働」について考える機会を提供できた。</p>
----------	--

教育委員会自己点検・評価表

No. 46

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備
		公民館活動
具 体 的 取 組		③ 人権・同和問題学習活動
担 当 課		人権同和教育室
内 容		市民一人ひとりが人権尊重に向けて行動できる社会の実現に、社会教育の拠点である公民館を活用した人権・同和問題学習を、地域や関係機関と連携して推進する。
29 年 度 の 目 標		人権・同和問題学習に取り組む公民館を少しずつ広げ、最終的には全公民館で人権・同和問題学習に取り組むことで、お互いが人権を尊重し合う心豊かなまちづくりを目指す。
29 年 度 の 実 績		<p>1 人権・同和問題学習を実施した公民館 19館 公民館独自で人権同和教育研修に取り組んだほか、指導主事を派遣しての巡回講座の実施に努めた。</p> <p>(1) 主な取組</p> <p>ア 石見公民館「人権・同和教育講演会」 日時 平成29年11月4日（土）午後2時～ 講師 部落解放同盟鳥取連合会女性部 副部長 坂田 かおり さん 演題 「母娘で問うた部落差別～この現実を変えたい～」</p> <p>イ 周布公民館「人権同和問題講演会」 日時 平成30年2月23日（金）午後3時30分～ 講師 「劇団はぐるま座」 宇田川 純 さん 外3名 演題 「人権・同和問題と児童生徒のかかわりについて」</p> <p>ウ 大麻公民館「人権同和教育研修会」 日時 平成30年3月23日（金）午前10時～ 講師 堀口 秀樹 指導主事 演題 「同和問題との出会い直し、学び直し」</p>
教育委員会の評価		<p>全公民館での取組を目標としているが、未実施の館が7館あり、更なる働きかけが必要である。なお、未実施の館の中にも人権同和教育推進協議会と共に、複数の公民館・中学校・PTA・地域と連携し、講演会を開催している。</p> <p>人権啓発DVDを使ったビデオフォーラムなど、少人数でも気軽に参加していただけるような研修会のメニューを検討し、指導主事活用の周知を更に図りながら、取組を広げていく必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 47

点 検 ・ 評 価 項 目																																			
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進																																	
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備																																	
		公民館整備																																	
具 体 的 取 組		④ 公民館施設改修事業																																	
担 当 課		生涯学習課																																	
内 容		<p>1 地域の実情に応じ、必要な施設・設備を備えるとともに、青少年、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等の利用の促進が図られるよう施設・設備の確保に努める。</p> <p>2 公民館は、浜田市地域防災計画に基づき、地震・豪雨・津波等の災害時に、情報の収集や伝達をはじめ、応急対策、避難者の受入れ等の重要な地震防災機能を果たす防災拠点としての役割が期待されており、その施設・設備の確保も進める。</p> <p>3 照明や空調機器の更新時期を迎える施設や雨漏り、外壁補修等の大規模な改修を要する施設の改修を行う。</p>																																	
29 年 度 の 目 標		地域の実情に応じ、必要な改修・整備を行い、地域の人たちの利用促進を目指す。																																	
29 年 度 の 実 績		<p>1 利用促進のための修繕や危険防止対応等を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)長浜公民館</td> <td>敷地法面改修工事</td> <td>944千円</td> </tr> <tr> <td>(2)美川公民館</td> <td>空調設備整備工事</td> <td>886千円</td> </tr> <tr> <td>(3)石見公民館細谷分館</td> <td>旧細谷分館解体工事</td> <td>23,068千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外構整備工事</td> <td>36,377千円</td> </tr> <tr> <td>(4)久佐公民館</td> <td>柵改修工事</td> <td>1,596千円</td> </tr> <tr> <td>(5)波佐公民館</td> <td>トイレ改修工事</td> <td>1,383千円</td> </tr> <tr> <td>(6)三隅公民館</td> <td>屋上防水他改修工事</td> <td>14,862千円</td> </tr> <tr> <td>(7)三保公民館</td> <td>外壁他改修工事</td> <td>10,224千円</td> </tr> <tr> <td>(8)岡見公民館</td> <td>洗い場の設置及びトイレ改修工事</td> <td>1,305千円</td> </tr> <tr> <td>(9)白砂公民館</td> <td>エアコン更新工事</td> <td>1,285千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備改修工事</td> <td>1,264千円 外</td> </tr> </table>	(1)長浜公民館	敷地法面改修工事	944千円	(2)美川公民館	空調設備整備工事	886千円	(3)石見公民館細谷分館	旧細谷分館解体工事	23,068千円		外構整備工事	36,377千円	(4)久佐公民館	柵改修工事	1,596千円	(5)波佐公民館	トイレ改修工事	1,383千円	(6)三隅公民館	屋上防水他改修工事	14,862千円	(7)三保公民館	外壁他改修工事	10,224千円	(8)岡見公民館	洗い場の設置及びトイレ改修工事	1,305千円	(9)白砂公民館	エアコン更新工事	1,285千円		照明設備改修工事	1,264千円 外
(1)長浜公民館	敷地法面改修工事	944千円																																	
(2)美川公民館	空調設備整備工事	886千円																																	
(3)石見公民館細谷分館	旧細谷分館解体工事	23,068千円																																	
	外構整備工事	36,377千円																																	
(4)久佐公民館	柵改修工事	1,596千円																																	
(5)波佐公民館	トイレ改修工事	1,383千円																																	
(6)三隅公民館	屋上防水他改修工事	14,862千円																																	
(7)三保公民館	外壁他改修工事	10,224千円																																	
(8)岡見公民館	洗い場の設置及びトイレ改修工事	1,305千円																																	
(9)白砂公民館	エアコン更新工事	1,285千円																																	
	照明設備改修工事	1,264千円 外																																	
教育委員会の評価		<p>地域の方々が安全で安心して利用することができる整備を進めていく。また、各館の老朽化に伴う修繕や大規模改修、新たな公民館の建設も計画的に進める必要がある。</p>																																	

教育委員会自己点検・評価表

No. 48

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	① 多様な分野の図書の充実	
担 当 課	中央図書館	
内 容	<p>地域の課題や地域住民のニーズに適した蔵書の充実に努めていく。 また、あらゆる方の読書活動に応えるために、他の読書関連施設との相互協力、連携等についても検討していく。 蔵書の充実にあたっては、購入だけでなく、寄贈等による積極的な収集に努め、中央・分館間ばかりでなく、市内の大学や読書関連施設間での図書情報の共有や図書の有効活用を進める。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>蔵書自体は図書購入費と寄贈によって増加していくが、約8,000冊の増加を目標とする。蔵書の増加を図るべき分野としては、児童の「絵本」と、一般書の中では貸出が多い「社会科学」分野や「産業・技術」の分野を引き続き重点的に購入する。また、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」を活用し、電子媒体で閲覧できる資料も含めて、蔵書の充実を図る。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>蔵書数は、購入分と寄贈分を併せて26万冊余りとなり、前年を5千冊を超える増加となった。また、絵本並びに一般書の「社会科学」の分野については、対前年1,000冊の増、「産業・技術」の分野は同じく800冊それぞれ増加させ充実を図った。 貴重資料の類について、原本逸失を防ぐための電子化について検討を行った。</p>	
教育委員会の評価	<p>他の公共図書館や読書団体との意見交換なども踏まえ、充実すべき図書の構成を柔軟に構築していく必要がある。 リクエスト児童書についての担当司書の配置を求める声に対しても、引き続き対応を検討するほか、郷土資料の充実のためにも、閉架書庫の図書について整理なども行っていかなければならない。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 49

点 検 ・ 評 価 項 目																						
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進																				
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実																				
		図書館サービス																				
具 体 的 取 組		② レファレンスサービスの充実																				
担 当 課		中央図書館																				
内 容		<p>さまざまな市民が来館する図書館において、市民ニーズに応え、地域課題に役立つ情報の提供ができることの一つに「レファレンスサービス（参考・調査の手伝い）」がある。利用者と向き合いつつ、いかに感じよく対応できるかもそのスキルの一つと認識され、それら接客術も含めての充実を図る。</p>																				
29 年 度 の 目 標		<p>司書資格保持者は、県立図書館主催の専門研修を受講することは必須であるが、図書館で休館日に行う「全体研修」も受講することによって、図書館員が必要なスキルを充実させていく。また、各館配置の司書の企画能力の向上を目指す。</p>																				
29 年 度 の 実 績		<p>県立図書館の研修を受講し、地域性を含めて公共図書館における司書の役割について再確認を行った。館内での研修についても、休館日に重点的に行った。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>4月</td><td>防犯研修</td><td>9月</td><td>掲示物作成実習</td></tr> <tr> <td>5月</td><td>郷土資料研修</td><td>10月</td><td>業務習熟度テスト</td></tr> <tr> <td>6月</td><td>例規習熟研修</td><td>11月</td><td>認知症対応研修</td></tr> <tr> <td>7月</td><td>救急救命講習</td><td>1月</td><td>郷土資料研修</td></tr> <tr> <td>8月</td><td>人権研修</td><td>2月</td><td>著作権研修</td></tr> </tbody> </table>	4月	防犯研修	9月	掲示物作成実習	5月	郷土資料研修	10月	業務習熟度テスト	6月	例規習熟研修	11月	認知症対応研修	7月	救急救命講習	1月	郷土資料研修	8月	人権研修	2月	著作権研修
4月	防犯研修	9月	掲示物作成実習																			
5月	郷土資料研修	10月	業務習熟度テスト																			
6月	例規習熟研修	11月	認知症対応研修																			
7月	救急救命講習	1月	郷土資料研修																			
8月	人権研修	2月	著作権研修																			
教育委員会の評価		<p>市史編纂室の協力によって、「郷土資料研修」は年2度にわたり実施することができた。事務職員も県立図書館の研修に参加することによって基礎的な知識や技術を取得できた。</p> <p>窓口対応はレファレンス技術と同時に接遇の基礎も求められるため、日頃からの研鑽が必要である。</p>																				

教育委員会自己点検・評価表

No. 50

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実 図書館サービス
具 体 的 取 組		③ 「特集展示」コーナーの充実
担 当 課		中央図書館
内 容		市民の図書選びや図書館の蔵書との出会いの機会を増やすために、中央図書館においては、一般書については毎月館内で「特集展示」を行い、それらの展示図書の「ブックリスト」を作成して利用者にも配布する。同時に、児童書コーナーでも、毎月「読み聞かせ」の本のテーマを決め、テーマに合わせた図書を展示する。
29 年 度 の 目 標		中央図書館だけでなく、分館においても「特集展示」を行い、司書資格を持つ職員が輪番で「おすすめの1冊」を「広報はまだ」で毎月紹介し、翌月には館内でも同様の展示を実施していく。また、緊急の特集があれば随時展示を行い、ひと月内に受け入れた図書のリストを作成し、利用者に配布していく。
29 年 度 の 実 績		<p>中央図書館をはじめ、分館においても「特集展示」を毎月行った。職員が輪番で「おすすめの1冊」を「広報はまだ」で毎月紹介し、翌月には館内の紹介コーナーで展示を行った。</p> <p>1 中央図書館の特集展示（29年度実績）</p> <p>4月 安野さんの不思議のとびら</p> <p>5月 課題図書もう一度読んでみませんか</p> <p>6月 今夜は空を見上げてみよう</p> <p>7月 身近な海は不思議がいっぱい！！</p> <p>8月 山と共に生きる ～山に親しむ、感謝する「山の日」特集～</p> <p>9月 思春期・大人の発達障がい</p> <p>10月 見つけてみよう！本で楽しむアートの世界</p> <p>11月 司書のおすすめの一冊、あります ～本に恋する季節です！～</p> <p>12月 今すぐ試したい、簡単！美味しい！お手軽レシピ&時短ワザ</p> <p>1月 さあ、戌年の始まり！新年最初は犬づくし</p> <p>2月 外国文学の世界をちょっとのぞいてみませんか？</p> <p>3月 2017年度各賞受賞図書大集合！</p>
教育委員会の評価		「特集展示」は利用者からの認知度も高く、貸出される頻度も高い傾向がうかがえるが、一方で目立たなさを指摘されることもあり、更に充実させるために、展示の工夫等を実施していくことが必要である。「広報はまだ」での図書紹介も継続し、県立大学の蔵書を紹介する機会も増やすなどして、今後更に展示の充実を図っていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 51

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	④ ボランティア登録者数の増加	
担 当 課	中央図書館	
内 容	<p>読書活動団体による読み聞かせや朗読、IT技術を利用した独特のおはなし会を実施する団体などの支援を受けて、就学前の子どもが、読書に関心を持つきっかけ作りに役立つ活動を行っていく。</p> <p>併せてこれらボランティア活動を更に発展させるための活動支援、人材育成に取り組む。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>ボランティアの受け入れと実務能力向上のサポートを行い、それに併せて図書館等で活動できるボランティアを募集することによって、高齢化しつつあるボランティア全体の底上げを図る。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>ボランティア研修・交流会への支援が1回にとどまったが、定期的な実施されるボランティアの定例会議に出席することによって、ボランティアの意図と図書館実務との意見交換を行った。</p> <p>ボランティア支援講習会：「子どもへ伝えたい必読書—小学生児童に向けた本選び—」 日時：11月25日（土） 13：30～15：30 講師：末宗辰彦氏（山陰こどものとも社 代表）</p>	
教育委員会の評価	<p>「子どもの読書等推進の会」を中心に、講演会の企画を実現させることによって、多くの方に参加いただける講演会を開催することができた。</p> <p>市内の公民館を中心に、シニア向けの読み聞かせ講座を企画する動きがあり、図書館としても支援に携わることによって有機的な取組に繋げ、ボランティアの増員という課題を克服する必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 52

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	Ⅲ 社会教育の推進 (3) 図書館サービスの充実 図書館サービス
具 体 的 取 組		⑤ 移動図書館車・簡易閲覧所の運用
担 当 課		中央図書館
内 容		<p>市内33箇所を巡回する移動図書館「ラブック号」は、図書館まで足を運ぶことのできない方への貴重な読書機会提供の場となっている。</p> <p>また、市内13箇所に設置した佐々田奉公会簡易閲覧所にも、年2回の資料更新を行いながら、2,000冊程度の配本を提供しており、市民に気軽に利用いただける場となっている。</p> <p>これらの設備、施設を継続して運営するとともに、より一層の利用促進に努める。</p>
29 年 度 の 目 標		<p>1 「ラブック号」の運行 7コース各12回（延べ84回） 貸出冊数 6,000冊</p> <p>2 「簡易閲覧所」の運用と所蔵資料の入れ替え作業 年2回 貸出冊数 700冊</p> <p>3 広報・周知による利用促進 随時</p>
29 年 度 の 実 績		<p>1 「ラブック号」の運行 7コース各12回（延べ84回） 貸出冊数 4,832冊 利用者数 1,426人</p> <p>2 「簡易閲覧所」の運用と所蔵資料の入れ替え作業 年2回 貸出冊数 645冊</p> <p>3 広報・周知による利用促進 随時</p>
教育委員会の評価		<p>中央図書館や分館まで足を運べない利用者にとっては、どちらも貴重な読書の機会の提供であり、今後も継続して実施していく必要がある。</p> <p>今後は移動図書館にもイベント出展等の企画性を持たせ、認知度と魅力の向上を図ることが重要である。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 53

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	⑥ 子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業	
担 当 課	中央図書館	
内 容	各読書週間においては、おはなしボランティアとの協働により、中央図書館をはじめ各分館で行う読書関連行事を通じて、本そのものへの興味を喚起する活動を実施していく。	
29 年 度 の 目 標	<p>図書館を中心にイベントを展開して施設への親密度を高め、もって読書普及につなげるため、下記のとおりイベントを展開する。</p> <p>1 子ども読書週間（4月から5月）に合わせた各種行事の開催 1回 2 秋の読書週間（10月から11月）に合わせた各種行事の開催 1回</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>1 子ども読書週間（4月から5月）に合わせた各種行事の開催 1回 （特別上映会：17人参加 狂言絵本よみきかせ：8人参加） 2 秋の読書週間（10月から11月）に合わせた各種行事の開催 2回 （本のリサイクル市：283人参加 特別上映会：12人参加） 3 開館5周年記念事業実行委員会の立ち上げ</p>	
教育委員会の評価	<p>大型連休や、読書の秋と標榜される両期間に相応しいイベントの展開が重要だと考える。固定化されているイベントのあり方を分析し、今後は、未就学児童をターゲットにした取組を重視し、市民の期待度を高める運営に繋げていく必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 54

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	⑦ 電子書籍などの新たな情報への対応	
担 当 課	中央図書館	
内 容	<p>電子書籍については、開館当初に1,100余タイトルを導入し、利用者向けの「利用講座」等を実施することで認知度が高まった。浜田市立中央図書館では廃刊になった新聞のデータ化を実施し、館内での閲覧も可能となっている。 これら電子媒体の利用法を含め、活用の機会を増大させる。</p>	
29 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1 「電子書籍」の計画的な購入 2 パンフレット、広報周知、電子書籍閲覧講座等開催による利用促進 	
29 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 「電子書籍」の購入 34点 2 「電子図書館活用講座」の実施（1回/11月3日） 3 広報はまだでの啓発 	
教育委員会の評価	<p>非来館サービスとしての「電子書籍」の有効性をアピールするとともに、浜田市立図書館でのみ閲覧可能なコンテンツを制作することで、来館を促進する手法も検討する必要がある。特に、貴重資料庫に保管されている古文書の類は唯一無二の物が多く、原本の開示よりも安全な電子化資料の閲覧提供が重要視され、今後早急な整備が必要である。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 55

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		スポーツ推進
具 体 的 取 組	① 総合スポーツ大会の開催	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>体育の日を中心に子どもから高齢者まで誰でも参加できる浜田市体育協会としての総合スポーツ大会を開催し、市民の親睦を図り、スポーツの振興と競技力の向上、健康増進の推進を目的とする。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>各競技団体が開催する大会に一人でも多く参加していただき、大会を盛り上げるとともに競技力向上を目指す。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>1 主な事業</p> <p>(1) 第11回浜田市総合スポーツ大会</p> <p>ア 日時 平成29年9月16日～平成30年2月3日</p> <p>イ 会場 島根県立体育館 他</p> <p>ウ 開催競技数 20競技（陸上、軟式野球、バスケットボール、グラウンドゴルフ、ペタンク等）</p> <p>エ 参加人数 2,430人</p> <p>オ 参加団体 競技スポーツ団体 15団体 生涯スポーツ団体 5団体</p> <p>※ソフトボールは、雨により中止。</p>	
教育委員会の評価	<p>今年の大会について、競技種目の中で、ソフトボールが予定の日程のうち2日が雨により中止となり開催できなかったが、参加者は前年度よりも33人増となった。今後も、参加者を増やすことを目標に取り組んでいく。</p> <p>体育協会への補助は、いずれの団体においても重要で、大切な活動支援となっており、市民皆スポーツの一助になっている。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 56

点 検 ・ 評 価 項 目																						
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興																				
	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進																				
		スポーツ推進																				
具 体 的 取 組	② 浜田市体育協会によるスポーツ振興事業																					
担 当 課	生涯学習課																					
内 容	<p>浜田市体育協会は競技スポーツ19団体、生涯スポーツ5団体、地域スポーツ5団体、学校・青少年スポーツ3団体、総合型地域スポーツクラブ4団体の計36団体で形成されている。</p> <p>各団体は、浜田市スポーツ都市宣言に基づき、地域の交流、健康増進、競技力の向上の推進を図ることを目的として運営しており、助成金を交付する。</p>																					
29 年 度 の 目 標	<p>浜田市民の体育・スポーツの普及振興を図り、市民の体力向上、健康増進と、地域の活性化の推進、明るく豊かなまちづくりを目指す。</p>																					
29 年 度 の 実 績	<p>1 助成金</p> <p>それぞれの団体、組織が助成金を活用し、スポーツ活動の普及や大会等を実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 競技スポーツ団体</td> <td>18団体</td> <td>2,934,342円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 生涯スポーツ団体</td> <td>4団体</td> <td>454,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 学校スポーツ</td> <td>2団体</td> <td>207,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 自治区体協</td> <td>5地区</td> <td>470,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 育成強化団体</td> <td>2団体</td> <td>200,000円</td> <td>計 4,265,342円</td> </tr> </table> <p>※平成29年度から、浜田市ウォーキング協会（生涯スポーツ団体）が加盟。ただし、助成は加盟2年度目から開始。</p>		(1) 競技スポーツ団体	18団体	2,934,342円		(2) 生涯スポーツ団体	4団体	454,000円		(3) 学校スポーツ	2団体	207,000円		(4) 自治区体協	5地区	470,000円		(5) 育成強化団体	2団体	200,000円	計 4,265,342円
(1) 競技スポーツ団体	18団体	2,934,342円																				
(2) 生涯スポーツ団体	4団体	454,000円																				
(3) 学校スポーツ	2団体	207,000円																				
(4) 自治区体協	5地区	470,000円																				
(5) 育成強化団体	2団体	200,000円	計 4,265,342円																			
教育委員会の評価	<p>少子高齢化に伴う人口減少により、競技スポーツ団体の加盟者数も減少傾向にあるが、生涯スポーツ実施人口は増えている。</p> <p>全体を通してみれば助成金を有効活用し運営されている。</p> <p>今後も浜田市体育協会の組織を活用し、スポーツの普及、体力の向上、健康増進と地域の活性化を推進していく必要がある。</p>																					

教育委員会自己点検・評価表

No. 57

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		スポーツ推進
具 体 的 取 組	③ 「体操のまち 浜田」振興事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	竹本正男選手・上迫忠夫選手の2人のオリンピックメダリストを輩出した浜田市の体操界。その世界をも引っ張った「体操のまち 浜田」復活に向け、強化・支援をしていく。	
29 年 度 の 目 標	平成30年度には、全国中学校体操競技選手権大会が島根県立体育館(竹本正男アリーナ)で開催されることとなり、地元選手が活躍できるよう、引き続き育成事業に取り組む。	
29 年 度 の 実 績	<p>1 浜田市からの補助金額 4,350,000円</p> <p>2 主な事業</p> <p>(1) 「体操のまち浜田振興事業」強化・育成会議</p> <p>ア 実施日</p> <p>(ア) 第12回 平成29年 9月 2日(土)</p> <p>(イ) 第13回 平成30年 1月13日(土)</p> <p>(ウ) 第14回 平成30年 3月17日(土)</p> <p>イ 参加者 浜田市体育連盟、各団体関係者、生涯学習課</p> <p>ウ 内 容 各団体の取組と成果について(情報共有) 今後の取組について 等</p> <p>(2) 各選手の強化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠征による大会参加 平成29年8月12日～16日 全日本ジュニア体操選手権大会(横浜) ・強化合宿や強化練習会の実施 大村工業高校合同練習、九州共立大学合宿、他10か所 	
教育委員会の評価	<p>平成30年度には、全国中学校体操競技選手権大会が島根県立体育館で開催されることとなり、それを目指して強化練習も行った。それにより徐々に力をつけており、今後も「体操のまち 浜田」復活のため、各事業を支援する必要がある。</p> <p>島根県体育協会において、2029年国体誘致の動きがあり、それを新たな目標として強化・育成する必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 58

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上
		競技スポーツ
具 体 的 取 組		① 「J F A夢の教室」の開催
担 当 課		生涯学習課
内 容		子どもたちの心身の健全な成長に寄与することを目的として、J F A こころのプロジェクト「夢の教室」等の開催により、フェアプレー精 神、夢を持つことの素晴らしさ、また、それに向かって努力することの 大切さや失敗や挫折に負けない心の強さを始め、人間の形成に欠くこと のできない礼節の尊重、友情を育むことなど「スポーツ精神」の高揚を 図る。
29 年 度 の 目 標		J F Aこころのプロジェクト「夢の教室」を市内で2回開催する。
29 年 度 の 実 績		1 こころのプロジェクト「夢の教室」 J F A (公益財団法人 日本サッカー協会)のこころのプロジェクト 「夢の教室」を美川小学校及び雲雀丘小学校で実施した。前半 は、ゲームの時間で先生との距離を縮め、後半はトークの時間とし て夢先生による授業を行った。 (1) 開催日 平成29年7月13日(木) (2) 夢先生 種田 恵 氏 (元競泳選手) 今井 祐樹 氏 (元サッカー選手) ※アシスタント (3) 参加者数 美川 小学校 5年生 (23人) 雲雀丘小学校 5年生 (25人) (4) 内容 ア ゲームの時間 ボール等を使ったゲーム イ トークの時間 夢をかなえるまでの話と、児童の夢の発表
教育委員会の評価		元トップアスリートである夢先生から夢を持つことの大切さ、続ける ことの大切さを聞くことで、子どもたちが、スポーツの良さ・楽しさを 肌で感じることができ、とても有意義な事業であると評価している。 この事業に参加した児童にも、実施後、生活態度や諸活動への取組の 姿勢に変化があったとの声等授業への効果も認められ、この事業につ いては、継続する必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 59

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上
		競技スポーツ
具 体 的 取 組	② トップアスリートなどの各種スポーツ教室の開催	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	各種競技のトップアスリートによる子どもたちへの指導の機会について、競技団体等への支援、協力や連携等を行い、トップアスリートを講師として、各種スポーツ教室等を実施する。	
29 年 度 の 目 標	さまざまな競技種目のトップアスリートを招聘することで、高いレベルのスポーツに触れる貴重な機会（実技指導や体験談の聴講など）を提供することにより、競技力の向上につなげる。	
29 年 度 の 実 績	<p>1 千葉すず Special Dream Swim Clinic (1) 実施日等 平成29年9月24日(日) アクアみすみ (2) 内容 講師 千葉 すず 山本 貴司 柴田 亜衣 寺川 綾 初級クロール・バタフライ補強トレーニング・上級背泳ぎ等 計8レッスン (各レッスン参加者 30人)</p> <p>2 島根県立体育館建設40周年記念事業優秀選手演技会 (1) 実施日等 平成29年11月12日(日) 県立体育館 (2) 内容 選手 大久保 圭太郎 中山 怜 谷田 雅治 畠田 瞳 畠田 千愛 国内トップレベルの選手5名が、島根県立体育館建設記念体操競技大会の参加者及び来場者の前で、演技を披露した。</p>	
教育委員会の評価	<p>トップアスリートによる指導により競技力が向上するとともに、普段の練習の姿勢や生活態度を振り返る機会にもなり、競技者がスポーツの良さ・楽しさを肌で感じることができ、有意義な事業であると評価できる。</p> <p>島根県立体育館建設40周年記念事業優秀選手演技会についても、ジュニアのトップレベルの演技を目の当たりにする等、同世代並びに次世代の選手にも良い刺激となった。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 60

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
		スポーツ環境整備
具 体 的 取 組	① 学校開放事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	スポーツに親しむことができる環境を提供するために小学校・中学校の体育施設設備を開放する。	
29 年 度 の 目 標	今年度の目標としては、全小中学校をできる限り開放し、スポーツの振興に取り組む。また、利用者連絡会議や管理指導者及び学校との連絡などを徹底し、現在の課題や問題などを調整・解決し、円滑な開放を目指す。	
29 年 度 の 実 績	29年度における利用団体は、115団体（浜田93団体、金城5団体、弥栄1団体、三隅16団体）で、利用学校は20校で、利用回数は、7,125回であった。 2月に浜田自治区、三隅自治区の利用調整会議を開催し、学校開放の事務の流れ、キャンセルに伴う使用料の取り扱い、利用上のルールなどを徹底した。学校と利用団体との調整などを行い、適切な運用に努めた。	
教育委員会の評価	スポーツに親しむ環境として学校開放により学校施設が有効に利用され、ジュニア等の育成や競技力の向上が図られていることは評価できる。 利用にあたっては、利用者のモラル・ルールの徹底等の課題も散見されるため、利用調整会議等で周知・改善をしていく必要がある。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 61

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
		スポーツ環境整備
具 体 的 取 組	② 運動施設整備事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	運動施設の老朽化等により改修を行い、安全・安心に利用でき、また市民のニーズに応じた運動施設の確保・整備を行う。	
29 年 度 の 目 標	<p>スポーツ施設の適正な配置及び整備を検討するためのスポーツ推進審議会において答申をいただき、計画の検討を行う。</p> <p>運動施設の老朽化等により改修を行い、安全・安心に利用でき、また市民のニーズに応じた運動施設の確保・整備を行う。</p> <p>財源としては、可能な限り日本スポーツ振興センターの助成金を活用し施設整備を図る。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>1 スポーツ施設の適正な配置及び整備</p> <p>(1) 5月にスポーツ推進審議会より答申を受けた。</p> <p>(2) 10月、11月に施設利用団体に対して、意見聴取会を開催した。</p> <p>(3) 12月～3月に計画の検討及びスケジュール作成を行った。</p> <p>2 主な改修</p> <p>(1) サンマリン浜田 アリーナの照明のLED化を実施した。</p> <p>(2) 金城総合運動公園 集落排水接続工事を実施した。</p> <p>(3) 旭公園市民体育館 トイレの一部洋式化改修工事を実施した。</p> <p>(4) 三隅中央公園陸上競技場 芝生張替改修事業及び周辺へのフェンス設置工事を実施した。</p> <p>(5) 三隅B&G海洋センター 斜路の応急対応工事を実施した。</p>	
教育委員会の評価	<p>スポーツ施設の適正な配置及び整備の答申を受け、スケジュールに基づき計画策定を行う必要がある。</p> <p>老朽化した施設が多く、補修が頻繁に必要となっているが、危機管理上、利用者の安全面を考慮した最低限の補修を行う必要がある。</p> <p>また、これまで財源の一部として日本スポーツ振興センターの助成金を活用していたが、採択が厳しくなっており、他の財源の活用も検討する必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 62

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
		軽スポーツ
具 体 的 取 組	③ 軽スポーツ活動の推進	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	地域における生涯スポーツの普及を図ることを目的とする。また、市内のイベントに参加することにより、レクリエーション活動の普及に努める。	
29 年 度 の 目 標	スポーツ推進委員との連携による、地域事情に合ったスポーツの普及を図る。 幅広い年齢層でプレーできる軽スポーツの推進を図る。	
29 年 度 の 実 績	<p>自治区ごとに、主に以下のスポーツの推進及び普及を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浜田自治区 ニュースポーツ「バウンスボール」、「ラダーゲッター」のファミリースポーツ教室(5ヵ所、142人参加)と軽スポーツの集い(68人参加)を開催した。また、石見公民館及び分館において6回の軽スポーツ教室を開催した。 2 金城自治区 各種イベントへの運営補助を行うほか、総合型地域スポーツクラブの役員として様々なフットサルやグラウンドゴルフ等の教室への参加・協力を行った。(総合型スポーツクラブ アスレチックきんた等主催) 3 旭自治区 雪合戦・地区体育大会等の事業の実施や運営補助を行った。(実行委員会、各自治会等主催) 4 弥栄自治区 スポーツ教室を毎週月曜日に開催しファミリーバドミントン等の軽スポーツの普及に努めた。また、弥栄スポーツ大会及びファミリーバドミントン大会を開催した。(自治区弥栄体育協会 主催) 5 三隅自治区 スポーツ吹き矢・ウォーキングの指導・補助、地区運動会、スポーツ交流会及びみすみスポーツクラブ祭りの運営補助を行った。(総合型スポーツクラブ みすみスポーツクラブ等主催) 	
教育委員会の評価	<p>スポーツ推進委員との連携により実施した事業は、地区ごとに特色のある活動ができた。今後は、各地区の良い事業を参考として、それぞれの事業を充実させる必要がある。</p> <p>その他、浜田レクリエーション協会のスポ・レク広場、浜田市体育協会主催の浜田市総合スポーツ大会の運営補助をはじめとした様々なイベントの補助や支援等により、スポーツ・軽スポーツやレクリエーションの普及を図ることができた。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 63

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(1) 芸術・文化の振興 文化
具 体 的 取 組		① 石央文化ホールの管理運営
担 当 課		文化振興課
内 容		石央文化ホールの収容力を活かして、大・中規模な公演や市民参加型イベント等を開催し、市民が身近に発表に触れる機会を提供することにより、潤いのある文化のかおる生活を実感するため、石央文化ホールでの音楽・演劇公演などを開催するとともに、文化施設を芸術文化活動の発表の場として利用するよう促進する。
29 年 度 の 目 標		1 浜田地域の芸術文化の振興のための事業実施。 2 安定した施設経営のため、施設利用率の向上（集客力のある事業の企画と実施）。 3 計画的な施設設備の修繕、改修の実施。 4 利用人数 55,000人
29 年 度 の 実 績		1 懐かしいヒット曲の数々を有名歌手がN響団友オーケストラの演奏で歌う青春ポップスコンサート、益田糸操り 人形や上方落語会など伝統文化・芸能公演、有志との共催や自主上映による映画の企画・上演、ホワイエを活用したロビーコンサート、住民参加創作演劇の上演などを実施した。 2 利用人数 47,441人 大規模改修による休館（H29.12.11～H30.3.9）もあり、昨年と比較して8,933人減少した。
教育委員会の評価		住民参加型イベントは、参加者数のみならず観客数も増加傾向にあると考えられる。住民自らが参画して、集客力と魅力にあふれる企画や事業運営のための方策を検討し、実施していく仕組みが望まれる。 更なる効率的な運営を目指すとともに、個性を活かした企画の立案、更に市民にとって利用しやすく喜ばれる施設へ改修を行う必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 64

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		芸術
具 体 的 取 組	② 世界こども美術館の管理運営	
担 当 課	文化振興課	
内 容	<p>海外の子どもたちとの文化・美術での交流をはじめ、広範な美術造形等の芸術家との直接的な交流を通じ、豊かで多様性のある活動を実施する。</p> <p>また、子どもに限らず市民が参加でき、その知識及び芸術文化振興の意識を啓発できるような事業を実施する。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>次代を担う子どもたちの創造力を養い感性を育む事業の実施や、子どもや市民の芸術文化意識の向上のための各種事業を実施し、入館者数の増加を図る。</p> <p>(1) 美術館における創作活動等の受講者数 10,000人</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>世界こども美術館において、市内小学校との連携によりミュージアムスクールを実施した（ミュージアムスクールは、展覧会鑑賞及び創作活動の両方を行う。）。また、週末などに開催している創作活動ワークショップについても、多様な講座を用意し実施した。</p> <p>(1) 体験型現代美術展「アートパレード展」、新聞紙を素材とした作品展「新聞紙の変身展」ほか、地域密着型の企画として「山崎修二と山崎に学んだ女流画家展」など7回の展示会を開催した。 企画展入館者数 28,720人</p> <p>(2) 美術館における創作活動等の受講者数 9,639人</p> <p>(3) ブータン王国における美術教育支援事業 独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託事業として、美術教育担当者と行政職員計4名の研修生を約2週間受け入れた。</p>	
教育委員会の評価	<p>ミュージアムスクールは、既に定着した事業であり、市内外を問わず参加も多く、今年度も市外からの参加が市内からの参加を上回る状況が続いている。引き続き、鑑賞と創作活動の両面から子どもたちの感性に刺激を与えられるプログラムの提供に努めていく必要がある。</p> <p>創作活動ワークショップは、毎年多様な講座が開催され、親子での参加はもちろんのこと、たくさん子どもたちで週末の創作室は賑わっている。今後においても、魅力ある講座の開発並びに講師の発掘に努めていくほか、講座の開催にあたっては職員の負担を考慮し、ボランティアスタッフの拡充と活用についてさらに推し進める必要がある。</p> <p>ブータン王国美術教育支援事業や世界の美術指導者との交流を通じて、世界にこども美術館を発信し続ける必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 65

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		芸術
具 体 的 取 組		③ 石正美術館の管理運営
担 当 課		文化振興課
内 容		三隅町出身の石本正画伯の作品を収蔵・展示し、市民をはじめ全国に向けて石本正画伯の芸術と美への感動を発信し、継承する。 また、ユネスコ無形文化遺産である石州半紙や石州和紙を活用した創作活動とその作品の展示など、地域独自の芸術・文化も合わせて発信拠点とする。
29 年 度 の 目 標		石本正画伯の作品の収蔵・展示を継続し、魅力ある展覧会事業や絵画教室等を行うとともに、ギャラリー展示にも積極的に取り組み、地域に開かれた美術館として入館者数の増加を図る。
29 年 度 の 実 績		<p>本館・新館を利用して、石本正画伯の特別展を5回開催した他、画伯ゆかりの作家の展覧会、地元作家の作品展など6回の企画展を開催した。また「石見の地に心ある本物の作品と文化を残したい」という画伯の思いを受けた「碧い石見の芸術祭」の柱である第3回石本正日本画大賞展を開催し、全国の学生たちの創作活動を奨励した。</p> <p>(1) 企画展入館者数 12,170人 (2) 絵画教室等受講者数 830人</p> <p>石本正画伯の業績を後世に繋ぐものとして遺していきたいとのご遺族様の強い思いを受け、石本正画伯のアトリエをイメージしたメモリアルホール「石本正のアトリエ」を館内に設置した。</p> <p>(1) 事業期間 H29.12.28(木)～H30.3.26(火) (2) 事業費 12,377,016円</p>
教育委員会の評価		<p>石正美術館においては、多彩な自主事業開催など館の特長を活かした企画展や各種教室の開設、展覧会イベントの実施など、市民により開かれた施設として創意工夫が見られるにもかかわらず入館者数が減となった。</p> <p>より地域に密着した美術館を目指すとともに、石本正日本画大賞展の継続開催及び新設となった「石本正のアトリエ」を活かした企画の検討、市外への情報発信も積極的に行っていく必要がある。</p>


教育委員会自己点検・評価表

No. 66

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		文化振興
具 体 的 取 組	④ 市民による文化活動への支援	
担 当 課	文化振興課	
内 容	市民の文化活動の振興を推進し、地域性豊かな文化の創造や文化意識の高揚を図るため、市美術展等の事業を実施するとともに、文化協会・文化団体等の活動支援及び活動に対する各種助成制度の活用支援を進める。	
29 年 度 の 目 標	文化活動の振興と文化意識の高揚、観賞機会の拡充のため、市美術展（毎年）や市民芸術文化祭（隔年）など、従前の各種事業の継続的な実施とともに、各種助成の積極的な周知と、申請に関わる支援を行う。	
29 年 度 の 実 績	<p>文化協会並びに文化団体等の活動支援として、40の事業を後援するほか、市民への周知活動の支援、広報などの周知を図った。</p> <p>また、助成事業の活用については2施設8校において、しまね文化ファンド、エネルギー文化財団、文化庁、県教委等から総額18,614,237円の助成を受けた。</p> <p>1 市美術展の開催 (1) 実績（審査員・招待者作品を含む） ア 出品点数 260点（平成28年度 265点） イ 入館者数 1,046人（同上 1,207人）</p>	
教育委員会の評価	<p>文化協会等において、効果的な事業運営のための市民への周知活動についての支援や広報依頼ほか、各種助成制度を積極的に活用しようとする姿勢がうかがわれた。今後も引き続き、事業周知など支援が必要である。</p> <p>市美術展について、出品点数及び入館者数ともに減少した。少子高齢化がすすむ現状を考慮すると、出品点数の増加は難しいと思われる。しかしながら、芸術文化団体や学校との連携を強めていくことにより、現状維持以上を目指していく必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 67

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 芸術・文化の振興 文化振興
具 体 的 取 組		⑤ 子どもを育む文化振興
担 当 課		文化振興課
内 容		<p>次代を担う子どもたちに、各界のトップによる生の演奏や舞踊など『本物』の芸術の鑑賞や体現する機会を提供することにより、豊かな情操を育むためスクールコンサートの実施等を支援する。</p> <p>また、文化庁補助事業等（文化芸術による子供の育成事業〔巡回公演事業〕・〔派遣事業〕）の活用を促進し、小中学校による申請の支援を行う。</p>
29 年 度 の 目 標		1 スクールコンサートの開催（学校巡回公演） 2 各種助成制度の活用に向けての情報提供や申請支援
29 年 度 の 実 績		<p>児童・生徒が芸術に触れる機会を提供し、文化活動の振興と文化意識の高揚、観賞機会の拡充に努めた。現事業の継続的な実施とともに、児童・生徒の文化芸術に関する各種助成等の積極的な周知と、申請に関わる支援を行った。</p> <p>1 スクールコンサートの開催（学校巡回公演） (1) 実績 7公演9校 ア 鑑賞者 634人（児童、生徒、保護者等）</p> <div style="text-align: center;">  </div>
教育委員会の評価		<p>多くの小中学校から、事業の各種助成制度を積極的に活用しようとする問い合わせや照会を受けた。</p> <p>スクールコンサートについては、授業で慣れ親しんでいるリコーダーをはじめとする笛の演奏と紹介で児童・生徒の反響も良く、学校サイドからも高い評価をいただいた。今後とも、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、継続して事業の周知や開催の支援を続けていく必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 68

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(2) 伝統文化の保存と継承
		伝統文化
具 体 的 取 組	① 伝統文化の保存と継承	
担 当 課	文化振興課	
内 容	<p>地域で受け継がれてきた石見神楽や田囃子等、各団体が行う伝統芸能の事業について、事業後援や補助申請手続きの支援を行う。</p> <p>また、伝統芸能を保存・継承していくために、各団体が行う後継者育成活動や用具整備等について、文化庁等の各種助成制度活用の申請支援を行う。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>各種支援により後継者を育成し、伝統芸能、伝統文化の継承を図る。</p> <p>団体の活動状況の把握、伝統文化活動等の周知・情報発信等を行い、伝統文化の支援を図る。</p>	
29 年 度 の 実 績	<p>文化庁が助成する「文化遺産を活かした地域活性化事業」を通して、石見神楽をはじめとする地域の文化遺産普及啓発を目的とした事業実施をすることとしたが、この事業は市町村単位で1事業として申請するため申請件数は1件のみとなった。</p> <p>また、平成26年度からは、文化庁事業として「伝統文化親子教室事業」が継続されており、各団体から申請を募った。平成29年度の決定件数は3団体2件（三隅生け花子ども教室、百人一首暗唱教室・浜田市けん玉親子教室《百人一首とけん玉は共同で申請》）となった。</p>	
教 育 委 員 会 の 評 価	<p>文化庁が助成する「文化遺産を活かした地域活性化事業」については、実行委員会を組織して実施し、申請数は1件。「伝統文化親子教室事業」は3団体から2件の申請があり、両事業とも助成決定となっている。</p> <p>今後とも、一般財団法人地域創造が行う「地域の文化・芸術活動助成事業」「地域伝統芸能継承者（青少年等）育成事業」などに組み込まれている伝統文化継承事業の積極的な運用を促進するため、関係諸団体と連携し広報媒体の積極的な活用を図ることで事業の活用団体を広げていくとともに、その周知や申請に係る支援を進める必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 69

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		文化財保護
具 体 的 取 組	① 文化財の収集・保存	
担 当 課	文化振興課	
内 容	<p>浜田固有の地域財産である文化財を網羅的に収集、把握し、調査研究を図るとともに、その成果を蓄積することで、情報提供等の活用が円滑に図られるように努める。</p> <p>また、特に重要な文化財については指定し、後世に伝える。</p>	
29 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門機関等への協力や調査研究の充実 2 調査研究成果の蓄積 3 文化財指定の推進 	
29 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門機関等との協力・共同調査業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 島根県近代和風建築総合調査（島根県文化財課） (2) 石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界の研究（島根県古代文化センター等） (3) 国家形成期の首長権と地域社会構造の研究（島根県古代文化センター等） (4) 浜田地震関係史料調査（島根県古代文化センター等） 2 指定文化財候補の調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 金城資料館たたら関係史料調査（石見银山資料館） (2) 浜田中央図書館所蔵史料調査 	
教 育 委 員 会 の 評 価	<p>専門機関との協力と共同調査により、市内の文化財に対する新たな情報収集や再評価を行った。こうした調査研究成果を蓄積し、長期的な視点で文化財指定に取り組む必要がある。</p> <p>指定文化財候補は外部の専門家の指導を受けながら調査・研究を進め、文化財指定と保護を進める必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 70

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		文化財保護
具 体 的 取 組	② 文化財の活用	
担 当 課	文化振興課	
内 容	文化財の調査研究成果を基に活用を図り、子どもたちをはじめ、市民の方々が郷土への愛着や誇りが持てるように取り組むとともに、浜田の歴史・文化に関する市内外からの照会等に対して、情報提供等の協力、支援を行う。	
29 年 度 の 目 標	文化財の調査研究成果を基に各種情報媒体への協力、支援を含め、文化財情報の公開と発信を進めることにより、市民の方々が郷土への愛着や誇りを持てるようにする。	
29 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 照会対応業務 次の業務等に対応した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 浜田藩の国目付について (2) 中世浜田における毛利家家臣について 2 各種研修会等における歴史・文化の普及 24回 学校、公民館、地域の団体等において11回の浜田市の歴史・文化に関する講演等を行った。 3 総合的な学習・社会科見学等への協力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 浜田郷土資料館 小学校4校・高校1校 (2) 金城資料館 小学校1校 (3) 三隅歴史民俗資料館 小学校3校 	
教育委員会の評価	市内外からの様々な照会があり、突発的な対応も多い。準備対応が大変な点もあるが、こうした情報の蓄積を行うことが重要である。 また、各講演会への講師派遣や資料館を活用した学校教育への支援を行い、浜田市の歴史・文化の普及を図ることができた。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 71

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		文化財保護
具 体 的 取 組	③ 各指定文化財の管理	
担 当 課	文化振興課	
内 容	<p>貴重な文化財を保護し、将来にわたって保護、活用が図られるように、行政、所有者、地域が一体となって管理に努める。 また、ユネスコの無形文化遺産である石州半紙の伝承を図るため、石州半紙技術者会と連携して後継者育成に努める。</p>	
29 年 度 の 目 標	<p>文化財が市民共有の財産であるという意識を高め、文化財所有者、地域と連携し、指定文化財が将来にわたって保護、活用が図られるよう努める。</p>	
29 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定文化財12件に対し、所有者の申請に基づき補助金を交付し、保護管理を行った。また、市が管理団体のものは、所有者と協力し、保護管理を行った。 2 1月25日(木)に三隅自治区の文化財を対象とし、極楽寺・龍雲寺・大麻山神社において、文化財防火デーパトロールを行った。 3 石州半紙技術者会への国庫補助事業である重要無形文化財伝承事業を通じた協力、定例会参加による情報交換を行った。 	
教育委員会の評価	<p>市民や所有者と協力して文化財防火デー関連事業、補助金による維持管理事業を行い、指定文化財の保護活用を図ることができた。 石州半紙技術者会は技術伝承と後継者育成を行っており、今後とも継続して連携と支援を行う必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 72

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		調査研究
具 体 的 取 組	④ 市内遺跡発掘調査事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	計画的に分布調査や発掘調査等を実施することにより、埋蔵文化財を把握し、各種開発事業との円滑な調整を図る。 また、遺跡台帳を整備し、基本情報の取得が容易に行えるように取り組む。	
29 年 度 の 目 標	計画的な調査により、埋蔵文化財の把握に努め、浜田市内の各種開発事業との円滑な調整を行う。 また、調査成果を公開し、活用を図る。	
29 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 浜田市内の各種開発事業の申請に基づき、18件の分布調査と1件の試掘調査を行い、状況により工事中の立会を行った。浜田城内の分布調査を行い、基本情報の整理を行った。 2 三隅益田道路整備事業に関しては、島根県教育委員会の実施する発掘調査に情報提供などの協力を行った。また、矢原川ダム建設工事に伴い、島根県教育委員会と協力して対象地の分布調査を実施した。 	
教育委員会の評価	各開発事業に対応して調査を実施し、文化財保護と他の公益との円滑な調整を図ることができた。道路・ダムなどの大型事業は島根県と協力して調査を行い、継続して事業との調整を図ることができた。 引き続き、紙媒体及びインターネットでの埋蔵文化財の情報公開を行い、文化財の有無の照会に迅速に対応する必要がある。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 73

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		調査研究
具 体 的 取 組	⑤ 市誌編纂事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、散逸する資料の収集、整理に努めている。	
29 年 度 の 目 標	市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、全市的な資料の収集、整理、調査研究を行い、その成果を活用していくとともに、広く情報発信を行う。	
29 年 度 の 実 績	1 石見地域に関する文書の収集と整理 (1) 近世史関係 ア 長浜・斎藤家文書目録作成 イ 三隅・大賀家文書目録作成 ウ 長濱・盆屋山根家文書目録作成 エ 島根県立図書館所蔵史料調査 オ 桑原韶一氏蔵文書（谷田家文書）目録作成 カ 宇野屋俵家文書目録作成 キ 埼玉県川越市図書館・博物館資料調査（松平周防守家関係） ク 旭歴史民俗資料館所蔵古文書の目録作成 ケ 津和野藩関係史料調査	
教育委員会の評価	市誌編纂事業は、専門の嘱託職員を1人配置し、資料収集を図っている。しかし、古文書の寄附や調査依頼が多く、当面の目録作成と史料解読業務が増加している。 資料は確実に蓄積されており、図書館への資料と情報の提供などレファレンスにも反映させている。研究成果を広く発信する準備を継続して行う必要がある。 市誌編纂から刊行への将来的な方向性を検討する必要がある。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 74

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり 浜田城周辺整備
具 体 的 取 組		① (仮称) 浜田歴史資料館整備事業 (平成29年度より事業名変更)
担 当 課		文化振興課
内 容		資料館については、現在、6施設が設置されているが、効果的な施設管理、運用を図るため、再配置計画を検討するとともに、平成31年に迎える浜田開府400年記念を契機として、浜田全体の歴史、文化を紹介する資料館整備について、平成28年度までの計画を見直し、検討を行う。 なお、名称については、浜田城周辺整備検討会において、神楽の上演ができる多目的ホールの整備を取り止めたことにより「神楽」を削除し、事業名を変更した。(平成29年1月17日)
29 年 度 の 目 標		1 既設資料館の再配置について 附属機関の審議を踏まえながら、方向性を検討する。 2 (仮称) 浜田歴史資料館整備について これまで議会や市民の皆さんから頂いた貴重な意見を踏まえながら、既存施設との複合化や立地、規模、機能、コスト等について検討する。
29 年 度 の 実 績		1 既存資料館の再配置に関する検討 資料館の現状把握や今後の在り方について、平成25年度から浜田市文化財審議会と浜田市資料館運営協議会で議論を行い、平成28年度に諮問し、答申を受けた。答申では浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、三隅歴史民俗資料館、弥栄郷土資料展示室の4施設を1施設に統廃合し、金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館の2施設を1施設に統廃合する方向性が示されたことから、これを踏まえた上で検討した。 2 (仮称) 浜田歴史資料館整備に関する検討 資料館整備については、関係部署と調整、検討を行いながら既存施設との複合化を含め、立地、建設費、コスト等について検討を進めたが、計画を具体的に議論できる段階までには至らなかった。
教育委員会の評価		既存資料館の再配置については、附属機関の意見を踏まえながら方向性について取り纏めることができたが、今後の具体的な在り方については、資料館整備とも関連し、内容や年度計画を示すことができていない。 資料館整備については、整備案の検討を進めたが、議論や意見交換が行える段階まで計画を詰めていくことができなかったため、引き続き、検討を図る必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 75

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり
		浜田城周辺整備
具 体 的 取 組	② 浜田城周辺整備事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	平成31年に迎える浜田開府400年記念を契機に浜田城周辺を整備することにより、子どもたちをはじめ、市民や観光客が浜田に対して愛着や誇りがもてるように環境づくりを図る。	
29 年 度 の 目 標	浜田城及び周辺を整備して、公園としての環境づくりを行うため、浜田城周辺整備基本方針（城山公園整備）に基づき、関係部署と調整、検討を図りながら、保安林や県立自然公園、県指定文化財等の関係法令手続きを進める。	
29 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係課との調整及び関係法令を所管する機関との調整を図り工事に着手した。 2 保安林について 関係機関と協議して、許可が受けられるように調整を図った。 3 県立自然公園について 自然環境調査結果を踏まえ、関係機関と調整し、許可が受けられるように取り組むとともに、城山内の動植物に影響が生じないように配慮した。 4 県指定文化財及び埋蔵文化財について 城山に広がる浜田城の遺構を保護するため、浜田城の保存管理及び活用の方向性について整理し、整備工事の実施と県指定文化財から国指定文化財にできるよう検討を進めた。また、整備によって遺構がき損しないように事前に発掘調査を実施した。 	
教育委員会の評価	<p>浜田城周辺整備基本方針（城山公園整備）に基づき、関係法令の所管機関との調整を図り、工事を円滑に進めることができた。特に浜田城の保存管理及び活用についての方向性を整理したことで、将来にわたって保護、管理を可能にするとともに、県指定史跡から国指定史跡へ向けた協議も進めることができる段階となった。</p> <p>本事業と文化財との調整を図るため、発掘調査を実施し、保護を講じるとともに、浜田城の塀の構造や造成の状況、出土瓦などに関する学術的な成果も明らかとなっている。なお、本事業については、今後も浜田市文化財審議会等と協議を行い事業を進める必要がある。</p>	

3. 浜田市教育振興計画の目標達成度について

3 浜田市教育振興計画の目標達成度について

I 学校教育の充実

(1) 生きる力の育成

(学校教育課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
「総合的な学習の時間」で学習したことが普段の生活や社会に出たときに役立つと思う子どもの割合の増加	小6 98.5%	小6 79.7%	※項目なし			
	中3 74.1%	中3 71.6%	※項目なし			
	目標値	小6 90.0%, 中3 80.0%				
	目標の説明	全国学力・学習状況調査による肯定率				
「総合的な学習の時間」において、自分で調べ学習活動に取り組んでいると思う子どもの割合の増加	小6 57.7%	小6 67.3%	小6 72.6%			
	中3 52.7%	中3 60.3%	中3 71.9%			
	目標値	小6 65.0%, 中3 60.0%				
	目標の説明	全国学力・学習状況調査による肯定率				

※全国学力・学習状況調査において質問項目がなくなったため。

(2) 一人ひとりを大切にす教育の推進

(学校教育課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
自分には良いところがあると思っっている子どもの割合の増加	小6 79.1% (76.1%)	小6 75.6% (76.3%)	小6 78.5% (77.9%)			
	中3 73.9% (67.1%)	中3 71.6% (69.3%)	中3 73.6% (70.7%)			
	目標値	小6 86.0%, 中3 77.0%				
	目標の説明	全国学力・学習状況調査による肯定率 (括弧内は全国)				

(3) 食育と体づくりの推進

(教育総務課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
学校給食での地域食材利用率の増加	58.2%	70.9%	71.8%			
	目標値	70.0%				
	目標の説明	市内小中学校の給食における地元食材利用率				

II 家庭教育支援の推進

(1) 家庭教育支援の充実

(生涯学習課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
親学プログラムの実施回数増加	11回	17回	12回			
	目標値	25回				
	目標の説明	親学プログラムを活用した学習機会の提供回数				

III 社会教育の推進

(1) ふるさと郷育の推進

(生涯学習課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
ふるさと郷育ネットワーク団体数の増加	3団体	8団体	8団体			
	目標値	9団体				
	目標の説明	中学校区でふるさと郷育を協議するネットワーク団体の数				
学校支援活動に参加したボランティア人数の増加	7,528人	6,836人	6,340人			
	目標値	8,500人				
	目標の説明	学校支援地域本部事業のボランティアの延べ参加者数				

(2) 公民館における人材育成と拠点整備事業

(生涯学習課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
地域課題の解決支援事業を実施する公民館数の増加	3公民館	17公民館	15公民館			
	目標値	26公民館				
	目標の説明	「地域課題の解決支援事業」に取り組む公民館の数				

(3) 図書館サービスの充実

(中央図書館)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
図書館利用登録率の増加	34.3%	36.3%	40.5%			
	目標値	40.0%				
	目標の説明	市民の図書館利用者カード登録者の割合				
市民一人当たりの図書貸出冊数の増加	5.0冊	5.4冊	5.3冊			
	目標値	7.0冊				
	目標の説明	市民一人当たりの年間の図書貸出冊数				

IV 生涯スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

(生涯学習課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
総合スポーツ大会参加者の増加	2,623人	2,397人	2,430人			
	目標値	4,000人				
	目標の説明	総合スポーツ大会への年間参加者の数				

(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上

(生涯学習課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
トップアスリート教室の開催回数 の増加	2回	3回	4回			
	目標値	4回				
	目標の説明	トップアスリートによる教室の年間開催回数				

(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備

(生涯学習課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
軽スポーツ教室の開催回数 の増加	6回	12回	12回			
	目標値	12回				
	目標の説明	市が主催する軽スポーツ教室の年間開催回数				

V 歴史・文化の伝承と創造

(1) 芸術・文化の振興

(文化振興課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
石央文化ホール 利用者数の増加	51,560人	56,374人	※47,441 人			
	目標値	55,000人				
	目標の説明	石央文化ホールの年間利用者数				
市内美術館にお ける創作活動等 の受講者数の増 加	9,763人	10,082人	9,639人			
	目標値	10,000人				
	目標の説明	市内美術館でワークショップ、創作活動、講座等によって 芸術に触れる人数				

※平成29年度は大規模改修のため、平成29年12月11日から平成30年3月9日まで休館。

(3) 文化財の調査・保存と活用

(文化振興課)

目標	計画時	28年度	29年度	30年度	32年度	33年度
文化財の指定・ 登録件数の増加	66件	66件	66件			
	目標値	70件				
	目標の説明	国、県、市が指定した文化財の件数				

浜田城・北前船関係展示案内施設について

1 整備方針(案)の考え方

浜田開府 400 年に向けて、城山公園の整備工事が進む中、外ノ浦が北前船寄港地として日本遺産に追加認定された。そのため、御便殿を整備し、浜田城や北前船の歴史を多くの方々にご理解いただける施設とする。

2 施設名称(案)について

御便殿の整備については、(仮称)浜田城・北前船関係展示案内施設としてきたが、今後の準備を進めるにあたり、早い段階で施設名称を定める必要があり、下記のとおり整理し、施設名称(案)を「浜田城資料館」とする方向である。

- ・浜田城跡に立地し、イメージしやすいこと。
- ・展示案内は、浜田城を中心に城下町が形成されるとともに、城下町の港に北前船が寄港して発展したことを紹介するものであること。
- ・御便殿活用検討会議、浜田城資料館建設期成同盟会から「浜田城資料館」として提案いただいていたこと。
- ・「浜田城に関する資料館及び城山整備基金」(平成 19 年 3 月 23 日 条例第 19 号)の名称で寄付を受けてきたこと。

3 整備スケジュール

平成 30 年度													
内容		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
御便殿	・改修関係 ・展示関係					議 会 説 明	補正予算 案上程	←	←				
				内部協議				入札		改修設計 展示設計・資料準備			
公衆トイレ整備								←	←				
								入札		トイレ設計			

平成 31 年度													
内容		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
御便殿	・改修・外構 工事 ・展示関係		←	←		改修・外構工事 展示工事・資料備品 搬入	←	・開府 400 年記念式典 (10 月) ・施設・公衆トイレ供用開始 (10 月)					
			入札			設置条例案上程							
公衆トイレ整備			←	←									
			入札			トイレ工事							

投票所の変更について

下記のとおり4箇所の投票所において、場所の変更等見直しを行いましたので報告します。

記

1 場所の変更

① 第7投票区

対象区域 浅井町各町内及び銀天街町内

浅井公民館 ⇒ ラ・ペアーレ浜田1階創作室

② 第15投票区

対象区域 片庭町、港町、瀬戸ヶ島町、大辻町、元浜町

原井小学校 ⇒ 県浜田合同庁舎1階県民フロア

③ 第29投票区

対象区域 上府町（荒相を除く）

三宅集会所 ⇒ 上府自治公民館

【理由】

投票所のバリアフリー、車で来場される場合の駐車場や投票所の空調設備等投票環境を改善するため。

2 隣接投票所への統合

④ 第60投票区

対象区域 三隅町矢原

矢原自治会館 ⇒ 黒沢公民館

【理由】

有権者の減少により立会人の選出等投票所の運営が困難となったため。

3 実施時期

平成31年4月執行の県知事・県議選挙から変更

4 周知方法

事前にチラシの全戸配布を行い、市報での周知、入場整理券発送時に周知する。

市有財産の売却状況について

1 市有財産売却計画〔目標値〕

	区分	件数	面積	売却見込額	備考
平成 30 年度	土地	23 件	7,508 m ²	135,000 千円	
	建物	3 件	435 m ²	9,000 千円	

2 主な物件の売却状況

(平成 30 年 11 月 30 日現在)

売却物件 (所在地)	区分	面積	売却金額	備考
①熱田市営住宅跡地1 (熱田町1029番1)	土地	1,040.21 m ²	9,200,000 円	8 月公募 9 月入札
②熱田市営住宅跡地2 (熱田町1029番4)	土地	1,005.81 m ²	10,020,000 円	
③旧七条一般住宅 (金城町七条イ975番34)	土地	299.66 m ²	2,713,500 円	
	建物	79.24 m ²	1,443,420 円	
④旧原井小学校跡地 ※1 (片庭町86番3)	土地	1,519.41 m ²	48,253,920 円	9 月公募 10 月入札
⑤旧城北住宅2号棟 (弥栄町木都賀イ811番22)	土地	523.05 m ²	1,359,660 円	
	建物	116.00 m ²	2,850,487 円	
⑥岡見住宅団地 (三隅町岡見10番50)	土地	304.34 m ²	4,883,700 円	随時公募 (先着)
⑦旧那賀会館跡地 ※2 (殿町78番2)	(土地)	(279 m ²)	(公募延期)	(H31 年度 公募予定)
合 計 (売却済 6 物件)	土地 6 件	4,692.48 m ²	76,430,780 円	
	建物 2 件	195.24 m ²	4,293,907 円	
			80,724,687 円	

※1 「④旧原井小学校跡地」は、浜田市土地開発公社所有の隣接地を一括公募し、売却した。

※2 「⑦旧那賀会館跡地」は、浜田城堀跡の発掘調査のため、来年 11 月以降に公募を延期する。

3 公募中の物件

(1) 入札による公募中の物件 ※公募期間／平成 30 年 12 月 3 日(月)～翌年 1 月 4 日(金)

売却物件 (所在地)	区分	面積	最低売却価格	備考
旭ヶ丘教職員住宅 (旭町今市1134番1)	土地	408.57 m ²	2,350,000 円	公募中※ 1 月入札予定
	建物	240.00 m ²	4,630,000 円	

(2) 随時公募中の住宅分譲地

売却物件 (所在地)	区分	面積 (1 区画)	売却単価	備考
重富住宅団地〔1 区画〕 (旭町本郷)	土地	331.13 m ²	10,000 円/m ²	先着順
岡見住宅団地〔9 区画〕 (三隅町岡見)	土地	約 300 m ²	15,884 円/m ² ～	